



現代ロシアの司法制度改革 : 付:邦訳『裁判システム法』, 『裁判官地位法』, 『治安判事法』, 『人民参審員法』

森下, 敏男

(Citation)

神戸法学年報, 17:31-158

(Issue Date)

2001

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81005157>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005157>



現代ロシアの司法制度改革

—付：邦訳『裁判システム法』、『裁判官地位法』、『治安判事法』、『人民参審員法』

森 下 敏 男

はじめに—ロシアの司法制度は変わったか？

第一章 司法権の独立原則

第一節 ソビエト権力時代の司法権

- (1) 司法権の独立原則の否定
- (2) 司法権の従属性

第二節 ベレストロイカと司法制度改革

- (1) 1988年ソ連憲法の改正
- (2) 1990年ソ連憲法の改正
- (3) 1989年ソ連邦裁判所構成基本法・裁判官地位法

第三節 ソ連邦の崩壊と「司法権の独立」原則の確立

- (1) 1991年司法改革コンセプト・1992年ロシア共和国裁判官地位法
- (2) 1993ロシア連邦憲法

第二章 現代ロシアにおける裁判官の地位

第一節 裁判官の任命

- (1) 社会主義時代の裁判官の人事
- (2) 裁判官の自治機関と裁判官資格協議会
- (3) 現代ロシアの裁判官人事

第二節 裁判官の「特権」

- (1) 裁判官の「解任」

(2) 裁判官の不可侵性

(3) 裁判官の特典

第三節 人民参審員

第三章 裁判所システム

第一節 裁判所制度

(1) 歴史的展開

(2) 裁判所の種類

(3) 軍事裁判所

(4) 治安判事

第二節 管轄と審級

(1) 裁判所の内部構造

(2) 裁判管轄

(3) 審級制度

第四節 法ヒエラルヒーの保障システム

おわりに

資料① 裁判所の組織図

資料② 審級制度

資料③ ロシアの司法制度関係法令リスト

資料④ 邦訳：1996年ロシア連邦裁判システム法

資料⑤ 邦訳：1992年ロシア連邦裁判官地位法

資料⑥ 邦訳：1998年ロシア連邦治安判事法

資料⑦ 邦訳：2000年ロシア連邦一般管轄裁判所人民参審員法

はじめに—ロシアの司法制度は変わったか？

ソ連・ロシアの体制転換により、経済・社会・政治体制が根本的に変わったことは言うまでもない。国家諸制度についても、権力集中のソビエト体制は解体して議会制度と大統領制度が導入され、立法権・執行権の構造とその相互関係は根本的に変化した。では三権の残る一つ、司法制度はどうなのか。この点については、一言で語るのは難しい。

2000年10月の第5回全ロシア裁判官大会において、レベジェフ最高裁長官は、司法改革について、「全く行われていない」説、「改革は後れている」説、「改革は行き過ぎた」説という矛盾した三つの評価が存在することを指摘している（『ロシア司法』2001年1号5頁）。ヴィツィン大統領付属裁判権整備問題評議会副議長も、司法改革について、「いかなる改革も行われていない」、「それは完了した、またはほとんど完了した」という両極の意見があると語っている（『ロシア司法』2001年4号2頁）。このように、司法制度改革の実状については、評価が分かれる傾向が強い。それは司法制度の種々の側面において、改革の進展度に大きな跛行性が見られるからである。

次のような側面においては、司法制度改革は大いに進展している。まず司法権の独立という近代的原則が承認された。憲法裁判所の設立によって、違憲審査が頻繁に行われている。仲裁委員会の仲裁裁判所への改組によって、企業間の紛争の解決も裁判所の管轄となった。行政訴訟も提起できるようになった。他方で次のような側面については、旧制度は残存している。一般監督権など強大な権限を有する検察制度は健在である。弁護士制度については、未だ新しい弁護士法が制定されていない。また制度面では大きな変化のみられる裁判所についても、訴訟制度のソフトの面では、当事者主義的な対審構造の確立にはほど遠い状況である。法律家の法意識も、旧態依然としたものがある。

では「改革は行き過ぎた」というのは何か。これは、主として、裁判官の身分保障が進みすぎ、終身制度になっていることを指す。そのため裁判官の腐敗

が進んでいるという批判の声も強い。皮肉なことに、司法権が独立し、裁判官の身分が保障されたために、古い体質の裁判官が温存されてしまい、改革の障害になっているという問題もある。

このように司法制度改革の進み具合には跛行性が見られるが、全体として、他の領域に比べれば、転換の遅れが感じられる。そこで2000年にプーチン政権が成立して以来、あらためて司法制度改革が急がれることになった。プーチン大統領は、これまで立法権、行政権の改革に従事してきたが、今後は改革の「第二陣」として、司法制度改革に取り組むと語っている。ペレストロイカの時期にも、司法制度の改革は、「第二陣」と位置づけられていたのを思い出す(拙稿「ソビエト国家システムの改革」、『神戸法学雑誌』第39巻第3号629頁参照)。立法・行政権に比べて、司法制度は第二ランクの権力とみなされているようである。

こうして2001年6月、プーチン大統領の指示の下に、コーザック大統領府副長官をチーフとする司法制度改革の作業グループが発足し、司法制度の改革に関わる新しい法案の作成が進んでいる。この改革の動向について、大統領をはじめとする執行権力、および左右両派を含む議会は、積極的な姿勢を示している。それに対して司法界には、かなりの戸惑いが見られる。裁判官と検察官は、共に改革に対して消極的な対応を示しているのである。両者は既得権益を守ろうとしている点において共通しているが、その方向性はむしろ正反対であるともいえる。検察官は社会主義時代以来の強大な権限を維持したいと考えているのであるが、裁判官は逆に、社会主義の崩壊によって獲得した新しい地位を守ろうとしているのである。

以下本稿では、社会主義下の司法制度の転換のプロセスと、ロシア司法制度の現状を明らかにしたいと思う。当初は、現状の問題点と今後の展望についても論じる予定であったが、そこまで及ぶことができなかった。なおロシアの裁判所システムは、憲法裁判所、普通裁判所、仲裁裁判所の三本立てであるが、

本稿が対象とするのは、主として普通裁判所である。また裁判所制度と深く関わっている検察制度・弁護士制度についても、ここでは取り上げない。その他陪審制度や、刑事手続上の人権問題なども重要な論点をはらんでいるが、別稿の課題としたい。

第一章 司法権の独立原則

第一節 ソビエト権力時代の司法権

ソビエト権力下の司法制度について、ここで全面的に論じることはできないので、概略を示すに留まる。

(1) 司法権の独立原則の否定

社会主義時代には、人民権力の統一性の名の下に、権力分立論が一般的に批判されていたのであるから、そのコロラリーとしての「司法権の独立」原則が否定されていたのも当然であった。司法権は人民権力の一部として人民に従属すべきあり、その独立は問題外であった。司法権の独立は、司法権を「人民から独立」させることになると批判されたのである（拙著『ソビエト憲法理論の研究』創文社、1984年、439頁以下参照）。

社会主義時代には、立法権、執行権、司法権（裁判権）という概念そのものが基本的には存在しなかった。そのため憲法典の編集上の裁判所の位置づけも独特のものとなっていた。1977年のソ連憲法では、第5編が「ソ連邦における国家権力および管理の最高諸機関」と題されているが、このうち「国家権力の最高機関」とは最高会議を、「管理の最高機関」とは政府を意味した。前者が立法機関に、後者が執行機関に一応対応しているかにみえるが、社会主義時代はそのような表現は用いられていないし、また実際対応してもいなかった。1990年に大統領制が導入されたときは、それに関する条項はこの第5編に編入

された。そして第6編「加盟共和国の国家権力および管理の諸機関の構築の基本原則」を挟んで、第7編が「裁判、仲裁および検察監督」と題されていた。司法権は地方諸機関の規定の後に位置づけられていたのである。1978年のロシア共和国憲法の場合は、第5編「ロシア共和国における国家権力および管理の最高諸機関」の後、第6編「ロシア共和国内の共和国における国家権力および管理の最高諸機関」、第7編「ロシア共和国における地方の国家権力および管理の諸機関」、さらに第8編「ロシア共和国の経済・社会発展国家計画およびロシア共和国の国家予算」を挟んで、やっと第9編が「裁判、仲裁および検察監督」となっている。このように当時は、裁判権が立法・執行権と並ぶ位置にあるとは考えられていなかったのである。

また、今見たように、社会主義時代の憲法では、裁判機能と行政的な仲裁機能、検察官の機能が統一的に把握されている。90年12月のソ連憲法改正、91年5月のロシア憲法改正で、仲裁委員会は仲裁裁判所に改組されたので、先の表題は「裁判および検察監督」に変わった。法令集の類でも、裁判所に関する法令は、憲法とは別に、治安関係の部分に収録されるのが普通であった。今手元にある1975年編纂の『ソ連邦法律集』全4巻などもそうである。ペレストロイカの時期（1989年以降）に編纂された11巻からなるソ連邦法律集成（Свод Законов СССР）では、第1巻「社会・国家体制」に、憲法を中心とした国家機構に関する法令が収録されているのに対して、最終第10巻（第11巻は索引等）は、「裁判・検察監督・仲裁・法秩序維持」と題され、裁判制度に関する法令、民事・刑事訴訟法典の外、刑法典、行政的違法行為法典、矯正労働法典、内務機関法などが収録されている。飲酒との闘いに関する法令などもここに収められている。裁判所が、治安機関として位置づけられているという印象が強いのである。¹¹⁾ 同時期に刊行されたロシア共和国の法律集成（全9巻）も、

(1) 弁護士クチュレーナは、ソ連・ロシアの裁判所の特徴を、次のように説明している。
レーニン時代は「御座者に対するテロの道具」、スターリン時代は「旧政治的反対」

同じ編成方式を採っている。

プーチン政権下の司法改革に関連して、ヴィッツィン大統領付属裁判権整備問題評議会副議長は、今司法制度のいかなる「改革」も問題にならないという。なぜなら「それ以前のいかなる時期にも、わが国にはいかなる裁判権も存在せず、いかなる法律—この語の正確な意味での—も存在しなかったのだから」。したがって問題になるのは、司法制度の「改革」ではなく、新たな「形成」なのであった（『ロシア司法』2001年4号2頁）。

（2）司法権の従属性

社会主義時代の司法権の従属的地位は、次のような諸制度および諸現象に表現されていた。

①裁判官の選挙制・リコール制・報告義務制

末端の人民裁判所判事は人民による直接選挙、上級の裁判所判事は各レベルのソビエトによる選挙（任命といった方がよいと思うが、全公務員の選挙制といったコミュニオン原則に忠実であるように装うためか、ソビエト法では「選挙」と呼ばれていた）であった。例えば、ソ連邦最高裁判事はソ連邦最高ソビエト（最高会議）による選挙、州裁判所判事は州ソビエトによる選挙であった。もっとも当時は選挙といっても、ソビエト自体の選挙同様、候補者は共産党によって予め一人に絞られていた。裁判官の任期は5年であった。裁判官は、それを選出した有権者・ソビエトに対して責任を負い、報告義務を負った。例えばソ連邦最高裁は、毎年1回ソ連邦最高会議において活動報告を行い、後者はそれを確認する決定を採択していた。末端の人民裁判所の判事の場合は、任期の終了の際に、一度行っただけというのが普通だったようである。裁判官のリコール

「者をあぶり出して登録する制度」、フルシチョフからチェルネンコまでの時代は「犯罪との闘争機関」。彼女は、これらは本来の裁判所の機能ではなく、裁判官の役割は「仲裁者」、「レフェリー」であると論じているのである（『ロシア新聞』98年12月16日）。

は、件数は少なかったようであるが、年間10件近くはあったようである。

②最高会議（幹部会）の憲法統制権・法律解釈権

社会主義時代の裁判所は法律を解釈するのではなく、法律を適用する機関とされていた。このことは具体的には、次のことを意味した。下位の法令が上位の法令に矛盾する場合（法律が憲法に、政令・省令が法律に違反する場合など）、裁判所は、下位の法令の効力を失わせる権限がないばかりでなく、違憲・違法の下位法令を適用せざるを得ないということである¹¹⁾。

憲法の順守を保証する憲法統制権はソ連邦最高会議幹部会が有し、具体的には、加盟共和国の法令がソ連邦の法令に違反する場合、前者を破棄することができた（1977年ソ連憲法第121条第4項）。実際には、社会主義時代は、共産党による支配が徹底していたから、ソ連邦と加盟共和国の法令が矛盾することはなかったし、仮にあったとしてもそれは政治的に解決されたであろうから、ソ連邦最高会議のこの権限が実際に行使されることはなかった（必要がなかった）。しかし共産党の統制機能が衰えたペレストロイカ期には、6件実例がある（拙稿「社会主義的法治国家論の検討（下）」、『神戸法学雑誌』第38巻第4号、1989年703頁以下、「現代ソ連の法律戦争」、『神戸法学雑誌』第41巻第2号、1991年366頁以下参照）。

法律解釈権を有するものも、最高会議幹部会であった（1977年ソ連憲法第121条第5項。1990年の憲法改正で、法律解釈権は最高会議そのものへ移った）。この権限もほとんど行使されることはなかったが、ソ連時代の後期に若干実例がある（拙稿「社会主義的法治国家論の検討（下）」、『神戸法学雑誌』第38巻第4号、1989年691頁参照）。そのほかソ連邦最高会議幹部会は、ソ連邦および加盟共和国の政府の決定・処分について、それがソ連邦の法律に違反すると判断した場合は、破棄することができた（1977年ソ連憲法第121条第7項）。このようにソ

(1) ただし、後でも論じるが、1982年のソ連邦最高裁の決定は、法律に違反する省庁の訓令については、それを適用しないよう下級審に指示していた（拙稿「社会主義的法治国家論の検討（下）」、『神戸法学雑誌』第38巻第4号、1989年692頁、「現代ソ連の法律戦争」、『神戸法学雑誌』第41巻第2号、1991年341頁以下参照）。

連邦においては、合憲性・合法性を保証するのは裁判所ではなく、最高会議幹部会であった。裁判所はこの最高会議に従属する存在にすぎなかったのである。

なおソ連邦検事総長はソ連邦最高裁総会に必ず出席しなければならず（1979年ソ連邦検察庁法第38条）、また最高裁総会の決定（判決を含むと解される）が法律に適合しないと判断したときは、その見解をソ連邦最高会議幹部会に提出する義務を負う（同第40条）ことになっている。最高会議幹部会は検事総長の見解を検討し、しかるべく最高裁を指導することになる。

③裁判所の位置づけ

社会主義時代には、裁判所は犯罪・法違反との「闘争機関」と位置づけられていた。裁判官は中立の審判者ではなく、当事者そのものであった。フォコフ法務省付属法律アカデミー主任研究員は、これまで裁判所の基本的機能は抑圧的なものであり、「裁判所は事実上何よりも弾圧を促進する国家装置の一環」であった（『国家と法』2001年1号4頁）と語っている。裁判所の治安機能的な理解が、憲法や法令集の編別構成にも表現されていたことは、前項で見たとおりである。ソ連・ロシアでは「法保護機関」という言葉がよく用いられる。これは裁判所、検察機関、警察機関、保安機関（秘密警察）、税関、税務警察などを一括する表現である（スハレフ他編『大法律辞典』2001年）。裁判所がこれら諸機関と共に「法保護機関」の一つとされることも、その治安機能的な把握を示していた。

またソ連邦最高裁判所法（1979年）は、最高裁の使命の一つとして、市民を「祖国と共産主義の事業への忠誠の精神」で教育することをあげている（第1条第3項。1981年のロシア共和国裁判所構成法第3条第5項も同じ）。このように裁判所は、社会主義のための闘争機関であり、教育機関とされていたのである。裁判所のこのような位置づけが、その独立性を妨げる要因の一つであったことは言うまでもない。

④検察官の裁判監督・裁判官の有罪志向

ソ連・ロシアの検察官は、裁判の当事者になるが、しかしむしろ当事者以上の存在であり、より高次の立場から裁判を監督する機能を有している。このことを検察官による「裁判監督」と呼ぶが、詳細は、別に検察官について論じる際に譲りたい。また一般に、裁判官よりも検察官の方が高い権威をもっており、前者は後者に頭が上らない傾向がある。特に社会主義時代は、ほとんどの一般市民は最高裁長官の名前を知らなかったが、検事総長の知名度は遙かに高かった。大学時代に成績の優秀だった学生が検察官になり、そうでない学生が裁判官になる。検察官の提出する起訴状がそのまま判決になるとか、検察庁における取調が裁判の本番であり、公式の裁判はその補足にすぎないなどと言われていた。このような傾向は裁判所の「有罪志向」と呼ばれる。

⑤党機関への従属・電話法

社会主義の時代には、裁判所・党機関・検察機関の三者は、裁判所の運営をめぐって定期的に会合を重ねていた。また党・国家の有力者は、しばしば裁判官に電話をかけて圧力を加えた。このことは、電話が法を作るという意味で、電話法と呼ばれた（拙稿「ソビエト刑事司法のベレストロイカ」、『ジュリスト』904号、1988年）。

第二節 ベレストロイカと司法制度改革

(1) 1988年ソ連憲法の改正

1985年にゴルバチョフ書記長が誕生し、以後改革運動が展開されるが、特に1988年にはソ連憲法が改正され（『ソ連邦最高会議通報』88年49号727番）、以後急進的な政治改革が推進されることになる。この憲法改正により、裁判所制度については、裁判官の身分保障を強める方向で次の三点の改正がなされ、司法権の独立に向けて第一歩が踏み出された。

①裁判官選出（任命）機関の格上げ。末端の人民裁判所は、従来の市民による直接選挙から、一つ上級のソビエト（例えば州人民代議員ソビエト）による

選出へ変わった。州裁判所の裁判官は、州ソビエトではなく、一つ上級の加盟共和国最高会議が選出することになる。これは、裁判所に対する権力の介入を避けるための措置である。従来は、例えば州裁判所判事は州ソビエトが選出し、前者は後者に責任を負っていたため、後者（州ソビエトおよびそれによって任命される州行政機関）の干渉を排除することが困難であった。選出権が一級上のソビエトに移行すれば、今度は一級上のソビエトの干渉が懸念されるが、同レベルのソビエトの方が、より直接に裁判の結果に利害関係を有することが多いため、このような改正がなされたのである。

ソ連邦最高裁判事はソ連邦最高会議が選出する以外にないし、加盟共和国最高裁判事、自治共和国最高裁判事、自治州裁判所判事、自治区裁判所判事も、それぞれその主体性を尊重して、一級上ではなく、同じレベルのソビエトが選出したから、これらは従来どおりということになる。軍事法廷の判事も、従来どおりソ連邦最高会議幹部会が選任した。

人民参審員は、従来どおり、末端の人民裁判所の場合は市民の直接選挙で、上級裁判所の人民参審員は、同レベルのソビエトが選出した。

このように裁判官の選挙制（用語に疑問はあるが）自体は維持され、それとともに裁判官の責任原則も維持された。ソ連憲法第152条第7項は、「裁判官および人民参審員は、それを選出した機関または有権者に対して責任を負い、それらに報告義務を負い、法律の定める手続に従ってリコールすることができる」と定めているが、この規定はそのまま維持されたのである。

②任期の延長。従来は裁判官の任期は5年、人民参審員は2年半であったが、これがそれぞれ10年、5年と2倍に延長された。裁判官の身分保障を一步進め、その独立性を強化するためである。

③裁判官の独立。もともと1977年のソ連憲法には「裁判官および人民参審員は独立であり、法律にのみ従う」（第155条）という規定があったが、88年の改正で、この条文に、次の第2項、第3項が追加された。第2項「裁判官および

人民参審員には、その権利および義務の障害なき効果的実現のための諸条件が保証される。裁判官および人民参審員の裁判権限行使の活動に対するいかなる干渉も許されず、それは法律により責任を追及される」、第3項「裁判官および人民参審員の不可侵性、およびその独立性のその他の保証は、ソ連邦裁判官地位法およびソ連邦・加盟共和国のその他の法令によって定められる」。

その他1988年の改憲では、憲法監督委員会の新設が決まった（ソ連憲法第125条）。これは裁判所ではなく、人民代議員大会に従属する特別の機関であり、憲法の裁判所の章（第20章）ではなく、人民代議員大会・最高会議の章（第15章）に位置づけられている。この第125条は1990年12月23日にさらに改正され（『ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報』89年29号574番）、同日憲法監督委員会法も制定されている（『ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報』89年29号573番。拙訳『神戸法学年報』6号、1990年）。

1978年のロシア共和国憲法の司法権に関する規定は、連邦と加盟共和国の相違に基づく技術的相違を除けば、1977年ソ連憲法のそれと基本的に同じである。このロシア共和国憲法は1989年10月27日に改正された（『ロシア共和国最高会議通報』89年44号1303番）。その改正内容は、既述の1988年12月のソ連憲法の改正と同じであり、裁判官の選出方法の一部変更、任期の延長、裁判官の不可侵性の強調などである。つまりこの改憲は、ロシア共和国が約一年後れてソ連邦の改正に従ったものである。また89年のロシア共和国の改憲は、88年のソ連憲法の改憲に応じて、ロシア共和国にも憲法監督委員会を設置することを規定していた（ロシア共和国憲法第119条）。しかし実際にはこの機関は設置されないまま、90年に再び改憲されることになる。すなわち1990年12月15日のロシア共和国憲法の改正（『ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報』90年29号395番）により、憲法監督委員会構想は放棄され、それに代わって憲法裁判所が設置されることになった（同第119条）。憲法裁判所の形成・活動手続は、憲法裁判所法によって定められることになっている。

(2) 1990年ソ連憲法の改正

1990年12月26日、再びソ連憲法が改正された（『ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報』91年1月3番）。これは主として大統領制の強化を図ったものである（拙稿「ソビエト大統領制の強化」『神戸法学雑誌』第41巻第1号、1991年）が、司法制度についても裁判官の責任原則を緩和する改正がなされた。既述のように、ソ連憲法第152条第7項は、「裁判官および人民参事員は、それを選出した機関または有権者に対して責任を負い、それらに報告義務を負い、法律の定める手続に従ってリコールすることができる」と規定していた。今回の改正で、選出機関（有権者）に対する責任制、報告義務制が廃止され、リコール制だけが残された。また仲裁委員会が廃止され、仲裁裁判所に改組された（ソ連憲法第163条）。つまり経済紛争を解決する機関としてソ連邦の最高仲裁裁判所および加盟共和国の同様の機関が設置されることを定め、また裁判官の活動に対するいかなる干渉も許されないことを規定している。

1991年5月24日、ロシア共和国憲法が改正された（『ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報』91年22号776番）。司法関係の主たる改正点は、90年12月のソ連憲法の改正に対応して、仲裁委員会を仲裁裁判所に改組することであった。ロシア共和国憲法の第21章のタイトルは、「裁判所および仲裁委員会」から「ロシア共和国の裁判システム」に変わり、憲法裁判所、普通裁判所、仲裁裁判所の3系列の裁判所システムが規定された。他方で仲裁委員会の規定（ロシア共和国憲法第175条）は、削除された。仲裁裁判所制度のその後の展開については、別項で詳しく論じたとおりである（拙稿「市場経済移行下ロシアの経済紛争」—仲裁裁判所法の邦訳、仲裁訴訟法典の抄訳を含む—、『神戸法学年報』第13号、1997年、「ソ連邦における計画契約と経済紛争」、『神戸法学雑誌』第42巻第2号、1992年）。

91年5月24日の改憲では、もう一カ所、第168条の「ロシア共和国における

裁判権限は、法律および裁判所の前における市民の平等原則に基づいて実現される」の「市民」の語が、「当事者」に変更された。つまり市民一般ではなく、裁判の当事者の平等原則である。これは些細な言葉の問題ではなく、重要な裁判原則を表現したものである。それまでのソ連の裁判は職権主義的、糾問主義的性格が強く、また検察官は裁判を監督する独特の立場にあった。これを当事者主義的な対審構造に転換し、裁判官は公平なアンパイアに徹するという、その後明確になる方針の萌芽がここにみられる。

既述のように、1990年12月のソ連憲法改正は、裁判官の選出機関（有権者）への責任制、報告義務制を廃止していたが、91年5月のロシア憲法の改正は、なぜかこの点には及んでいない。

（3）1989年ソ連邦裁判所構成基本法・裁判官地位法

社会主義時代の1977年ソ連憲法のもとの、裁判所制度に関する基本法令は次のようであった。ソ連邦では、1979年のソ連邦最高裁判所法（『ソ連邦最高会議通報』79年49号842番）、1980年の裁判所構成基本法（『ソ連邦最高会議通報』80年27号545番）、ロシア共和国では、1981年のロシア共和国裁判所構成法（『ロシア共和国最高会議通報』81年28号976番）、1981年のロシア共和国の地区（市）人民裁判所選挙法と地区（市）人民裁判所人民裁判官・人民参審員リコール手続法（『ロシア共和国最高会議通報』81年28号977、978番）などである。

ベレストロイカの時期には、1980年のソ連邦の裁判所構成基本法に代わり、1989年に新しいソ連邦裁判所構成基本法とソ連邦裁判官地位法が制定された。旧裁判所構成基本法を二つの法律に分割して、規定し直したかたちになっている。二つの新法の内容は、既述の1988年のソ連憲法の改正に対応するものである（この時期には、対応するロシアの法律の方は改正されていない）。80年の旧法と89年の新法の相違は次の通りである。

「裁判所の任務」についての規定（共に第3条）を比較すると、旧法では

「社会主義的合法性および秩序の全面的強化、ならびに犯罪および法違反の予防」となっていた部分が、「社会主義的法治国家、合法性および法秩序の全面的強化、社会的正義の原則の確認、民主化および人民自治の一層の発展の保証、法違反の予防、ならびに市民の教育」に代わっている。前者は秩序志向が極めて強いが、後者は法治国家化、民主化を志向している。また前者では、「裁判所はそのすべての活動によって、市民を、祖国および共産主義への献身の精神で、またソ連憲法およびソビエトの法律の正確かつ不屈の執行、社会主義的所有を大切にすること、労働規律の遵守、国家的・社会的義務への誠実な態度、市民の権利、名誉および尊厳、ならびに社会主義的共同体のルールへの敬意の精神で教育する」となっている部分（1979年のソ連邦最高裁判所法第1条にも、類似の表現が見られる）が、後者では、「ソ連憲法、加盟共和国憲法、自治共和国憲法およびソビエトの法律の正確かつ不屈の執行、ならびに市民の権利、名誉および尊厳、社会主義的共同体のルールへの敬意の精神で教育」するに代わっている。つまり共産主義的・国家主義的イデオロギーの濃厚な表現が、削除されているのである。

また検察官の役割に関する規定の表現も、大きく変わった。旧法第15条は、「ソ連邦検事総長およびそれに服属する検察官は、ソ連邦および加盟共和国の定める法令の根拠と手続に基づき、裁判所における事件の審理に際して、法律の執行を監督する。検察官は、裁判官の独立およびその法律のみへの従属の原則の厳格な遵守に際して、裁判所の任務の実現を促進する」と規定していた。検察官のこの機能を「裁判監督」と呼ぶことがある。このように社会主義時代の検察官は裁判所よりも高い立場にあり、裁判官の活動を監督していたのである。この点は新法第16条では、「ソ連邦検事総長およびそれに服属する検察官は、ソ連邦および加盟共和国の法令の定める根拠および手続に従い、裁判所における事件の審理に参加する」という一般的な表現に変わった。

次に1980年のソ連邦裁判所構成基本法から、1989年のソ連邦裁判官地位法へ

の変化をみてみよう。「裁判官および人民参審員は、その選出機関または有権者に対して責任を負い、それらに対して報告義務を負う」点で両者は共通している（旧法第34条、新法第1条第2項）。既述のように、1990年12月のソ連憲法改正は、裁判官の選出機関（有権者）への責任制、報告義務制を廃止したが、89年制定のソ連邦裁判官地位法ではまだ維持されていたのである。裁判官および人民参審員のリコール制も、両者共に規定している（旧法第35条、新法第17条）。

社会主義時代には「司法権の独立」という原則は認められなかったが、個々の裁判に際して外部からの干渉は許されないという意味で、「裁判官の独立」という概念は用いられていた。新旧両法は、共に「裁判官および人民参審員は独立であり、法律にのみ従う」という規定をおいている（旧法第10条、新法第3条第1項）。ただ新法は、この裁判官の独立性を保障するための措置をより詳細に規定している。

この措置には二つある。一つは裁判への介入を処罰することである。第二は、裁判官の不可侵性の保障である。具体的には、89年のソ連邦裁判官地位法は、判決作成のための裁判官会議の非公開制、裁判所の活動に必要な組織的・技術的条件の創出、裁判官の物質的・社会的保障などを列挙している（第3条第2項）。さらに裁判所に対する不敬な態度や裁判所を無視するような行為は責任を問われること（第4条）、裁判官・人民参審員の活動への介入を禁止し、客観的な審理を妨害したり違法な判決を得る目的で裁判官・人民参審員に影響力を行使することは刑事責任を追及されること、マスメディアは裁判の結果を予想したり、裁判所に影響を与えてはならないことを規定している（第5条）。これらは旧法にはなかった新しい規定である。それは、既述のように、1988年のソ連憲法改正（第155条第2項）で、裁判官の活動への干渉禁止が規定されたことの反映である。

ペレストロイカ期には「グラスノスチ」（公開制）のスローガンのもとに、

それまで隠されていた情報が公にされ始めた。そしてソ連において党・国家の官僚による裁判への介入が多いことも明らかにされた(拙稿「ソビエト刑事司法のペレストロイカ」、『ジュリスト』904号、1988年、参照)。このような現象を示すために、「電話法」(官僚などが電話で裁判官に圧力を加える)という言葉がよく用いられた。このような状況の下で、当時は、裁判への介入を阻止することが、司法改革の最重要課題と考えられていたのである。

そこで裁判官地位法の上記の規定を具体化するために、1989年には、ソ連邦裁判所不敬責任法という法律も制定された(『ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報』89年22号418番)。この法律は、裁判への干渉、裁判官・人民参審員に対する脅迫や侮辱、判決の執行拒否・妨害、裁判所への不敬な態度(証人・被害者・原告・被告の悪質な出廷拒否、裁判長の指示に対する不服従、審理中の秩序侵害、裁判所またはその規則に対する明らかな蔑視を証明する行為)、人民参審員の出廷妨害、裁判所の特別決定または裁判官の提案の放置といった行為に対する刑罰や行政罰を定めている。このソ連邦の裁判所不敬責任法の制定を受けて、1989年12月11日にはロシア共和国刑法典が改正され(『ロシア共和国最高会議通報』89年50号1477番)、裁判干渉罪など同じ犯罪類型が追加されている。

裁判所の権威を高めるためには、長期的な戦略として、司法文化を向上させ、法治国家を築き上げていく以外にない。この裁判所不敬責任法は、刑罰や行政罰の力によって裁判所の権威を高めようとしている点において、伝統的なソビエト的思考の枠内の産物であった。

さて、裁判官の独立性を保障するためのもう一つの方法は、裁判官の不可侵性の保障である。この点について80年の裁判所構成基本法は、裁判官・人民参審員の刑事責任の追及、勾留、裁判手続による行政罰の賦課には、加盟共和国またはソ連邦の最高会議幹部会の同意が必要としていた(第36条)。89年のソ連邦裁判官地位法は、このルールを基本的に継承すると共に、刑事訴追権者をソ連邦検事総長または加盟共和国検事長に限定し、管轄裁判所をソ連邦または

加盟共和国の最高裁判所のみとした。また裁判官・人民参審員の逮捕、拘引、行政罰賦課は許されないと定めた(第6条)。こうして裁判官は、行政責任を免除されることになった。その後、規律責任も免除されることになり、その点が批判を浴びて、再改正論の対象となることになる。

1980年のソ連邦裁判所構成基本法に対応するロシア共和国の法律は、1981年のロシア共和国裁判所構成法(『ロシア共和国最高会議通報』81年28号976番)である。1989年にソ連邦の新しい裁判所構成基本法が制定された後も、ロシア共和国の方は新しい裁判所構成法を制定していない。したがって、今日でも81年のこの法律(ソ連邦崩壊後部分的改正あり)が、現行法なのである。

以上のように、ペレストロイカ期の司法改革は、中途半端なものであった。「司法権の独立」原則が、明確に語られることはなかった。裁判官の任期は5年から10年に延びたが、なお任期付きであり、その人事権は依然としてソビエトが握っていた。他方で裁判官は行政罰を科せられないなど、その後批判を浴びるような行き過ぎもあった。

第三節 ソ連邦の崩壊と「司法権の独立」原則の確立

(1) 1991年司法改革コンセプト・1992年ロシア共和国裁判官地位法

「司法権の独立」原則が公式に宣言された最初の文書は、ソ連邦崩壊直前の1991年10月24日にロシア共和国最高会議が採択した「ロシア共和国における司法改革のコンセプトについて」の決定(『ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報』91年44号1435番)である。この「コンセプト」は、大統領の提案を最高会議が承認したものである。以後この文書は司法制度改革の出発点となる基本文書として、しばしば言及されることになる。

この決定では、司法改革が民主的法治国家の必要条件であり、また経済活動の発展のための優先的課題の一つとされている。そして司法改革の主要課題の一つとして、「裁判権を、国家メカニズムにおいて、立法・執行権から独立で、

自主的な影響力ある力として確認すること」が掲げられている。その他、人権保障、裁判手続における民主的諸原則の確立、法維持機関の物質的・技術的保障などがあげられている。ここでは、一方で司法権の独立原則が明記されると同時に、他方で「法維持機関」という言葉が反復され、裁判所、司法省、検察機関、内務機関、予審機関が同列に扱われているのが気になる。この文書は、さらに今後の改革の方向性として、陪審裁判を求める権利の承認、役職者の違法行為を訴える可能性の拡大、勾留等の裁判統制の確立、当事者主義的な対審制原則や無罪推定原則の確立などを列挙している。

1991年末にソ連邦が崩壊した後、1992年6月には、ロシア連邦の裁判官地位法が制定された（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』92年30号1792番）。この法律は、「裁判権は自主的であり、立法権および執行権から独立に作用する」（第1条第2項）と、法律の上で初めて司法権の独立原則を明記した。また裁判官は独立で法律のみに従い、誰にも報告義務を負わないという原則も掲げられている（第1条第4項）。裁判官の報告義務制は、ソ連憲法では廃止されていたが、ロシア憲法の方は、形式的には残っていたのである。裁判所・裁判官に対する不敬な態度の責任に関する規定もある（第1条第5項）。

92年の裁判官地位法の最も重要な改正点は、裁判官の任期制を廃止したことである。その第11条は、「ロシア連邦における裁判官の権限は、一定の期間によって制限されない」と規定し、また第12条は、「裁判官は更迭され」ず、本人の同意なしに配置転換もされないことを定めている。こうして裁判官は、終身制となったのである。しかしこのことは、当時の憲法（裁判官の任期を10年と規定）に抵触していた。そこでこの法律の施行規則（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』92年30号1793番）は、この第11条は、憲法が改正されるまで施行されないと定め、最高会議立法委員会に憲法改正案の準備を指示している。なおこの憲法改正以前に選任された裁判官には、従来の任期（10年）が適用されることになる（同施行規則第1条）。1988年以前に選出された裁判官の任期

は5年であったから、87年、88年に選出された裁判官の任期は92年、93年に切れるのであるが、これらの裁判官の多くについては、憲法改正まで任期を延長する措置がとられた（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』92年32号1880番）。

92年の裁判官地位法は、さらに裁判官の独立性を保証するために、その不可侵性、物質的・社会的保障について詳細な規定をおいているが、それについては後述する。

さて、裁判官の任期制廃止に関するロシア憲法の改正は、1992年12月に行われた（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』93年2号55番）。憲法第164条第6項は、89年の改正で「すべての裁判所の裁判官の任期は10年である」と定めていたが、92年の改正で、「ロシア連邦における裁判官の権限は、ロシア連邦の憲法および法律によって別段の定めがない限り、一定の期間によって制限されない。裁判官は更迭されない」（第164条第8項）と変更された。こうして裁判官の任期制は廃止され、終身制に変わったのである。なお人民参審員の任期は5年のままである。

またロシア憲法では、裁判官の選挙機関（有権者）に対する責任制、報告義務制の規定が残っていたが、今回の改正で廃止された（第164条第9項）。これらは90年のソ連憲法改正で廃止されていた。ソ連憲法に違反するロシア憲法の条項は無効であるから、ロシア憲法の関係条項は、実質的には失効していたのであるが。さらにソ連憲法では最後まで残っていた裁判官のリコール制も、今回のロシア憲法改正で廃止された。ただし人民参審員の選挙機関（有権者）に対する責任制、報告義務制、リコール制は維持されている。こうして裁判官の身分保障が画期的に強化されたのである。

司法制度に関する1992年のロシア憲法改正は、もう一点ある。「法律および裁判所の前における当事者の平等」という原則に、「対審制」が追加され、「法律および裁判所の前における当事者の平等および対審制の原則」に基づいて裁判は行われることになった（第168条）。既述のように、この条項は、91年5月

の改正で、「市民」の語が「当事者」に改められたのであったが、今回の改正は、当事者主義の方向性を一層明確にしたものである。

1993年4月14日、先のロシア連邦裁判官地位法第11条が改正された（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』93年17号606番）。第11条は、連邦憲法または連邦の法律が「別段の定めをしない限り」、裁判官に任期の制限はないとしていた。この「別段の定めをしない限り」の部分が、「本条第2項および第3項に定める場合を除いて」に改められた。つまり第11条に第2項と第3項が追加され、終身制の例外が2つ定められたのである。第2項は、「治安判事は、その管轄の及ぶ管区の住民によって、5年の任期で選挙される」、第3項は、「地区（市）人民裁判所の裁判官、および部隊（陸軍、艦隊、統合軍）の軍事裁判所の裁判官は、最初5年間の任期で任命し、その後その任期の制限なしに任命することができる」と規定している。後者は試用期間ということになる。この5年間の試用期間は、さらに1995年6月21日の法改正で、「3年間」に改められた（『ロシア連邦法令集』95年26号2399番）。

(2) 1993ロシア連邦憲法

社会主義の崩壊過程で、ロシアでは各種の憲法案が発表されるが、その多くは権力分立原則を明確にし、立法権、執行権、裁判権を並列する編集方式を採用していた。1993年12月にはロシア連邦の新憲法が制定されたが、それは社会主義の崩壊と新体制の成立を法的に宣言する文書となった。この新憲法では、第4章「大統領」、第5章「議会」、第6章「政府」、第7章「裁判権」という編別構成をとっている（地方自治はその後の第8章にくる）。

1993年新憲法第7章は「裁判権」と題されている。権力分立原則の否定されていたロシアでは、「裁判権」という概念自体珍しいことであった（立法権、執行権概念も同じである）。司法権の独立に関する直接の規定はないが、総則的規定（第1章）の第10条は、「ロシア連邦における国家権力は、立法権、執

行権および裁判権の分立に基づく。立法権、執行権および裁判権は自主的である」と定めている。「裁判官は独立であり、ロシア連邦憲法および連邦法にのみ従う」(第120条)、「裁判官は不可侵である」(第122条)といった原則が続く。その他裁判の公開原則、裁判の対審制、陪審制度などが定められている(第123条)。裁判所の財政は、連邦財政によって賄われる(第124条)。

憲法第121条第1項は、「裁判官は更迭されない」と規定しているが、裁判官地位法が定めるような「任期によって制限されない」という規定はない。同第2項は、「裁判官の権限は、連邦の法律の定める手続および根拠による場合を除いて、終了または停止されることはない」と規定している。したがって法律によって任期制や定年制を導入することは可能と解せられる。現在は裁判官地位法によって、基本的には終身制であるが、既述のように、治安判事など例外がある。

裁判官は任命制であり、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づいて議会の連邦院(上院)が任命し、その他の連邦裁判所裁判官は、ロシア連邦大統領が任命する。従来は、裁判官の人事は「ソビエト」による事実上の任命制であったが、その権限の一部を上院が継承したことになる。ロシア連邦大統領は、憲法裁判所や最上級の裁判所の裁判官の提案権と、下級の連邦裁判官の任命権を有するから、この点で大統領の権限は強まった。

1993年ロシア連邦憲法には、第2編として、移行期の過渡的規定がおかれている。その第5項によれば、「ロシア連邦における裁判官は、この憲法の定める権限に従い、裁判権を行使する。ロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、憲法の発効後、その選出された任期が満了するまで、自らの権限を維持する。欠員は、この憲法の定める手続によって補充される」ことになっている。つまり旧憲法下で裁判官となった者は、引き続き裁判官であり続けるわけであるが、当初の任期が満了となれば、裁判官の地位を失うことになる。1992年12月の憲

法改正で、裁判官の任期制は廃止されたが、それ以前に選出された裁判官は、10年（1988年以前は5年）の任期がくれば、失職することになる。例えばロシア連邦最高裁の現在の長官のレベジェフ氏は、1989年に最高会議によって任命された。当時は任期10年であったから、レベジェフ長官の任期は1999年に満了した。その後再任されたが、その際政局に関連して駆け引きがあったといわれている（拙稿『現代ロシア憲法体制の展開』信山社、2001年、334頁参照）。

なお旧憲法にあった最高会議（幹部会）の憲法統制権、法律解釈権のようなものは、当然ながら、1993年のロシア連邦憲法には存在しない。

さて1996年には、憲法的法律の一つであるロシア連邦裁判システム法（『ロシア連邦法令集』97年1号1番）が制定された。¹¹⁾この法律の第1条第2項は、「裁判権は自主的であり、立法権および執行権から独立に作用する」と、司法権の独立原則を定めた。その第5条は、「裁判所の自主性と裁判官の独立性」と題され、裁判官（陪審員、人民参審員）は連邦憲法と法律にのみ従い、いかなる者の意思からも独立に裁判権を行使すること、裁判官の独立性を侵害するような法令の公布は許されないこと、裁判への介入は責任を問われることなどを規定している。

裁判官の任命手続は憲法の規定するとおりであるが、裁判システム法は、さ

(1) 末端の裁判所は、社会主義時代には、公式的には「地区（市）人民裁判所」、略称としては「人民裁判所」と呼ばれていた。その後「人民」という社会主義的ニュアンスの言葉は回避されるようになり、地区裁判所と称されるようになった。1996年の裁判システム法以後は、「地区裁判所」の表現が公式のものとなったが、他の法律では古い表現が残っており、そのためロシアの文献の表現もさまざまである。本稿でも厳密には使い分けていない。また本稿では、「州レベルの裁判所」という言葉を頻繁に用いている。「州レベル」とは、「共和国」、「道」、「州」、「自治州」、「自治区」を意味しているが、これらすべてを列記するのは煩瑣だからである。ロシア連邦が発足した1992年以後は、これらはすべてロシア連邦の「連邦構成主体」になったから、それ以後は「連邦構成主体の裁判所」と呼ぶ方が好都合かもしれない。しかしこの表現は、「連邦構成主体が管轄する裁判所」と誤解されるおそれがある。「州レベル」の裁判所は、連邦管轄の裁判所であるから、そのような誤解を避けるため、本稿では「州レベルの裁判所」という表現を使い続けることにする。

らに裁判官資格協議会の関与について規定している。このことは後述する。裁判官は更迭されない(第15条第1項)。連邦裁判所の裁判官は、ロシア連邦憲法または連邦の憲法的法律に別段の定めがない限り、任期はない(第14条)。裁判官地位法が、治安判事について5年の任期を定めていることは既述のとおりであるが、治安判事は連邦の裁判官ではない(連邦構成主体の裁判官)から構わないわけである。ただ裁判官地位法は、地区人民裁判所の裁判官なども最初は3年の任期付き(いわば試用期間)で任命することができると定めており(第11条第3項)、裁判システム法に違反している疑いが強い。

第二章 現代ロシアにおける裁判官の地位

第一節 裁判官の任命

(1) 社会主義時代の裁判官の人事

繰り返しになるが、社会主義時代、末端の人民裁判所判事は人民の直接選挙、それ以外の判事は、各レベルのソビエトによる任命制であった。

1981年のロシア共和国の「ロシア共和国地区(市)人民裁判所選挙法」(『ロシア共和国最高会議通報』81年28号977番)で、この制度の概要を見ておこう。人民裁判所の裁判官および人民参審員の選挙は、普通・平等・直接選挙である。人民裁判官の選挙は秘密投票制であるが、人民参審員の方は公開投票制である。人民裁判官の選挙は、小選挙区で行われ、選挙委員会がそれを管理する。問題なのは候補者選抜権である。人民裁判官の候補者を提案できるのは、ソ連邦共産党、労働組合、コムソモール、協同組合およびその他の社会団体の地方組織、ならびに勤労集団、軍部隊の軍勤務員集会である(第35条)。実際にはこれら諸団体がそれぞれ候補者を出すわけではなく、共産党の地方組織の指導のもとに、各選挙区毎に独りの候補者が選抜されるわけである。現実には裁判官は再選されることが多かったが、「選挙前の1年前、半年前になると、当局の氣に

入られるように、狂気のようにうろたえ、そわそわした」ものだという（『独立新聞』99年6月16日）。

人民参審員の方は、選挙区毎の選挙ではなく、地域・職場・軍部隊など100人以上の有権者が単位となり、その集会で選出される。この集会を招集するのは選挙委員会ではなく、共産党その他の社会団体である。候補者を抜擢するのも、共産党その他の社会団体である。候補者に対する賛否の投票は公開投票で行われる（第58条）。公開投票の理由は明らかでないが、集会で選出するのであるから、ロシア革命直後のソビエト選挙がそうであったように、挙手等の公開投票で行うのが自然であるのかもしれない。共産党の強固な支配体制のもとで、公開投票によって反対意見の封殺を狙ったとは考えにくい。集会による選挙は、場当たりのになりがちだから、偶発的事件が起こりうる。それを阻止する政治的意味はあるかもしれない。

いずれにしても、ソ連の選挙一般がそうであったように、予め誰が当選するか決まっている選挙でしかない。「ロシア共和国地区（市）人民裁判所選挙法」は、選挙についての詳細な規定をおいているが、それが空しくなるような実態であった。同日「地区（市）人民裁判所人民裁判官および人民参審員リコール手続法」も制定されている。裁判官や人民参審員を選出した選挙母体が、リコールもできるというものであるが、詳細は省略する。

1988年の憲法改正や、1989年のソ連邦の裁判官地位法により、末端の裁判官もソビエトによる任命制に変わったことは既述のとおりである。この裁判官地位法によれば、裁判官になるための資格は次のようであった（第8条）。①末端の人民裁判官は、25歳以上のソ連市民で、最高法学教育を受け、2年以上の法律専門職の経歴を有し、資格試験に合格した者。②上級裁判所裁判官は、ソ連市民で、最高法学教育を受け、5年以上の法律専門職の経歴（通常は2年以上の裁判官としての経歴を含む）を有する者。③軍法会議裁判官は、兵役に就いている25歳以上のソ連市民で、最高法学教育を受け、士官の階級位を有する

者。初めて軍法会議の裁判官に選出される者は、資格試験に合格していなければならない。④通常の人民参審員は、25歳以上のソ連市民、軍法会議の人民参審員は、兵役に就いているソ連市民。

裁判官の候補者の選抜は、かつては共産党を中心とした社会団体が行っていた。州レベル以上の裁判官や、人民裁判所長などは、いわゆるノメンクラトゥーラ（公式の選任手続とは別に、共産党機構が背後で直接任免権を掌握していたポスト）に属していたのではないと思われる。89年の裁判官地位法では、候補者の選抜は、候補者の所属する労働集団の推薦と登録、裁判官資格協議会の結論に基づいて、法務機関（法務省や地方の対応する機関）が行うことになっている。初めて候補者になった者は、ソ連邦法務省の定める専門教習を受けなければならない。さらに具体的な候補者の提示は、地区（市）人民裁判所から自治共和国最高裁までの裁判官については、加盟共和国の法務省と最高裁が共同で行い、加盟共和国最高裁の場合はソ連邦の法務省と最高裁の意見を考慮に入れて、加盟共和国の法令の定める手続で行われる（第9条）。ソ連邦最高裁や軍法会議の裁判官、人民参審員の候補者選抜については、なぜか規定がない。

89年の裁判官地位法によれば、裁判官を任命する機関は、地区（市）人民裁判所、州・道・市裁判所の裁判官については、一級上の対応する人民代議員ソビエトである。これら裁判所の人民参審員は、地域・職場の市民集会で、公開投票で選出される。それ以外の裁判所の裁判官は、それぞれ対応するソビエトが選出する。ソ連邦最高裁はソ連邦最高会議が、自治区裁判所は自治区人民代議員ソビエトというように。これらの裁判所の人民参審員も、同じく対応するソビエトが選出する。軍法会議の裁判官はソ連邦最高会議幹部会が、人民参審員は軍勤務員集会在選出する（後者は公開投票）。任期は既述のように、この時期は、裁判官はすべて10年、人民参審員はすべて5年であった。ただしある事件の審理中に任期が満了した場合は、その事件の審理が終わるまで任期は継続する。人民参審員は交替で職務に従事するが、原則として1年間に2週間以

内とする（第10条）。

（2）裁判官の自治機関と裁判官資格協議会

ロシア革命後のネップの時期には、全国の裁判官の大会が開かれていた。その後スターリン時代以降、この種の組織は姿を消した。1989年のソ連邦の裁判官地位法は、州レベルなどの「裁判官代表者会議」についての規定をおいているが、全国的なものではない。この裁判官代表者会議は毎年開かれ、裁判実務の諸問題について審議し、ソ連邦や加盟共和国の最高裁に、指導的解釈を求めたり、提案を行ったりする。また裁判官資格協議会を選出する（第14条）。ロシア共和国でも、89年12月に、「裁判官代表者協議会招集・実施手続規程」（『ロシア共和国最高会議通報』89年50号1479番）が制定されている。

このうち特に重要なのは、裁判官資格協議会である（89年ソ連邦裁判官地位法第15条）。裁判官資格協議会は、裁判官の候補者の選抜と、裁判官の独立性を保証することをその目的とする。ソ連邦最高裁の裁判官資格協議会と、加盟共和国最高裁の裁判官資格協議会は、それぞれの最高裁がその内部から選出する。自治共和国・道・州・自治州・自治区の裁判官協議会は、それぞれのレベルの裁判所裁判官および末端の人民裁判所裁判官からなる裁判官会議で選出される。地区（市）人民裁判所レベルでは、資格協議会は設置されない。裁判官資格協議会は、初めて人民裁判官に選抜される候補者の資格を審査し、また資格試験を実施する。裁判官候補者の選抜可能性について意見を述べ、裁判官のリコールの問題について意見を述べる。裁判官の規律責任の問題を審理する。その他ソ連邦最高裁と加盟共和国最高裁の裁判官資格協議会は、裁判官のリコールや規律責任に関する下級の裁判官協議会の決定に対する訴願を審理する（第16条）。

1989年11月、ソ連邦最高会議によって「ソ連邦裁判所資格協議会規程」（『ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報』89年22号421番）と「裁判官資格審査規程」が

定められ(『ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報』89年22号422番)、これらの制度についてさらに詳細に規定されている。またこれらソ連邦法の展開を受けて、ロシア共和国でも、1989年12月に、最高会議は「ロシア共和国裁判所裁判官資格協議会選挙・活動組織化手続規定」を採択している(『ロシア共和国最高会議通報』89年50号1480番)。

1992年のロシア共和国の裁判官地位法は、「裁判官団体」(судейское сообщество)という概念を用いて、裁判所の内部自治の制度を整備した(第17条)。裁判官全員が構成する裁判官団体は、「裁判権の担い手としての裁判官の利益を表現するために」、以下の諸機関を組織する。

- ①全ロシア裁判官大会とその選出する裁判官評議会
- ②ロシア連邦最高裁判所・最高仲裁裁判所裁判官集会
- ③ロシア連邦内共和国・道・州・モスクワ市・サンクトペテルブルク市・自治州・自治区・軍管区・部隊艦隊集団および仲裁裁判所裁判官大会(代表者会議)とその選出する裁判官評議会

裁判官団体のこれら諸機関は、裁判実務や立法の整備の諸問題を審議し、裁判所関係の法案を検討し、裁判所の仕事の現実的諸問題を審議し、国家機関・社会团体において裁判官の利益を代表し、対応する裁判官資格協議会を選出する。ロシアには89の連邦構成主体があり、各連邦構成主体に2つ(普通裁判所と仲裁裁判所)の裁判官資格協議会が設置されるから、全国では178の裁判官資格協議会があるはずである。しかし現実には174しか存在しない(チェチェン共和国などは欠如。『ロシア司法』2001年1号12頁)。

さて第1回の全ロシア裁判官大会は、1991年9～10月に開かれた。大会は以後ほぼ隔年で開かれ、司法改革について提言を行っている。2000年10月には、第5回全ロシア裁判官大会が開催された。652人の代議員が出席したが、その内訳は、普通裁判所裁判官508人、仲裁裁判所裁判官96人、軍事裁判所裁判官45人、憲法裁判所裁判官3人で、それ以外に20の連邦構成主体の治安判事も参

加した（『ロシア司法』2001年1号2頁）。

裁判官資格協議会は、特に裁判官の人事について重要な役割を果たす⁹⁹。裁判官資格協議会は、裁判官候補者の選抜の外、裁判官の権限の停止・終了、裁判官の独立性の保障等の問題を審議する。裁判官資格協議会の権限、組織化と活動の手続は、ロシア連邦最高会議の承認する裁判官資格協議会規程によって定めることになっている（92年裁判官地位法第18条。ここでの「最高会議」は、1995年の改正で国家院（下院）に改められた）。この裁判官資格協議会規程は、1993年5月に制定された（『ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報』93年24号856番）。

この規程によれば、裁判官資格協議会は、全国の裁判官全員によって構成される「裁判官団体」の機関である。それは、最高裁判官資格協議会の外、末端の地区（市）裁判所を除く各裁判所に設けられる。そのメンバーの選出方法は次のようである。ロシア連邦最高裁判官資格協議会は、全ロシア裁判官大会において秘密投票で選出される。ロシア連邦最高裁判所裁判官資格協議会（各裁判官資格協議会の上級機関であるロシア連邦最高裁判官資格協議会とは別組織である）は、ロシア連邦最高裁判所の裁判官集会で、州裁判所の裁判官資格協議会は、州の裁判官大会（代表者会議）で、秘密投票で選出される。メンバーは、当然全員裁判官である。仲裁裁判所、軍事裁判所も、同様にして裁判官資格協議会を選出する。これら裁判官資格協議会のメンバーの任期は、3年である。

裁判官資格協議会の権限は次のようである。法務機関の長の提案に基づき法務機関付属の資格試験委員会の委員を承認する。裁判官希望者の申請書を審査

(1) 裁判官資格協議会には、人事問題以外にも様々な訴えが激増しているようである。1995年には約4,000件、96年は約7,500件、97年約10,800件、98年約14,400件、99年17,564件である。99年の場合、その内訳は、訴訟の遅延7,467件、訴訟法違反5,068件、訴訟参加者への粗野な態度、日常の品行77件、その他3,647件である。これらの訴えのうち、実際に審理されたのは、98年の場合1,558件だという（『ロシア司法』99年6号4頁、同2000年5号3頁）。

し、対応する裁判所の長に推薦状を書き、あるいはそれを拒否する（これは初採用の場合と思われる）。裁判官の選出の可能性について結論を裁判所の長に提出する（これは上級裁判所の場合であろう。例えばロシア連邦最高裁判所裁判官資格協議会は、ロシア連邦最高裁判所裁判官の選出について、最高裁長官に結論を提出する）。裁判所の長（最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官は除く）、その代理、裁判協議部長の選出についても同様に結論を提出する。裁判官の資格評価を行い、司法官位を授与する。

(3) 現代ロシアの裁判官人事

さて既述のとおり、1992年6月には、ロシア共和国の裁判官地位法が制定された。これによれば、裁判官の資格は、89年のソ連邦裁判官地位法よりも、やや厳格になっている（第4条）。裁判官になりうるのは、25歳以上のロシア連邦市民であり、最高法学教育を受け、資格試験に合格し、「非行」歴がない者である。この最後の「非行」歴は、ソ連邦にはない条件である。また上級審の裁判官の場合は、30歳以上で、5年以上の法律専門職の経歴が、さらに最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官の場合は、35歳以上で10年以上の法律専門職の経歴が必要である。軍事裁判所や特別裁判所の裁判官の場合は、法律によってさらに別の条件を追加することができる。

裁判官の候補者の選抜は、「競争原理」で行われる、と基本精神が定められている。25歳に達し、最高法学教育を受けた者は、裁判官の資格試験を受けることができる。試験を実施するのは地域の法務機関（中央の法務省に対応）に付置される試験委員会であるが、試験委員を承認するのは裁判官資格協議会で

- (1) 裁判官になるための資格試験の実態については、今明らかにする用意がない。いずれにしろこの試験は、それほど重要な意味はもっていないようである。試験といっても、ロシアの多くの試験（大学入試、期末試験等）がそうであるように、口頭試験だけで、厳格なテストにはなっていないと思われる。試験に合格したのに、法知識が著しく欠けているといった例が指摘されている。

ある。試験に合格した者は、裁判官資格協議会に、裁判官の職務への推薦状を申請することができる。裁判官資格協議会は推薦を決定し、またはそれを拒否する。裁判官資格協議会は、裁判所の長に推薦状を提出する（第5条）。

裁判官の選出手続は次の通りである（第6条）。裁判官は、候補者の中から、法律の定める手続で選出される。ロシア連邦最高裁判所、道・州の裁判所、モスクワ市とサンクト・ペテルブルク市の裁判所、および軍事裁判所の裁判官は、ロシア連邦最高裁判所長官の提案に基づいて、ロシア連邦最高会議によって選出される。自治州・自治区の裁判所の裁判官は、それぞれ自治省・自治区の裁判所長の提案に基づいて、自治州・自治区の人民代議員ソビエトによって選出される。地区（市）裁判所の裁判官は、道・州、モスクワ市、サンクト・ペテルブルク市、自治州・自治区の裁判所長の提案に基づき、道以下のそれぞれの人民代議員ソビエトによって選出される。

1991年末のソ連邦の崩壊と、1993年12月のロシア連邦憲法の制定後、1995年6月に、ロシア連邦の裁判官地位法は改正された。さらに1996年には、ロシア連邦裁判システム法（憲法的法律）が制定された。これらの法律により、裁判官の資格は多少厳格になった。つまり末端の地区（市）裁判所の裁判官も5年の法律専門職の経歴が必要となり、上級裁判所の裁判官は、すべて10年の法律専門職の経歴が必要となった（裁判官地位法第4条）。1993年憲法により、最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官は、大統領の提案に基づき、上院が任命することになった。その他の連邦裁判所の裁判官は、法律の定める手続に従い、大統領が任命する（1993年憲法第128条）。

裁判官の任命手続は、裁判システム法第13条によって、次のようにさらに詳しく規定されている¹³⁾。

- (2) それは裁判官地位法第6条の規定と多少異なっているが、憲法的法律である裁判システム法の方が優先する。しかも裁判システム法第13条は、裁判官の任命手続は、憲法および憲法的法律によって定められるとしているから、通常の法律である裁判官地位法では規定できないことになる。他方で憲法第128条は、最高裁判所、最高仲裁裁判所以外の裁判所判事の任命について、「連邦の法律」の定める手続によると定め、

①ロシア連邦最高裁判所・ロシア連邦最高仲裁裁判所の長官。それぞれロシア連邦最高裁判所・ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官資格協議会の「結論」に基づいたロシア連邦大統領の提案によって、ロシア連邦議会連邦院（上院）が任命する。

②ロシア連邦最高裁判所・ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官。それぞれロシア連邦最高裁判所長官およびロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案、ならびにロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所のそれぞれの裁判官資格協議会の「結論」に基づいたロシア連邦大統領の提案によって、ロシア連邦議会連邦院（上院）が任命する。

③軍事裁判所裁判官。当該軍事裁判所の裁判官資格協議会（軍事裁判所の所長・副所長の場合は、最高裁判官資格協議会）の「結論」に基づいたロシア連邦最高裁判所長官の提案によって、ロシア連邦大統領が任命する。

④連邦管区仲裁裁判所の裁判官。当該仲裁裁判所の裁判官資格協議会（管区仲裁裁判所の所長・副所長の場合は、最高裁判官資格協議会）の「結論」に基づき、当該連邦構成主体の立法（代表）機関の提案を考慮に入れたロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領が任命する。

⑤その他の連邦の普通裁判所（州レベルおよび地区レベル）の裁判官。当該裁判所の裁判官資格協議会（州レベルの裁判所の所長・副所長の場合は、最高裁判官資格協議会）の「結論」に基づき、当該裁判所の対応する連邦構成主体の立法（代表）機関と合意したロシア連邦最高裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領が任命する。

⑥連邦構成主体の仲裁裁判所の裁判官。当該裁判所の裁判官資格協議会（連邦構成主体の裁判所の所長・副所長の場合は、最高裁判官資格協議会）の「結

／ている。憲法は、憲法的法律と通常の「連邦の法律」を厳格に区別しており、裁判官の任命手続は後者で定めるとしているのであるから、それを憲法的法律でしか規定し得ないとする先の裁判システム法の規定は疑問である。いずれにしろ、「連邦の法律」で規定しうるものは、当然憲法的法律でも規定しうるから、後者が任命手続を定めていることは問題ないであろう。

論」に基づき、当該裁判所の対応する連邦構成主体の立法（代表）機関と合意したロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領が任命する。

⑦治安判事、連邦構成主体の憲法（憲章）裁判所の裁判官。当該連邦構成主体の法律の定める手続に従って任命（選出）される。

ロシア連邦大統領は、必要な資料を受け取ってから1ヶ月以内に、裁判官を任命し、最高裁判所・最高仲裁裁判所の裁判官候補者を上院に提案し、または提案された候補者を拒否する（裁判官地位法第6条第5項）。このように、「裁判官の任命は、対応する裁判官資格協議会の肯定的結論がある場合にのみ行うことができる」（同第6項）のが特徴的である。かつて共産党が行っていた裁判官の候補者の選抜権を、現在では、裁判官資格協議会が行使しているわけである。

2000年10月の第5回全ロシア裁判官大会におけるジェレブツォフ最高裁判官資格協議会議長の報告によれば、1997年1月から2000年9月までの4年弱の期間に、普通・仲裁・軍事裁判所合計で、11,272人の裁判官任官希望者の申請を審理したという。2000年の9ヶ月だけでは5,590人の申請（その内2,218人は旧法下で期限付きで任命された現職裁判官の再任申請）を審理し、そのうち5,102人（1,700人は現職）については肯定的評価を与え、484人（70人は現職）については否定的評価を与えたという（『ロシア司法』2001年号1号12頁）。否定的結論が出された理由としては、知識不足、過去の仕事の欠陥、非行、実務的・道徳的資質の欠如、本人・その家族の否定的資料、無規律な家族関係、健康状態

(3) この⑥⑦にみられる「連邦構成主体の立法（代表）機関との合意」という条件は、現在の改革の対象の一つとなっている。この規定のため、州レベル以下の裁判所判事の人事は、事実上連邦構成主体が握っているともいう。特にイングーシ共和国は、一貫して「同意」を与えることを拒否しているため、問題になっている（『ロシア新聞』98年3月7日、『コメルサント・デイリー』2001年1月30日）。

などが指摘されている(『ロシア司法』99年6号2頁)。

「裁判官の職務の候補者の選抜は、競争原理に基づいて行われる」ことになっている(裁判システム法第13条第9項、裁判官地位法第5条第1項)。通常の裁判官は、文字どおりの意味での競争選抜はされていないが、州レベルの裁判所の所長・副所長の人事については、一つのポストにつき2～5人の候補者が審査される場合があるという。先のジェレブツォフ報告によれば、1997年1月から2000年9月までの4年弱の期間に、これらのポストに436人が任官申請し、350人が肯定的結論、86人が否定的結論であったという(『ロシア司法』2001年号1号12頁)。

このようにして、レベジェフ最高裁長官によれば、1994年から2000年9月までに、14,784人の地区裁判所裁判官と、2,858人の上級裁判所裁判官が任命されたという。裁判官の任期制が廃止されたのは、1992年の裁判官地位法であった。それ以前に10年の任期付きで任命された裁判官はなお残っているはずであるが、レベジェフ長官によれば、既に事実上すべての裁判官が、新制度下の裁判官に移行したという(『ロシア司法』2001年1号6頁)。

第二節 裁判官の「特権」

(1) 裁判官の「解任」

既述のように、社会主義時代には裁判官のリコール制があり、それは1992年

(4) 普通裁判所のみについてみれば、1996年は1,457人が任官申請し、115人が否定的評価であった。97年は1,701人、98年は3,106人(1,632人は再任)が申請。後者のうち、2,859人(1,583人は現職)については肯定的評価、247人(49人は現職)は否定的評価であった。99年は5,367人(4,085人は現職)が申請、5,100人(4,010人は現職)は肯定的評価、267人(76人は現職)は否定的評価であった(『国家と法』98年6号104頁、『ロシア司法』99年6号2頁、同2000年5号2頁)。

(5) 最高裁判事の任命は、大統領の提案に基づいて上院が行う。大統領が提案した候補者について、上院が任命を拒否したケースは、2件確認できる。最高裁判事の任命については、拙著『現代ロシア憲法体制の展開』(信山社、2001年)258～259、333～334頁参照。

のロシア憲法の改正によって廃止されるまで続いた。その経過は次のようである。

既述の1989年のソ連邦裁判官地位法、同年の「ソ連邦裁判所裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満了前退職規程」、および90年の「ロシア共和国裁判所裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満了前退職規程」は、裁判官の規律責任の問題に関連して、裁判官のリコール制についても規定している。ここでは従来からの伝統で「リコール」という言葉が使われているが、この期には人民裁判所判事の直接選挙制も廃止され、事実上すべての裁判官は「任命」制に変わっていたから、「解任」の語を使った方が適切であろう（直接選挙で選ばれる末端の人民参審員は別であるが）。住民投票によって解職するのではなく、それを任命した一つ上のレベルのソビエトが「リコール」するのだからである。「リコール」の詳細な手続については省略する。なお先の法令の定める「任期満了前退職」とは、健康状態から職務が継続できない場合、本人の同意した転職の場合、自発的辞職の場合などである。この場合も、それぞれ裁判官・人民参審員を選出したソビエト・有権者が、退職の決定を行うことになる。健康状態を理由とした退職の場合は、本人の意思に反する退職があり得るわけである。

さて1992年のロシア共和国の裁判官地位法（現行法）では、裁判官の身分保障は徹底し、任期がなくなると同時に、リコール制も廃止された（ただしこの改正は、1992年末のロシア憲法改正によって正式に発効）。先の90年の「ロシア共和国裁判所裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満了前退職規程」は、正式には、2000年1月制定の「ロシア連邦一般管轄連邦裁判所人民参審員法」の中で、その失効が確認されている（第13条）。

こうして裁判官は終身制となったのであるが、辞めさせられることが無くなったのかといえばそうではない。そこで92年裁判官地位法（および95年の改正）の定める裁判官の権限の「停止」と「終了」についてみておこう（第13条）。

まず権限の「停止」とは、問題解消まで一時的に権限を行使させない状態をいう。裁判官の権限の停止を決定するのは、裁判官資格協議会である。停止措置がとられる事由は、92年法とその95年改正では若干異なるが、ここでは95年改正（現行法）の定める四つの事由を示しておこう。①裁判所の確定判決により失踪宣告を受けた場合。②裁判官の刑事責任追及・勾留に裁判官資格協議会が同意した場合。③ロシア連邦または連邦構成主体の立法機関のメンバーの候補者として選挙運動に参加した場合。④ロシア連邦または連邦構成主体の立法機関のメンバーとして選出された場合。上記の①と③を理由とした権限停止またはその拒否決定については、最高裁判官資格協議会に不服申立ができる。後者の決定は、さらにロシア連邦最高裁判所に訴えることができる。

次に、裁判官の職務の「終了」であるが、これも裁判官資格協議会が決定する。その事由は92年法とその95年改正で若干異なるが、ここでも後者を示せば次のようである（第14条第1項）。①本人の文書による辞職申請。②健康状態またはその他の尊重すべき理由により長期間裁判官の職務を遂行することが不可能であること。③転職またはその他の理由による自らの権限終了の文書による申請。④任期付きの裁判官の場合はその任期の満了。⑤軍事裁判所裁判官の定年による兵役解除。⑥国籍の喪失。⑦裁判官の職務と両立しない活動への従事。⑧裁判官に対する有罪判決、または強制医療処分を適用した判決の確定。⑨裁判官の名誉と尊厳を損なうような、または裁判権の権威を失墜させるような過ちを犯すこと。⑩裁判所による裁判官の行為能力の制限または行為無能力の認定に関する判決の確定。⑪裁判官の死亡または裁判所による死亡宣告の確定。⑫裁判所の廃止または改組の場合の他の裁判所への転勤の拒否。裁判官の権限終了決定は、最高裁判官資格協議会に不服申立することができる。後者の決定は、さらにロシア連邦最高裁判所に訴えることができる。

上記の裁判官の権限終了の12の事由の内、①②④⑥⑩⑫は不名誉なものではないし、事情が変われば裁判官として復帰しうるものである。そこで裁判官地

位法は、これらの事由による裁判官の権限の終了の場合を、裁判官の「離職」と呼び、様々の特典を定めている（第16条）。

先の12の権限終了事由のうち、特に問題になるのは、第⑨号（非行）である。この事由による裁判官の権限終了は、事実上「解任」と言うべきであろう。既述のように、憲法や裁判官地位法は、「裁判官は更迭されない」という原則を定めているため、裁判官地位法は「解任」の語を用いず、自発的辞職の場合や死亡などの場合と一括して、「権限終了」という一般的表現を使用しているのである。ここでは便宜的に、第⑨号による裁判官の権限終了を、裁判官の「解任」と呼ぶことにする。

さて裁判官地位法第14条第1項に基づいて、実際にどれくらいの数の裁判官が、その職務を解かれているのであろうか。1997年の場合726人、98年は934人、99年は741人の裁判官が、その職務を終了している。99年の場合についてその内訳を見ると、自発的辞職280人、健康状態によるもの25人、転職54人、任期満了253人、死亡44人、非行85人である。この「権限終了」となった裁判官のうち、98年の場合は88人が最高裁判官資格協議会に不服を申し立て、その結果72人は原決定承認、10人は破棄、6人は変更となった。99年については、91人が不服申立、71人は原決定承認、10人は破棄、10人は決定変更となった（『ロシア司法』99年6号3頁、同2000年5号3頁）。

なお裁判官の権限終了のイニシアチブをとり、裁判官資格協議会に提案したのは、次の人々であった（1997年1月～2000年9月）。①州レベルの裁判所長68％、②地区裁判所長10％、③最高裁付属裁判事務局管理局長7％、④検察官6％、⑤市民5％、⑥裁判官評議会4％（『ロシア司法』2001年1号13頁）。

次に、裁判官地位法第14条第1項第⑨号によって、事実上「解任」された裁判官の数はどれくらいであろうか。2000年10月の第5回全ロシア裁判官大会におけるジェレブツォフ最高裁判官資格協議会議長の報告によれば、過去4年間で342人の裁判官が「解任」されたという¹¹⁾。同議長は、これは裁判官資格協議

会が有効に機能している証拠であり、誇るべきことであると語っている（『議会新聞』2001年5月31日）。社会主義時代の裁判官のリコールは、年間7～8人であったといわれるから、それに比べると10倍以上に増えたことになる。州レベルの裁判所の所長・副所長クラスで、「解任」が提案されたのは49人であるが、裁判官資格協議会は、そのうち18人を「解任」、4人は自発的辞職扱い、5人には警告を与えた。裁判官資格協議会が「解任」を拒否したケースのうち17人につき、レベジェフ最高裁長官が最高裁判官資格協議会に異議を申し立て、その結果10人は「解任」、6人は元の裁判官資格協議会で審理のやり直し、残る1人は別の理由（兼職）による職務の終了となった（『ロシア司法』2001年1号12頁）。

この「非行」（第⑨号）による裁判官の「解任」の場合、その内容はどのようなものであろうか。先のジェレブツォフ報告によれば、1997年1月から2000年9月までの約4年間について、①乱暴な訴訟法違反30%、②審理期間違反による権利侵害30%、③欠勤・飲酒出勤15%、④日常生活上の不品行5%、⑤その他の倫理コード違反8%であった（『ロシア司法』2001年1号13頁）。

このうち①の乱暴な訴訟法違反としては、被告人を勝手に釈放した後で有罪判決を書き、その後恩赦で釈放されたように装ったといった例が上げられている。この種の文書偽造が多いようである（『ロシア司法』99年6号4頁）。②の審理期間違反は、その深刻さがしばしば指摘されている。特に裁判の後れのため

- (1) 95年の「解任」数は54人、96年96人、97年は80人（75人、96人説も）、98年は107人、99年は85人という。近年は、年間100人前後が「解任」されていることになる（『国家と法』99年6号103、110頁、『ロシア司法』99年2号11頁、同99年6号3頁、同2000年5号3頁）。統計に普通裁判所以外の裁判官を加えているかどうかで、数字に相違がでてくる。いずれにしろ仲裁裁判所、軍事裁判所の判事が「解任」されるケースは、かなり少ないようである。
- (2) 97年の場合、①43.6%、②34.6%、③と④21.8%、残りはその他。98年の場合、①37%、②30%、③19%、④6%、⑤8%、99年の場合は、①53%、②26%、③10%、④3%、⑤8%である（『国家と法』99年6号111頁、『ロシア司法』99年6号3頁、同2000年5号3頁）。

に、裁判開始前の未決勾留期間（最大限1年半）が違法に長くなっている。プーチン大統領によれば、1年以上2年未満の未決勾留者が3,226人、2年以上3年未満が400人、3年以上が41人もいるという。マガダン州裁判所では、5年間も裁判なしで未決勾留者を放置していたといった例も指摘されている（『ロシア司法』2001年1号3頁、『コメルサント・デイリー』2000年11月29日）。

⑤の倫理コードというのは、1993年の第2回全ロシア裁判官大会で採択された「ロシア連邦裁判官名誉コード」を指す。そこでは、裁判官は「良心」に基づいて裁判を行うこと、人間関係において高い文化水準を維持すること、裁判係属中の事件についてのコメントは控えること、政治活動に参加しないこと等が謳われている（『ソビエト司法』93年15号6～7頁。ただし草案段階のコードしか参照できなかった）。

（2）裁判官の不可侵性

まず裁判官の刑事上の不可侵特権について。1989年のソ連邦裁判官地位法までの展開については、司法権の独立との関係で、先に簡単に見たとおりである。その後1992のロシア連邦の裁判官地位法（1995年改正）では、裁判官の不可侵

(3) 比較的高い地位の裁判官で、「解任」された例を示そう。タタールスタン共和国最高裁判事のア・マトベエフ氏は、遊んでいた11歳の子供が同氏の自慢の車を有刺鉄線で傷つけたため、子供を殴り、200メートル引きずってゴミ入りのコンテナに投げ捨てた。クラスノヤルスク道裁判所長のエル・フレブニコフ氏は、裁判所の建物の修理工算を使って、自分の快適な住宅と別荘を取得した。いずれも「解任」（『コメルサント・デイリー』2000年2月17日）。沿海道仲裁裁判所長は、裁判所の建物を夫の法律事務所として使用し、他人の負担で海外旅行した。その他収賄（チップを裁判官に渡す習慣）、住宅の不正取得等々、裁判官による様々の不正があるという（『コメルサント・デイリー』2000年11月29日）。他方で人権派の裁判官が、不当に「解任」されることもあるという。バーシン判事は、殺人犯の売春婦に10年の懲役刑を科したが、執行を猶予して、身柄を釈放した。実刑を科さなかったのは、ロシアの常識からすれば狂気の沙汰であり、モスクワ市裁判官資格協議会によって、口実を設けられて「解任」された。人権活動家のエス・コワリョフ氏、サハロフ夫人のボンネル女史などが、同氏を応援している（『コメルサント・デイリー』98年8月27日）。

性がさらに強化されている(第16条)。それによれば裁判官の人身は不可侵であり、それはその住居、勤務室、裁判官に属する財産や文書等に及ぶ。具体的には、次のようである。

まず「裁判官に対する刑事事件の開始は、対応する裁判官資格協議会の同意がある場合に、検事総長またはその代行によってのみ可能である」(同条第3項)。裁判官に対する刑事告発、勾留、拘引も、対応する裁判官資格協議会の同意が必要である。裁判官を逮捕することはできない。犯罪実行の嫌疑で逮捕した者が裁判官であると分かった時は、直ちに釈放しなければならない。裁判官、その住宅、勤務室、財産、文書等も不可侵であるとされているが、しかし当該裁判官に対する刑事事件の捜査との関連で、憲法・法律を遵守して捜索・押収等を行うことはできる。裁判官に対する刑事事件について、事前に当該裁判官が要求した場合は、ロシア連邦最高裁判所のみが審理することができる。なお裁判官は、申請すれば、武器を所持できることになっている(第9条第2項)。

このうち、先に引用した裁判官地位法第16条第3項(裁判官の刑事事件の開始には、裁判官資格協議会の同意が必要と規定)の合憲性が争われ、憲法裁判所が合憲判決を下した事例がある。この裁判の概要は次のようである(『憲法裁判所通報』1996年2号21～25頁。なお同2000年2号10～12頁にも関連する憲法裁判所の決定が掲載されている)。

検事総長代行Mは、ウドムルト共和国裁判官資格協議会に、イジェフスク市10月地区裁判所長Gの刑事事件の開始に対する同意を求めたが、同協議会は、1994年8月12日、同意を与えることを拒否した。そこでMは、裁判官地位法第16条第3項は、憲法第19条の定める平等原則に違反すると判断し、憲法裁判所にその合憲性の審査を求めて提訴したのである。しかし憲法裁判所は、1996年3月7日の判決で、当該条項を合憲と認めた。裁判官の刑事事件の開始のために裁判官資格協議会の同意を義務づけているのは、裁判官の不可侵性の保証の一つである。それは裁判官に個人的な特権を与えるものではなく、

公的利益、裁判権の利益を擁護する手段である。それによって裁判権の独立が保証されるのである。[なおこの判決は、裁判官資格協議会の決定自体の合法性について、通常の裁判手続で争うことができることも指摘している。－森下]

この間実際に刑事責任を問われた裁判官は、どれくらいいるのであろうか。先から紹介しているジェレブツォフ報告によれば、1997年1月から2000年10月までの約4年間に、裁判官資格協議会は、刑事事件の開始について52件の請求を受け、そのうち36件に同意を与えた（12件不同意、4件審理中）。この同意を与えた36件のうち26件については、さらに検事総長が被告人として告発することについて同意を求めた。裁判官資格協議会は、そのうち18件につき同意を与えた（4件不同意、4件審理中）。

さらにこのうち刑事事件として起訴されたのが17件であり、そのうち8件（人）は有罪、1件（人）は無罪、8件（人）は審理中に恩赦となった。裁判官の刑事責任の追及は、このように厳格になされていると報告者は主張している（『ロシア司法』2001年1号13頁）。

次に裁判官の行政責任・規律責任について。社会主義時代の1976年5月、ロシア共和国最高会議幹部会は、「ロシア共和国裁判所裁判官規律責任規程」を制定していた（『ロシア共和国最高会議通報』76年22号771番）。82年5月に一部改正された（『ロシア共和国最高会議通報』82年22号702番）時点での内容は、次のようである。「ソビエト裁判官は、他人を裁き、教育する道徳的権利をもち得るように、祖国への誠実なる奉仕、ソビエト法律の厳格なる遵守、道徳的純粋さおよび非の打ち所のない行動の見本となるべきである」（第1項）。

裁判官は次の場合規律責任を問われる。①不注意または無規律の結果による裁判活動のミス、②労働規律違反、③ソビエト裁判官にふさわしくない非行（第2項）。規律問題を審査するために、末端の人民裁判所を除き、上級の裁判所には規律問題部が、各レベルのソビエト執行委員会によって組織される。ロ

シア共和国最高裁判所の規律問題部は、ロシア共和国最高会議幹部会によって組織されることになる(第5項)。規律問題を提起しうるのは、末端の人民裁判所を除く上級の裁判所の長や、ロシア共和国や自治共和国の法務大臣、州執行委員会法務部長などである(第6項)。規律問題部は、事件を審理して、訓告、戒告、重戒告の3種の規律罰を科することができる(第14項)。規律問題部は、本人が裁判官の職務にふさわしくないと認めた場合は、本人のリコールの問題を提起するように、規律問題を提起した者に通知する(第15項)。規律罰を科せられた裁判官は、ロシア共和国最高裁判所付属の規律問題部に控訴できる(第19項)。後者の決定は最終的である(第21項)。

ペレストロイカ期の1989年のソ連邦裁判官地位法は、裁判官の規律責任について簡単な規定をおいているだけで、詳細を特別法に委ねている(行政罰の賦課は廃止)。それを受けて同年11月には「ソ連邦裁判所裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満了前退職規程」(ソ連邦最高会議決定、「ソ連邦人民代議員大会・最高会議通報」89年22号423番)が、90年2月には、「ロシア共和国裁判所裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満了前退職規程」(ロシア共和国最高会議決定、「ロシア共和国最高会議通報」90年10号288番)が制定された。これらの規程によれば、規律違反事件を審理するのは、基本的には一級上のレベルの裁判所の裁判官資格協議会である。規律責任を追及されるのは、事件の審理における合法性の違反、その他の職務上の過ち、信頼毀損行為の三つである。裁判官の関与した裁判所の判決が上級審で破棄または変更されたこと自体は、それが「意図的な法違反や重大な結果を招いた非良心的態度」によるものでない限り、責任は問われない(それぞれ第1項)とわざわざ規定されているのが興味深い。科せられる規律罰は、訓告、戒告、重戒告の三種である。下級の裁判官資格協議会の決定は、上級の裁判官資格協議会(ソ連邦またはロシア共和国の最高裁の裁判官資格協議会)に不服申立しうる。後者の決定は最終的である。

1992年のロシア連邦の裁判官地位法は、「裁判官の行政責任および規律責任は問うことができない」と明記した（第16条第2項）。この点は、その後の司法改革運動で批判されることになる。また同項の第2文は、「裁判官が裁判権限の行使に際して表明した意見および採択した判決に対して、その職権濫用罪についての有責性が裁判所の確定判決によって確認されない限り、裁判官のいかなる責任も問うことはできない」と定めている。このことに関連して、民法典第1070条第2項の合憲性が争われたことがある。

民法典第1070条は、国家賠償の一形態としての裁判所・検察庁・警察機関等による加害に対する賠償義務を定めている。その第2項には、「裁判権限の行使に際して生じた損害は、裁判官の有責性が裁判所の判決によって確定され、その判決が発効した場合に賠償される」と定めている。裁判官の行為が犯罪として有罪を宣告された場合にのみ、損害は賠償されるというのである。ある市民が、この規定は憲法第53条の国家賠償を求める権利を制限しているとして憲法裁判所に提訴したが、後者は、2001年1月25日に、合憲判決を下している（『憲法裁判所通報』2001年3号11～22頁。なお関連する憲法裁判所の決定が、法令集2001年15号1531番に掲載されている）。

（3）裁判官の特典

裁判官の物質的・社会的保障はなかなかのものである。92年のロシア連邦裁判官地位法第19条、第20条は、給与、有給休暇、死亡・病気などの場合の保障の外、住宅保障、医療サービス保障、家庭用電話・学齢前児童施設の保障、交通機関の無料利用権、ホテルの優先予約権などを裁判官に与えている。

やや興味深いのは、通常の辞職とは異なる裁判官の「離職」の制度である（92年裁判官地位法第15条）。これは、先に列挙した裁判官の権限終了事由のうち、名誉ある事由とされる第①、②、④、⑤、⑩、⑫号に該当する場合（自発的退職、健康状態による退職等）は、「離職」扱いにするというものである。

「離職」中は離職手当が支給され、不可侵特権、物質的・社会的保障権などを維持する。裁判官不足を考慮に入れた制度である。「離職」した事由がなくなれば、復職が認められる。

第三節 人民参審員

ソ連・ロシアの第一審裁判所は、職業裁判官1人と人民参審員2人で構成される。これは最高裁が第一審として審理する場合も同じであり、最高裁にも人民参審員がプールされている。人民参審員の制度は、1917年のロシア革命直後の「裁判所に関する布告」第一号以来新しく採用されたものである。その当初の意義は、旧支配階級の一部であった職業裁判官を、労働者が人民参審員として監督することにあった。革命前からの専門裁判官の活用なしには裁判所は成り立たなかったが、人民から遊離し、貴族的・ブルジョア的精神に侵されている彼らに、単独で裁判を任せるわけにはいかないと考えられていたのである。しかし革命後時間が経ち、職業裁判官も共産党員が占めるようになるにつれ、人民参審員の当初の役割は不要となっていく。そしてその後は、人民参審員制度の役割は、主として人民の法律教育にあるとされるようになった。人民は参審員として裁判に参加することによって、法律を学ぶことを期待されているわけである。一方では「人民の司法権への参加」といった積極的な捉え方がされながら、実質的には無知な人民の法律教育と位置づけられていたのである。

社会主義時代の憲法では、人民参審員制度は社会主義的な制度として高い位置づけを与えられていた。1977年のソ連憲法では、人民参審員は職業裁判官と並べて規定される例が多い。例えば、「裁判官および人民参審員は独立であり、法律にのみ従う」(第155条)というように。また人民参審員は、「裁判官と同じすべての権限を行使する」(第154条)という規定もある。ところが1993年の現行ロシア憲法では、人民参審員という言葉は登場しない(他方で陪審員の語は登場する)。裁判システム法でも、この語は断片的にでてくるだけである。

それだけ人民参審員の意義は、低下してきているのである。なお裁判システム法には、人民参審員と並んで「仲裁参審員」の語も登場する。これは仲裁裁判所への民衆の参加形態であるが、まだ制度としては具体化されていない。

既述のように、末端の人民裁判所の人民参審員は直接選挙で選ばれ、上級裁判所のそれは対応するレベルのソビエトによって任命されていた。ソビエト時代の人民参審員の最後の選挙・任命は、1990年に行われたはずであるが、今その詳細を確認できない。¹¹⁾ともかく90年2月27日のロシア共和国最高会議幹部会令は、地区（市）人民裁判所の人民参審員の定例選挙の実施を決定している（『ロシア通報』90年10月28日）。人民参審員の任期は、1988年のソ連憲法改正で5年となっていたから、次の定例選挙は95年ということになる。

しかしその後、人民参審員の統一的な選挙が行われることはなかった。1995年3月22日の「地区（市）裁判所人民参審員の任期の延長について」（『ロシア連邦法令集』95年13号1124番）の大統領令は、しかるべき連邦法が制定されるまで、現在の地区裁判所の人民参審員の任期を延長すると定めると同時に、必要な場合は、連邦構成主体の執行権力機関が、労働集団の総会や地域住民の集会で選挙を実施するよう指示している。さらに1997年1月23日の「共和国最高裁判所、道・州裁判所、モスクワおよびサンクト・ペテルブルク市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所、地区裁判所、ならびに軍事裁判所の人民参審員の任期の延長について」の大統領令は、上級の裁判所を含め、改めて、人民参審員選挙（任命）法が制定されるまで、旧人民参審員の任期を延長することを定めた（『ロシア連邦法令集』97年4号525番）。さらに1998年12月12日の「ロシア連邦最高裁判所人民参審員の任期の延長について」の大統領令は、最高裁の人民参審員についても、人民参審員法の制定されるまで、旧人民参審員の任期を延長

(1) 社会主義時代の人民参審員の選挙は、やはり共産党の推薦する1人の候補者に対する信任投票であった。しかし1988年のソ連憲法の改正により、ソビエトの選挙の方は複数候補者による競争選挙に転換していた。したがって人民参審員の選挙も、単独候補者制は維持し難かったと思われるが、現実にはどのように行われたのか、今のところ明らかにできない。

「離職」中は離職手当が支給され、不可侵特権、物質的・社会的保障権などを維持する。裁判官不足を考慮に入れた制度である。「離職」した事由がなくなれば、復職が認められる。

第三節 人民参審員

ソ連・ロシアの第一審裁判所は、職業裁判官1人と人民参審員2人で構成される。これは最高裁が第一審として審理する場合も同じであり、最高裁にも人民参審員がプールされている。人民参審員の制度は、1917年のロシア革命直後の「裁判所に関する布告」第一号以来新しく採用されたものである。その当初の意義は、旧支配階級の一部であった職業裁判官を、労働者が人民参審員として監督することにあった。革命前からの専門裁判官の活用なしには裁判所は成り立たなかったが、人民から遊離し、貴族的・ブルジョア的精神に侵されている彼らに、単独で裁判を任せるわけにはいかないと考えられていたのである。しかし革命後時間が経ち、職業裁判官も共産党員が占めるようになるにつれ、人民参審員の当初の役割は不要となっていった。そしてその後は、人民参審員制度の役割は、主として人民の法律教育にあるとされるようになった。人民は参審員として裁判に参加することによって、法律を学ぶことを期待されているわけである。一方では「人民の司法権への参加」といった積極的な捉え方がされながら、実質的には無知な人民の法律教育と位置づけられていたのである。

社会主義時代の憲法では、人民参審員制度は社会主義的な制度として高い位置づけを与えられていた。1977年のソ連憲法では、人民参審員は職業裁判官と並べて規定される例が多い。例えば、「裁判官および人民参審員は独立であり、法律にのみ従う」(第155条)というように。また人民参審員は、「裁判官と同じすべての権限を行使する」(第154条)という規定もある。ところが1993年の現行ロシア憲法では、人民参審員という言葉は登場しない(他方で陪審員の語は登場する)。裁判システム法でも、この語は断片的にでてくるだけである。

それだけ人民参審員の意義は、低下してきているのである。なお裁判システム法には、人民参審員と並んで「仲裁参審員」の語も登場する。これは仲裁裁判所への民衆の参加形態であるが、まだ制度としては具体化されていない。

既述のように、末端の人民裁判所の人民参審員は直接選挙で選ばれ、上級裁判所のそれは対応するレベルのソビエトによって任命されていた。ソビエト時代の人民参審員の最後の選挙・任命は、1990年に行われたはずであるが、今その詳細を確認できない¹⁾。ともかく90年2月27日のロシア共和国最高会議幹部会令は、地区(市)人民裁判所の人民参審員の定例選挙の実施を決定している(「ロシア通報」90年10月28日)。人民参審員の任期は、1988年のソ連憲法改正で5年となっていたから、次の定例選挙は95年ということになる。

しかしその後、人民参審員の統一的な選挙が行われることはなかった。1995年3月22日の「地区(市)裁判所人民参審員の任期の延長について」(「ロシア連邦法令集」95年13号1124番)の大統領令は、しかるべき連邦法が制定されるまで、現在の地区裁判所の人民参審員の任期を延長すると定めると同時に、必要な場合は、連邦構成主体の執行権力機関が、労働集団の総会や地域住民の集会で選挙を実施するよう指示している。さらに1997年1月23日の「共和国最高裁判所、道・州裁判所、モスクワおよびサンクト・ペテルブルク市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所、地区裁判所、ならびに軍事裁判所の人民参審員の任期の延長について」の大統領令は、上級の裁判所を含め、改めて、人民参審員選挙(任命)法が制定されるまで、旧人民参審員の任期を延長することを定めた(「ロシア連邦法令集」97年4号525番)。さらに1998年12月12日の「ロシア連邦最高裁判所人民参審員の任期の延長について」の大統領令は、最高裁の人民参審員についても、人民参審員法の制定されるまで、旧人民参審員の任期を延長

(1) 社会主義時代の人民参審員の選挙は、やはり共産党の推薦する1人の候補者に対する信任投票であった。しかし1988年のソ連憲法の改正により、ソビエトの選挙の方は複数候補者による競争選挙に転換していた。したがって人民参審員の選挙も、単独候補者制は維持し難かったと思われるが、現実にはどのように行われたのか、今のところ明らかにできない。

することを定めている(『ロシア連邦法令集』98年50号6129番)。このように選挙をしないまま、旧人民参審員の任期が延長されていったのである。

人民参審員の実態は、かなり悲惨なものようである。企業は、人民参審員を出すことに消極的である。企業の仕事に穴が空く上に、そのための休職中の賃金も負担しなければならないからである。そのため実際に人民参審員として選出されているのは、年金生活者、障害者、失業者が多いといわれる。また人民参審員は、本来は順番で事件の審理に参加する(1年に2週間程度)はずであるが、実際には参加を渋る者が多いため、参加者は特定の参審員に偏っており、彼らは職業化しているといわれる。人民参審員の参加状況が悪いため、地方行政府が報酬を支払っており、それを目当てに職業化した人民参審員もいるわけである(『ロシア司法』98年2号5頁、『ロシア新聞』98年12月16日)。なお1996年の裁判システム法では、人民参審員への報酬支払いは、連邦予算の負担とされている(第8条第5項)。

このような状況の下で、モスクワ市では、人民参審員が出廷しないため法廷が開けないといった事例が増えてきた。1992年には、同市の裁判官が、人民参審員の参加を保証する措置をとるよう要求して、遂にストライキを決行するという異例の事態となった。そこで次のように、人民参審員の参加を重要な事件に限定する方向で、訴訟法の改正が行われることになる。一方で陪審制度の導入が図られているが、他方で人民参審員制度は後退している。両者の間に直接の因果関係はないが、間接的にはやはり相互に影響していよう。

- (2) 地区裁判所の人民参審員以外は、任期の延長が適時になされていないから、任期の間隔ができていたことになる。また大統領がこのような措置をとる権限があるのかどうか、疑わしい。任期延長の大統領令は、憲法第90条に依拠しているのであるが、それは「ロシア連邦大統領は、大統領令および大統領処分を発する」と規定しているだけである。このような形式的規定を使って実質的な権限を行使するのは、ソ連・ロシアの伝統でもある。結局「立法の空白」を根拠に、大統領が超法規的措置をとったということになる。このような実務を憲法裁判所も承認していることについては、拙著『現代ロシア憲法体制の展開』(信山社、2001年)114～117頁参照。

さて1992年5月の民事訴訟法典の改正で、次のような比較的軽微な事件は、人民裁判所において、人民参審員の参加なしに、職業裁判官が単独で審理することになった（第113条）。①訴額が最低賃金の30倍以下の訴訟、②家族関係から生じた事件（ただし親権剥奪、養子縁組の取消、認知、子をめぐる紛争を伴う離婚訴訟を除く）、③労働関係から生じる紛争（ただし復職訴訟を除く）、④差押え解除訴訟。

刑事事件については、同じく92年5月の刑事訴訟法典の改正で、人民参審員の参加なしに、職業裁判官が単独で審理する相対的に軽い犯罪のリストと、被告人が同意すれば職業裁判官が単独で審理するそれよりはやや重い犯罪のリストが掲げられた（刑事訴訟法典第35条）。しかし同条は、さらに96年12月に改正され、次のように整理された。つまり刑法典の定める最高刑が5年以下の懲役であるような犯罪は、職業裁判官が単独で審理するのである。それより重い最高刑が定められている犯罪や未成年者による犯罪は、職業裁判官1人と2人の人民陪審員による合議制である（ただし最高刑が15年を超える犯罪は、州レベルの裁判所が第一審管轄となる）。ちなみに破棄審は民事・刑事共に3人の職業裁判官によって審理され、監督審も3人の職業裁判官によって審理される。

さて懸案の人民参審員法は、2000年1月2日に成立した（『議会新聞』2000年1月6日）。その主要内容は、次の通りである。

人民参審員の資格は、25歳以上のロシア連邦市民であり、前科者、行為無能力者、検察官等々の欠格事由に該当しない者である（第3条）。地区裁判所の人民参審員一般名簿は、対応する地方自治の代表機関によって作成され、連邦構成主体の立法（代表）機関の承認を得、当該地区裁判所に提出される。その人数は、地区裁判所の裁判官1人につき156人として計算される。人民参審員の任期は5年である（第2条）。連邦最高裁も含め、上級裁判所の人民参審員も、この人民参審員一般名簿から選抜される。具体的な事件の審理に参加する人民参審員の選抜は、抽選の方法で行われる（第5条）。人民参審員の訴訟参加は、

年に1回、その期間は原則として14日間である(第9条)。

第三章 裁判所システム

第一節 裁判所制度

(1) 歴史的展開

ソ連邦崩壊直後の1991年12月28日、ロシア共和国最高会議幹部会は、「ソ連邦最高裁判所、ソ連邦最高仲裁裁判所およびソ連邦検察庁の廃止について」の幹部会令(『ロシア共和国最高会議通報』92年2号74番)を公布した。それは、この三つのソ連邦の機関を92年1月1日限りで廃止すること、ロシア共和国の最高裁判所、最高仲裁裁判所、検察庁が、それぞれの継承機関となり、92年1月30日までに、建物、施設、設備その他の動産・不動産を接収するという内容であった。

体制転換の前後の時期に、「ロシア共和国最高裁判所の構造・定員について」の最高会議幹部会令が、相次いで4回公布され(91年10月8日、91年12月16日、92年3月16日、92年6月29日)、定員の拡充がなされた。その最後の幹部会令(『ロシア共和国最高会議通報』92年32号1893番)によれば、ロシア共和国最高裁の総定員は795人で、最高裁長官、最高裁第一副長官1人、副長官5人、裁判官100人、軍事合議部長1人、同副部長1人、軍事部裁判官6人、主任顧問44人、上級顧問153人を含む。裁判官だけで115人からなる大所帯である。

社会主義時代には、最高裁の裁判官は、新しい最高会議が発足するに際して、その最高会議によって一斉に任命されていた。最高会議代議員の任期も、最高裁判事の任期も、ともに5年であった。ロシア共和国最高裁の裁判官が、ロシア共和国最高会議によって最後に一斉に任命されたのは、ゴルバチョフ氏が共産党書記長に選出された1985年のことであった。このときは、マリシャコフ長官、4人の副長官の外に、88人の最高裁判事、90人の最高裁人民参審員が任命

されている。その後ロシア共和国最高裁総会は、88人の裁判官を、刑事裁判部73人と民事裁判部15人に分けている（『ロシア共和国最高裁通報』1985年6号1～5頁）。刑事裁判部の方が圧倒的に多いところにも、ソビエト時代の刑法中心主義が表れている。

1985年に任命されたロシア共和国最高裁の裁判官の任期は、2000年までである。しかし現実には、それ以前から五月雨式に最高裁判事の人事が行われたために、それらを一斉に任命すると従来のやり方はみられなくなった。1989年7月26日、ロシア共和国最高会議幹部会は、レベジェフ氏を最高裁判所長官に選出した（『ロシア共和国最高会議通報』89年31号846番）。しかし憲法によれば最高裁長官を選出するのは最高会議であり、幹部会がそれを代行するのは疑問である。この時期はまだペレストロイカを反映したロシア共和国憲法の改正（89年10月）が行われる前であり、それ以前のように幹部会が最高会議を代行するのが当然視されていたのである。89年11月には、レベジェフ長官、ラッチェンコ第一副長官、ジュイコフ等3人の副長官、6人の裁判官からなる最高裁幹部会が最高会議幹部会によって組織されている（『ロシア共和国最高会議通報』89年47号1398番）。この態勢が、ソ連邦崩壊後も維持されていくことになる。

（2）裁判所の種類

現行ロシア連邦憲法は、「ロシア連邦において裁判権を行使するのは裁判所のみである」、「ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦憲法および連邦の憲法的法律によって定められる。非常裁判所の創設は許されない」と規定している（第118条）。

「裁判権の行使は裁判所だけ」とされているから、例えば社会主義時代の仲裁委員会のような機関は許されないということになろう（社会主義時代の1978年のロシア共和国憲法も、同じ規定をおいていたのであるが）。仲裁委員会は強制力を有する紛争解決機関であったが、裁判所ではなかったから、通常近代

司法が有するはずの特徴を有していなかった。仲裁委員会は行政機関から独立していなかったし、当事者は上訴権を有しておらず、審理は公開ではなかった。現代ではこのような機関の存在は許されない。

この点で、やや問題にされたことがあるのは、ロシア連邦大統領付属の情報紛争裁判院である(拙稿「現代ロシアにおける言論の自由」『神戸法学雑誌』 9巻第2号、1999年、43～44頁)。この機関は、マスメディアをめぐる紛争を解決しているが、しかしそれは勧告権を有するだけで、強制力のある決定を行うことはできない。したがって同機関は裁判所とはいえず、その存在は合法ということになる。しかしそれなら、機関名に「裁判」という言葉を用いるべきではないという批判もある。人権オンブズマンの機能、検察監督も、裁判機能ではない。

さて憲法は、非常裁判所(чрезвычайный суд)の設置は許されないという。これはいわゆる特別裁判所一般ではなく、ロシア革命後の革命法廷、非常委員会、スターリン時代の内務省特別会議など、非常時を想定した抑圧機関を意味する(ロシア連邦政府付属立法・比較法研究所編『ロシア連邦憲法コメンタール』1994年、377頁)。ロシア連邦には、普通裁判所の外に憲法裁判所や仲裁裁判所その他がある。憲法裁判所は別格とも言えるが、仲裁裁判所は特別裁判所のはずである。仲裁裁判所は旧仲裁委員会を改組したものであるが、現在では普通裁判所と共通の原則で組織され、機能している。それは憲法の定める特別の裁判所であるから、当然合憲である。先の憲法第118条第3項では、ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦憲法およびロシア連邦の憲法的法律によって定められるとされており、これら基本法が認めておれば、特別裁判所は容認されるのである。

この点で憲法第128条第3項の規定が興味をひく。そこでは「ロシア連邦憲

(1) 拙訳(『現代ロシア憲法体制の展開』の付録資料、信山社、2001年)では、この「非常裁判所」を「特別裁判所」と訳している。しかし後述のように、裁判システム法には特別裁判所が別の用語で登場するので、こちらは「非常裁判所」と訳しておく。

法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所およびその他の連邦の裁判所の権限、組織手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる」と規定されている。ここで「その他の連邦の裁判所」とは何を意味するのであろうか。それは下級裁判所と同時に、後述の特別裁判所を意味するのであろう。例えば1999年に軍事裁判所法が制定されているが、これも憲法的法律とされている。特別裁判所としての軍事裁判所も、「その他の連邦の裁判所」に含まれるわけである。

既述の憲法第118条第3項のいうロシア連邦の裁判システムに関する憲法的法律に相当するのは、1996年に制定された「ロシア連邦裁判システム法」である（『ロシア連邦立法集』1997年1号1番）。その第4条第1項は、「ロシア連邦における裁判権限は、ロシア連邦憲法および連邦のこの憲法的法律に従って設置された裁判所によってのみ行使される。非常裁判所および連邦のこの憲法的法律に規定されていない裁判所の創設は許されない」と規定している。そしてこの法律の同条第3項、第5項が列挙する裁判所は、以下の通りである（資料①参照）。

①ロシア連邦憲法裁判所

②ロシア連邦普通裁判所システム

ロシア連邦最高裁判所

共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所

地区裁判所

軍事裁判所

特別裁判所（специализированный суд）

③ロシア連邦仲裁裁判所システム

ロシア連邦最高仲裁裁判所

ロシア連邦管区仲裁裁判所

ロシア連邦構成主体仲裁裁判所

④ロシア連邦構成主体憲法(憲章)裁判所⁸⁾

ロシア連邦構成主体治安判事

このうち①②③は連邦の裁判所、④は連邦構成主体の裁判所とされている⁹⁾。

さてこれらのうち、②の中に、特別裁判所が規定されている。特別裁判所が何を意味するかについては、この法律は何も定めていない。この法律に規定されていない裁判所の創設は許されないとしながら、ここに抜け道が予め用意されているように見える。ただこの特別裁判所が、②の普通裁判所システムの一翼とされていることが重要である。特別裁判所としての軍事裁判所も普通裁判所システムに組み込まれているが、これは次のことを意味している。下級の軍事裁判所は、普通裁判所とは別の組織として設置されているのであるが、その最上級審は、ロシア連邦最高裁判所の軍事部に統合されているのである。したがってもし新たに特別裁判所が設置されても、その最上級審はロシア連邦最高裁判所に統合されなければならないのである。憲法が認めている仲裁裁判所のような、普通裁判所の体系外の特別裁判所は、新たに設置することはできないことになる。

特別裁判所として今後設置の構想があるのは、行政裁判所、未成年者裁判所、家庭裁判所、労働裁判所、財政裁判所などである(ロシア連邦政府付属立法・比

(2) 連邦構成主体のうち21存在する「共和国」は「憲法」を有し、他の州などの連邦構成主体は「憲章(устав)」を有する。そこで憲法(憲章)裁判所をもつ根拠があることになる。バグライ憲法裁判所長官によれば、2000年10月の段階で、憲章裁判所を有するのは、11の連邦構成主体だという(『ロシア司法』2001年1号9頁、『独立新聞』2000年10月20日)。

(3) 裁判システム法によれば、憲法(憲章)裁判所と治安判事を除いて、連邦構成主体は独自の裁判所を設置することはできない。このことは連邦構成主体における権力分立体制の確立を妨げることになるとして、一連の連邦構成主体の高官が、憲法裁判所の判断を求めて提訴した。しかし憲法裁判所は、連邦構成主体独自の裁判所を設置するためには、現行のロシア連邦憲法を改正しない限り不可能として、審理請求を却下する決定を下している(『ロシア連邦法令集』98年18号2062番)。

較法研究所編『ロシア連邦憲法コメンタール』1994年、377頁）。このうち行政裁判所については、既に最高裁判所の準備した草案が、2000年11月、下院の第一読会を通過している。行政裁判所については、憲法の禁止している「非常裁判所」に該当するという批判の声もある（『独立新聞』2000年10月20日）。

(3) 軍事裁判所

社会主義時代の最後の「軍法会議（военный трибунал）規程」（法律）は、1980年のものである（『ソ連邦最高会議通報』80年27号546）。それによれば、軍法会議は、部隊、艦隊、統合部隊、守備隊レベル（下級軍法会議とここでは呼ぶ）と、国防軍種、軍管区、部隊・艦隊集団レベル（上級軍法会議とここでは呼ぶ）で設置され、その上にソ連邦最高裁判所（軍事部、総会）が位置する。例えば軍隊内部の犯罪について、下級軍法会議が第一審として審理し、上級軍法会議が破棄審を行い、ソ連邦最高裁軍事部が監督審を行うことになる（上級軍法会議や最高裁軍事部が第一審を担当することもある）。

軍法会議の裁判官は、5年の任期でソ連邦最高会議幹部会によって選出され、後者に対して責任を負い、報告義務がある。ソ連邦最高会議幹部会は、軍法会議の裁判官をリコールすることができる。軍法会議にも人民参審員は参加するが、それは兵役に従事している市民によって、2年半の任期で選挙される。

問題なのは、この軍法会議の管轄である。先の軍法会議規程によれば、軍法会議の主たる管轄対象は、軍隊内部の犯罪である。ところがその第12条は、次のように規定している。「特別の事情のために普通裁判所が機能しない地域においては、軍法会議はすべての民事および刑事事件を審理する」。ここで「特別の」（直訳的には「例外的な」）事情とは、戒厳令が施行されたような状況を想定したものと思われるが、実際には、極めて広く解釈されている。ソ連には、軍事地域として特別の警備体制が敷かれている地域が広範に存在した。そのような地域は外国人は立ち入ることができず、ソ連市民も許可なしには出入りで

きなかった。日本に近いところでは軍港都市ウラジオストックなどもそうであった。なかには地図にも掲載されていない秘密都市もあった。

これらの軍事地域では、国家機密の漏洩を恐れて、通常の民事事件・刑事事件も、普通裁判所ではなく、軍法会議で審理されていたのである。社会主義時代の判例集には、一部軍法会議（最高裁軍事部）の判例も登場するが、そこでは地名など固有名詞は伏せられている。その中にはありきたりの離婚紛争や住宅紛争も含まれており、軍法会議で審理するのは奇異に感じられる（実例は、拙稿「ゴルバチョフ政権下の刑事裁判」『神戸法学雑誌』第41巻第4号、1992年1040～1041頁参照）。このような軍事地域は、数は減ったが、現在でもロシアに残っているはずである。レベジェフ最高裁長官も、「軍事裁判所以外にはいかなる裁判所も存在しない地域がわが国に存在することは秘密ではない」と語っている（『ロシア新聞』98年3月7日）。

このように軍法会議は、普通裁判所の外にありながら、最上級審のみソ連邦最高裁に組み込まれていた。しかし1991年12月ソ連邦が崩壊し、ソ連邦最高裁判所も消滅したため、軍法会議は普通裁判所から切り離された存在となってしまった。したがってそれを普通裁判所のシステムに組み込むことが必要となる。そこで91年12月28日、ロシア共和国最高会議は、「ロシア共和国領土上に配置されている軍事裁判機関について」の決定（『ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報』92年2号68番）を採択し、軍法会議をロシアの裁判所システムに編入する決定を行った。1992年4月のロシア憲法の改正（『ロシア共和国人民代議員大会・最高会議通報』93年2号55番）は、この点にも関わっており、当時の憲法第163条の裁判所の列举のなかに、「軍事裁判所」（военный суд）を追加した。ソ連憲法には軍法会議の規定はあったが、ロシア憲法にはなかった（必要なかった）のである。なお軍法会議の名称も軍事裁判所に改称され、「裁判所」であることを明確にした。92年7月3日には、裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法が改正され、軍事裁判所がこれらの法律にも組み込まれた（『ロシア共

和国人民代議員大会・最高会議通報』92年32号1794番)。

1994年12月「軍事裁判所および軍事司法機関の組織および活動の若干の諸問題について」の法律が制定された(『ロシア連邦法令集』94年32号3305番)。これによれば、新しい憲法的法律「ロシア連邦裁判システム法」と、連邦の法律「ロシア連邦軍事裁判所法」が制定されるまでは、1980年のソ連邦の旧「軍法会議規程」が、現行法に矛盾しない限りで適用されることになっている。この法律では、予定されている軍事裁判所法は「憲法的法律」ではなく、ただの法律とされている。しかし後に1999年に制定される軍事裁判所法は、憲法的法律とされている。何が憲法的法律であるかは憲法自身が決めているのであるが、これはロシア連邦憲法第128条の「その他の連邦の裁判所」の権限等に関する法律に該当するわけである。

さて1999年6月、「ロシア連邦軍事裁判所法」(『ロシア連邦法令集』99年26号3170番)が制定された。それによれば、最末端の軍事裁判所は、駐屯軍軍事裁判所であり、次いで一つまたは複数の連邦構成主体にまたがる規模の管区軍事裁判所が存在する。その上に最上級のロシア連邦最高裁判所(軍事部、幹部会)が位置する。軍事裁判所の管轄は、軍人・兵役中の市民が行った犯罪や行政的法違反事件、軍指導部等による軍人・兵役中の市民の権利侵害に関する民事事件・行政事件である(第7条)。このように、軍事裁判所の管轄対象は、当然ながら軍内部の事件に限定されている。以前のように、広範な軍事地域においてすべての民刑事事件を管轄とすることはなくなったのである。ただ軍事動員中や戦時中については、別の憲法的法律(戒厳令法、非常事態法)の定めるところによることになっている。なお軍事裁判所はいろんな意味で国防省に依存しており、特にロシアにおいて深刻な判事用の住宅の確保は、国防省予算によって賄われているという(『コメルサント・デイリー』98年3月12日)。

(4) 治安判事

体制転換後に新たに設けられた制度として、治安判事制がある。これは帝政時代の1864年の司法制度改革で、イギリスにならって設けられていた。それは1917年のロシア革命によって廃止されたが、1992年12月のロシア憲法改正により蘇えるのである。この改正により、旧憲法第163条の裁判所の列举のなかに、先の軍事裁判所に続いて、「治安判事」の語が追加された。そして第164条の第3項として、「治安判事は、その管轄の及ぶ管区の住民により、5年の任期で選出される」という条文が導入された。それにともない、裁判官地位法にも、治安判事に関する条項が追加された（第11条第2項、1993年4月）。しかし1993年憲法には、治安判事の語は登場しない。治安判事は連邦の裁判官ではないため、連邦憲法には規定は不要と解されたのであろうか。1996年の裁判システム法には、治安判事についての規定がおかれている。

「ロシア連邦治安判事法」は、1998年12月に制定された。この治安判事制をめぐっては、連邦と連邦構成主体の関係が面倒である。現行憲法によれば、裁判所制度に関する立法は連邦管轄となっており（第71条）、連邦と連邦構成主体の共同管轄となっているのは、裁判要員の養成問題などである（第72条）。したがって治安判事制度なども、連邦法によって全面的に規制し得るはずである。しかし現実にはそうっていない。裁判システム法第28条によれば、治安判事の権限や活動手続は、連邦と連邦構成主体の双方の法律によって規制されることになっており、共同管轄であるかのような扱いである。治安判事法第1条では、治安判事は連邦構成主体の裁判官であるが、「ロシア連邦の統一裁判システム」に入るとされており、また治安判事は「ロシア連邦の名において」裁判を行うことになっている。

治安判事が連邦構成主体の裁判官であるとされることの具体的意味は、連邦構成主体がその財政を負担しなければならないということにある。しかしこのことは、ロシア連邦憲法に違反している。同第124条は、「裁判所の財政は、連邦予算によって賄われる・・・」と規定しているからである。1999年の「ロシ

ア連邦裁判所財政法」第1条も、「ロシア連邦の裁判所は、連邦予算の負担によってのみ賄われる」と明記しているのである。ところが治安判事法第10条によれば、裁判官の給与や社会保障費は連邦の負担、その活動の物質的・技術的保証（建物・設備・事務機器・消耗品の外、事務職員の給与も含まれるであろう）は、連邦構成主体の負担とされている。これは憲法違反といわざるをえない（『独立新聞』2001年8月10日）。

裁判官地位法第11条第2項では（93年4月改正）、治安判事はその管区の住民によって「5年」の任期で「選挙」されるとなっているのに、治安判事法第6条、第7条では、任期は「5年以下」の範囲で当該連邦構成主体が法律で定められており、また「選挙」制とは別に連邦構成主体の立法機関による「任命」制も可能とされている。この場合任命するのは、連邦構成主体の立法（代表）機関とされている。再任（再選）も可である。

治安判事の資格は、一般の裁判官と同じであり、やはり対応する連邦構成主体の裁判官資格協議会の推薦が必要である（治安判事法第5条）。治安判事の不可侵特権、物質的・社会的保障も、一般の裁判官と同じである（同第2条）。治安判事の権限の終了・停止についても、同様である（同第8条）。治安判事は、単独で事件の審理を行う（同第3条第3項）。

治安判事が活動するための裁判区が新たに設けられ、その範囲内が治安判事の地域管轄となる。裁判区は、住民人口1万5千人から3万人につき一つ設置される（同第4条）。1999年12月には「ロシア連邦構成主体の治安判事の総数および裁判区の数について」の法律が制定された（『ロシア連邦法令集』2000年1号1番）。この法律は、89の連邦構成主体のうち64について、裁判区の数（治安判事の数に等しい）を定めている。残る25の連邦構成主体は、未定なのであろうか。一番多いのは、モスクワ市の384、一番少ないのは、アギン・ブリャー

(1) この場合「ロシア連邦の裁判所」（Суды Российской Федерации）とは、文法的に見て、ロシアの「連邦裁判所」を意味しているのではなく、ロシア連邦のすべての裁判所を意味しているのは明白である。

ト自治区の3で、合計は5463である。

治安判事の権限、管轄事項については、次節で紹介する。

治安判事制は、地区裁判所の負担を軽減するために導入されたのであるが、レベジェフ最高裁長官によれば、民事事件の60～70%、刑事事件20%の第一審管轄になることが予想されるという（『イズベスチャ』99年1月27日）。

こうして治安判事制は導入されたのであるが、実際にはどの程度機能し始めているのであろうか。2000年10月のプーチン大統領の挨拶（第5回全ロシア裁判官大会）によれば、33の連邦構成主体で治安判事制は動きだし、その定員の19.5%に当たる1,066人の治安判事が既に活動しているという。同じ大会でのレベジェフ最高裁長官の挨拶によれば、既にこの数ヶ月間に、治安判事は1,676件の刑事事件と24,148件の民事事件を処理したという（『ロシア司法』2001年1号3,5頁）。2001年8月の段階では、既に治安判事制度が機能しているのは44の連邦構成主体で、チェチェン共和国の外、カレリア共和国、ネネツ自治区では同制度を導入する予定がなく、残る42の連邦構成主体では、法的基礎はできたが、資金不足のため、未だ動き出していないという（『独立新聞』2001年8月10日）。

なお2000年8月改正の刑事訴訟法典第468条によれば、治安判事に対しては、刑事事件の被害者やその法定代理人、本人が死亡している場合はその近親者が私的告訴を行うことができ、その場合は検察官は事件に関与しないことになる。

第二節 管轄と審級

(1) 裁判所の内部構造

1981年のロシア共和国裁判所構成法、1960年のロシア共和国刑事訴訟法典、1964年のロシア共和国民事訴訟法典（いずれも多くの修正をともないつつも現行法である）の下での裁判所の内部構造について整理しておこう。

まず裁判制度は、ソ連邦の最高裁判所（1979年ソ連邦最高裁判所法）を含め

て、次の四つの段階をもつ

①ソ連邦最高裁判所

②ロシア共和国最高裁判所

③州（道・自治州・自治区）裁判所（なお自治共和国は「国家」であり、「最高」裁判所を有し、州裁判所などとは形式的にやや区別されるが、実質的には自治共和国最高裁判所もこのレベルである）

④地区（市）人民裁判所

まずソ連邦最高裁判所には、総会、民事合議部、刑事合議部、軍事合議部が置かれる（以下1979年最高裁判所法）。

総会は4ヶ月に1回以上開かれ、法務大臣と検事総長も出席するが、特に後者は必ず出席しなければならない。総会は、具体的事件の審理としては、再審のみを行う。再審には、監督審と、新しく発見された事情に基づく再審（以下通常の再審と呼ぶ）の二種がある。監督審の対象となるのは、ソ連邦最高裁合議部の判決・決定、加盟共和国最高裁の総会・幹部会の判決・決定である。監督審開始の根拠となるのは、これらの判決・決定がソ連邦の法令に違反し、または他の加盟共和国の利益を侵害している場合である。監督審の開始を請求（異議申立）しうるのは、ソ連邦最高裁判所長官およびソ連邦検事総長だけである。通常の再審の対象となるのは、ソ連邦最高裁合議部が判決・決定を下した事件、およびソ連邦最高裁総会自身が判決を下した事件である。この場合再審を提案するのは、ソ連邦検事総長だけである。

ソ連邦最高裁総会は、具体的事件の審理の外に、法令の適用について下級審に指示を与える「指導的解釈」を決定したり、加盟共和国最高裁の指導的解釈の合法性を審理する。法案発議権を行使する。加盟共和国最高裁長官から、下級審の活動について報告を聞く。ソ連邦最高裁には、ソ連全体の裁判所の活動の監督権があるから、法律には明記されていないが、下級審の具体的な判決について批判的な評価を与える「裁判概括」という文書がしばしば採択されてい

た。また具体的事件の審理に関連して、法違反の原因・背景等を解明し、再発を予防するように関係者の注意を喚起する「特別決定」を採択する。注意を喚起された側は、どのような措置をとったかについて、1ヶ月以内に最高裁に通知しなければならない。この特別決定も、実際に時々採択されている。その他ソ連邦最高裁の裁判合議部の編成等の組織的活動を行う。

次にソ連邦最高裁の合議部（民事・刑事・軍事の三つの合議部があるが、軍事部はここでは省略する）はどうか。合議部は、第一審および監督審を行う。ソ連邦最高裁の合議部が第一審として審理するのは、極めて重要な事件に限られるが、後述のように、それは予め法定されているわけではなく、ソ連邦最高裁自体がその都度判断することになる。監督審は、加盟共和国最高裁が第一審として下した判決・決定がソ連邦の法令に違反し、または他の加盟共和国の利益を侵害していると疑われる場合に行われる。監督審を請求（異議申立）するのは、ソ連邦最高裁の長官・副長官、ソ連邦検事総長・検事次長である。

次にロシア共和国最高裁には、総会、幹部会、民事合議部、刑事合議部が置かれる。その後ソ連邦の崩壊に伴い、1991年に軍事合議部が設置され、1999年の改正で、破棄合議部も設置された。1981年のロシア共和国裁判所構成法以来、根本的な変化は少ないから、以下1981法を基礎に、必要な改正を加えつつ説明することにする。

ロシア共和国最高裁の総会は、具体的事件の審理は行わない。総会の構成員は約100人に上るから、このような審理には馴染まない。しかし他の加盟共和国の最高裁総会は具体的事件の審理も行っていたから、この点ではロシアは独自のやり方をしていたことになる。同総会は、裁判実務の研究・総括を行い、裁判実務について州レベルの裁判所長の報告を聴取し、下級審に「指導的解釈」を与え、「裁判概括」を発表する。法案発議権を行使する。ロシア共和国最高裁の裁判合議部の編成等の組織的活動を行う。ロシア共和国最高裁総会にも、ロシア共和国法務大臣とロシア共和国検事長が出席するが、特に後者は必ず出

席しなければならない。

次にロシア共和国最高裁幹部会である。この幹部会のメンバーは総会が選出するのではなく、ロシア共和国最高裁長官の提案に基づいて、ロシア共和国最高会議幹部会が承認する（93年憲法の下では、大統領が提案して、上院が任命する）。幹部会の会議には、ロシア共和国検事長が必ず出席しなければならない。幹部会の会議は1ヶ月に1回以上開催される。幹部会は、具体的事件の審理を監督審として行い、また通常の再審を行う。裁判所構成法には監督審について詳しい規定はなく、それは訴訟法に委ねられている。

ロシア共和国最高裁の民事合議部・刑事合議部は、第一審、破棄審（第二審）、監督審、通常の再審の四種の具体的事件の審理を行う。これらについても、詳細な規定はない。99年改正（『ロシア連邦法令集』99年1号5番）で設置されたロシア最高裁破棄部は、ロシア最高裁の民事・刑事・軍事合議部が第一審として審理した事件の破棄審となる（裁判所構成法第62条の1、第62条の2）。それ以前は、ロシア最高裁の民事・刑事・軍事合議部が第一審として行った事件の判決は最終的なものであった（ロシア最高裁幹部会による監督審はある）が、この改正により、破棄審が可能となった。この破棄部のメンバーは、民事・刑事合議部メンバーの場合（最高裁総会が決定）と異なり、最高裁幹部会のメンバーと同じように、大統領の提案に基づいて上院が承認するのであり、他の合議部とは一段上の位置づけになっている。破棄部のメンバー（部長と12人の裁判官）は、民事合議部等のメンバーとだぶっているが、同じ裁判官が同一事件について、合議部と破棄部で重ねて審理に参加することはできない。

次に州レベルの裁判所を見ておこう（以下州裁判所に代表させる。自治共和国最高裁も基本的には同じだが、複雑になるので省略する）。州裁判所には、幹部会、民事合議部、刑事合議部が置かれる。幹部会の構成員は、州ソビエト執行委員会が承認する。幹部会の会議は1ヶ月に2回以上開催され、州検事長は必ず出席しなければならない。幹部会は、法令の正しい適用について下級審

に援助を与える。幹部会は、具体的な事件の審理を、監督審として行い、また再審を行う。幹部会が第一審、破棄審を行うことはない

州裁判所の民事合議部・刑事合議部は、具体的な事件を、第一審として、また破棄審として審理し、通常の再審を行う。

最後は最末端の地区(市)人民裁判所である。人民裁判所は、大部分の事件の第一審として具体的な事件を審理する。人民裁判所または人民裁判官は、行政的違法行為事件の一部も審理する。人民裁判所には、民事合議部、刑事合議部などはない。一人の裁判官が民事・刑事の双方を担当している。以上は治安判事制導入以前のことであり、同制度導入後については後述するとおりである。

(2) 裁判管轄

民事事件は、基本的には地区(市)人民裁判所が第一審となる(民事訴訟法典第113条)。上級裁判所が第一審となる事例は法定されていなかったが(後述のように、2000年の改正で変化あり)、しかし上級裁判所は、その地域管轄下の任意の下級裁判所から、任意の民事事件を取り上げ、自ら第一審として審理しうるようになっていた(民事訴訟法典第114～116条)。

したがって、例えばソ連邦最高裁が自ら第一審として裁判を行うケースはかなり多く、それはソ連の裁判の特徴の一つであった。そのようなケースには、二つのタイプがあった。一つは、全連邦的な意義をもつ重要事件である。民事事件についてはその実例は少ないが、刑事事件の実例を後で示す。

ソ連邦最高裁が第一審として審理するもう一つのタイプの紛争は、事件そのものの重要性によるものではなく、下級審の活動の不十分さに起因するものである。最高裁が第一審として審理している事件の多くは、事件の内容の点では重要な事件とは言い難い日常的な紛争がほとんどなのである。どうしてこのようなことになるのであろうか。それは下級審の裁判官の質が十分ではなく、誤判や非効率な裁判運営が多いからである。下級審の誤った判決を監督審として

審理した最高裁が破棄・差し戻し、第一審にやり直しを命じたが、第一審がまた混乱した状態であるといったような場合、最高裁が業を煮やしてその案件を最高裁に移送させ、自ら第一審として審理するのである。このような状況は、ソ連・ロシアの裁判の実状を示すものとして興味深いものがある。

しかしこのようなやり方は、当事者の裁判を受ける権利（法律の定める裁判所で裁判を受ける権利）を侵害しているという批判があり、1995年の民事訴訟法典の改正（『ロシア連邦法令集』95年49号4696番）により、連邦最高裁は法定された事項以外は第一審として審理できず、州レベルの裁判所の場合は、「当事者の同意」がある場合のみ、下級審の管轄する事件を第一審として審理しうることに改められた（第114～116条）。

既述のとおり、ロシアの民事訴訟法典は、上級審が第一審として審理する事項を法定していなかった。その後1996年と2000年の民事訴訟法典の改正により、次の事件は、州レベルの裁判所が第一審として審理することになった（第115条）。①国家機密に関連する事件、②連邦構成主体の国家権力機関・役職者の規範的法令を争う事件、③地域および地域間の社会団体の活動の活動の終了または停止に関する事件、④連邦構成主体の選挙委員会等の決定・行為をめぐる事件、⑤その他連邦法が管轄と定めた事件。

また1995年と2000年の民事訴訟法典の改正により、次の事件は、ロシア連邦最高裁が、第一審として審理することになった（第116条）。①ロシア連邦大統領、連邦議会、連邦政府の規範的法令を争う事件、②市民の権利・自由に関わる連邦省庁の規範的法令を争う事件、③裁判官の権限の終了決定を争う事件、④全ロシア的および国際的な社会団体の活動の活動の終了または停止に関する事件、⑤中央選挙委員会およびその役職者の決定・行為を争う事件、⑥ロシア連邦の国家権力機関と連邦構成主体の国家権力機関の間の紛争、および連邦構成主体相互間の紛争の解決（ロシア連邦憲法第85条により、大統領がその解決を裁判所に委ねた場合）。

次に刑事事件であるが、多くの場合、地区(市)人民裁判所が第一審となる(刑事訴訟法典第35条)。しかし刑法第64条(国家反逆罪)を始め、全部で27の重要犯罪については、州レベルの裁判所が第一審となる(刑事訴訟法典第36条)。このリストは1995年の新刑法典によって改められ(1996年)、47の犯罪に増えた。また国家機密に触れる事件は、連邦構成主体の裁判所が第一審となることになった。次に「特に複雑な事件」や「社会的に特別の意義を有している事件」は、ロシア共和国最高裁判所の管轄に属するが、刑事訴訟法典には、例示はされていない(刑事訴訟法典第38条)。特別法が定めている場合や、ロシア共和国検事長が提訴した場合に、最高裁が第一審として審理するわけである。

ソ連邦の最高裁が第一審として審理した例として、1986年のチェルノブイリの原子力発電所事故の刑事事件、1987年のナヒモフ号事件(豪華客船ナヒモフ号が黒海で沈没し、398人が死亡した)、ルスト事件(西ドイツのルスト青年がセスナ機でソ連に侵入し、赤の広場近くに不時着した事件)などがある。1991年8月の保守派によるクーデター事件の裁判は、ロシア共和国最高裁が第一審として審理を始めたが、1994年1月の恩赦によって、裁判は終了した(一人の被告人のみが裁判の継続を望み、後に無罪判決を得た)。

また刑事訴訟法典第40条によれば、上級裁判所は、下級審の管轄に属する任意の事件を自ら第一審として審理し得た。この点は民事訴訟法典も同じであったが、1995年の改正で、既述のように、「当事者の同意」がある場合という条件が付けられた。その後も刑事訴訟法典の方は未改正であったが、この点を憲法違反とするロシア連邦最高裁の判決⁹⁾があり(1996年2月7日)、1996年12月

(1) 判決要旨。アストラハン州裁判所は、盗品(二台の軽自動車)の取得・販売罪(旧刑法典第208条第3項)でウファノフに有罪判決を下した。被告人の破棄申立により事件を審理したロシア連邦最高裁判事合議部は、原判決を破棄し、審理のやり直しを命じた。その理由の一つは、この事件は、本来は地区裁判所の管轄に属するということであった。憲法第47条によれば、各人は、「法律がその管轄と定めている裁判所および裁判官の審理を受ける権利」を保障されている。したがって上級裁判所は、

の改正で、それは被告人の申請がある場合に限られることになった（『ロシア連邦法令集』96年52号5881番）。

さて1998年の治安判事制の導入により、軽微な事件の第一審管轄が治安判事に移された（第3条）。それによれば、刑事事件については、法定刑の最高刑が懲役2年以下とされている犯罪である。しかしこの点は、2000年8月の刑事訴訟法典改正で修正が加えられた。それによれば、懲役2年以下の刑罰を定めている犯罪であっても、刑事訴訟法典第467条に列举された55の犯罪（例えば刑法典第146条の著作権侵害罪）については例外とされ、従来どおり地区裁判所が第一審として審理することになった。

治安判事の第一審管轄となる民事事件は、訴額が、法定最低賃金の500倍以下の財産紛争である。家族紛争の多く（認知、親権剥奪、養子、子をめぐる紛争を伴う離婚事件などを除く）、職場復帰をめぐる紛争を除く労働事件、不動産の利用手続に関する事件なども治安判事の管轄である。

(3) 審級制度

革命後のソ連では、当初は一審制であった。それは、当時は、共産主義の未来における裁判所制度の死滅が展望され、裁判所に対して否定的な評価がされていたことや、裁判所の機能は地方的な問題の処理に限定されると考えられていたこと、また裁判が誤りうることを前提とした審級制度は、共産主義者の世界観に一致しなかったことなどによる。現実には裁判所の活動には誤りが多かったから、当時は司法人民委員部（司法省）の最高裁判統制部が、誤った判決のやり直しを命じていた。しかし当事者には最高裁判統制部に訴える権利はなく、後者は戦極で上から裁判の監督を行っていたのである。これは、その後の監督

\\当事者の申請または同意なしに、下級審の管轄する事件を第一審裁判所として審理する権利を有しない。本件の場合そのような申請または同意を示す資料は、存在していない（ロシア連邦最高裁通報1996年12月号2頁）。

審の制度に繋がるものであった。

さて1922年の裁判所制度の整備以来、ソ連では二審制が行われてきた。第一審と第二審（破棄審）で、通常の裁判は完結する。破棄審は法律審であり、事実審理は行わない。したがって破棄審が第一審の事実認定に誤りがあると判断した場合は、原判決を破棄したうえで第一審に差し戻し、事実審理をやり直させることになる。そのため破棄自判は比較的少ない。しかし社会主義の崩壊後、1995年のロシア連邦仲裁訴訟法典は控訴審制度を導入し、第一審、控訴審、破棄審の三審制を定めていた（拙稿「市場経済移行下ロシアの経済紛争」、『神戸法学年報』第13号、1997年、150頁参照）。

普通裁判所においても、後述のように、治安判事制の導入により、控訴審制が導入される。控訴審は、破棄審と異なり、事実審理も行う。したがって、控訴審において、第一審の事実審理が不十分と判断された場合は、第一審に差し戻して審理のやり直しを命じるのではなく、自ら事実審理を行うことになる。つまり破棄自判の例が多くなる。

治安判事を除いた通常の裁判の流れを整理すれば、次のようになる。

通常の事件は、まず地区（市）人民裁判所が第一審として審理する。第一審裁判は、民事も刑事も、また上級裁判所の行う第一審も、一人の職業裁判官と二人の人民参審員によって行われる（刑事訴訟法典第15条、民事訴訟法典第6条）。地区（市）人民裁判所の第一審判決に不服がある場合、刑事事件では、被告人（その弁護人、法定代理人）、被害者（その代理人）は破棄申立をすることができ、検察官は、違法または根拠のない判決に対して異議申立をしなければならない（刑事訴訟法典第325条）。民事事件では、当事者およびその他の裁判参加者は、破棄申立をすることができ、検事および副検事は、事件に参加していなくても、違法または根拠のない判決に対して破棄手続で異議申立することができる（民事訴訟法典第282条）。こうして第二審（破棄審）が開始されるが、それを行うのは州レベル（道・市・自治州・自治区も同じだが、州で代

表させる)の裁判所の民事合議部、刑事合議部である。原判決が破棄され、第一審に差し戻される場合を除けば、通常の裁判はこれで終了する。しかしまだ監督審が残されている(後述)。

州レベルの裁判所(民事合議部、刑事合議部)が第一審として審理した事件は、ロシア共和国最高裁判所(民事合議部、刑事合議部)が破棄審を行う。破棄審は、無罪判決を破棄・差し戻したり、刑が軽すぎること、より刑の重い犯罪に関する条項を適用すべきことを理由に、原判決を破棄・差し戻することができるが、自ら刑を重く、またはより重い犯罪に関する条項を適用して、原判決を変更することはできない。破棄審は、職業裁判官3人によって審理される(刑事訴訟法典第15条、民事訴訟法典第6条)。

さてロシア共和国最高裁(民事合議部、刑事合議部)が第一審として審理した事件については、元来は破棄審は行われないことになっていた。しかしこの点について、1999年に訴訟法の改正がなされ、最高裁に破棄部が新設されたことは、既述のとおりである。そのきっかけとなったのは、1998年7月6日の憲法裁判所の判決である(『憲法裁判所通報』1998年6号5～9頁)。この事件の概要は次のようである(〔 〕内は森下の注釈)。

市民シャグリーは、加重殺人と窃盗の罪で起訴され、事件はロシア共和国最高裁判事合議部が第一審として審理した。同刑事合議部は、1986年9月23日、被告人を有罪と認め、懲役15年を言い渡した。当時の刑事訴訟法典第325条第5項は、最高裁の判決は上訴できないと定めていた。そこでシャグリーは、この規定は憲法に違反していると主張し、憲法裁判所に訴えたのである。憲法裁判所は、刑事訴訟法典第325条第5項を憲法違反と認定した。現行憲法第50条第3項は、「犯罪行為により有罪判決を受けた者はすべて、連邦の法律の定める手続により、上級裁判所による判決の再審を求める権利を有する」と規定しているからである(この種の規定は、事件当時の旧憲法にはなかった)。(ただし、憲法が規定している「再審」の語は、新証拠の発見等による「再審」の場合に用いられる言葉であり、上訴、破棄申立などとは違う。したがって刑事訴訟法典の当

該条項は違憲ではないという解釈も可能である。]

この憲法裁判所判決を受けて、刑事訴訟法典第325条第5項と、同様の規定をおいていた民事訴訟法典第282条が削除・改正され、必要な条項が追加された(『ロシア連邦法令集』1999年1号5番)。こうして現在では、最高裁が第一審として審理した事件についても、破棄審を要求することができるようになった。

次は監督審である。監督審は、本来の審級制度の枠外のものであるが、便宜的にここで取り上げることにする。監督審は、ソ連・ロシアに独特の制度である。これは、一種の再審制度であるが、新しい証拠の発見による通常の再審とは別の制度である(もちろん通常の再審制度もある)。それは、判決に誤りがあると判断された場合、一定の異議申立権者(裁判所や検察機関の指導部)の申請により、当該裁判所の幹部会や上級裁判所によって行われる。

この場合監督審は、事件の当事者の意思とは無関係に開始される点が特徴的である。当事者が原判決に納得し、その結果を受け入れている場合でも、監督審は行われるのである。他方で事件の当事者には、監督審の開始を要求する権利はない(実際には、異議申立権を有する検察官に、異議申立するよう請願するケースも多いが、これは権利ではない)。この監督審は、判決が確定・発効して以後、民事事件については無期限に開始されうるし、刑事事件についても、受刑者に有利な方向では無期限に、不利な方向では1年間に限り(刑事訴訟法典第373条)、開始されうる。

これは、近代法の一事不再理の原則に反する制度である。法的安定性よりも、真実原則を優先するソ連・ロシアの法意識には適合的な職権主義的な制度である。ソ連・ロシアでは、「監督」、「統制」が重要な国家機能の一つとみなされてきた(立法・行政・司法・統制の四権分立論もある)ことは、これまでもしばしば論じてきたことがあるが、監督審の制度も、それと共通する精神に基づくものである。監督審は、一つの事件につき、次々に反復されうるので、ソ連

時代には、最高で五行行われていた。⁽¹⁾もともと社会主義下では、審級制度は否定的に解されていたが、結果的には反対に、屋上屋を架す審級制度になっているわけである。

確定し、発効した判決について、監督審を開始すべく異議申立を行うことができるのは、裁判所・検察庁の次のような幹部である（刑事裁判・民事裁判共通）。ソ連邦検事総長は、すべての裁判所の判決について異議申立できる。ソ

- (1) 監督審が5回行われた例を1件紹介する。Kが自分の車で走行中、交通警官Hに止められ、交通違反で逃走中のTを追跡するよう協力を求められた。そこでKはHを乗せてTを追跡、スピードをだしすぎて岩に衝突、車は大破した。Kは、Hの所属する市内務部（法人格を有す）に、車の修理代を請求して提訴した。S人民裁判所は、車を運転していたのはK自身であり、スピードのだしすぎも強制されたものではないとして、請求を棄却した。Kは破棄申立を行ったが、破棄審の東カザフスタン州裁判所民事合議部も、原判決を承認した。これで通常の裁判は終わりである。しかしカザフ共和国副検事長の異議申立により、監督審が始まった。最初の監督審は、東カザフスタン州裁判所幹部会によって行われたが、同幹部会も異議申立を棄却（原判決支持）した。同副検事長の異議申立により、2回目の監督審がカザフ共和国最高裁民事合議部で行われたが、ここでも異議は棄却された。さらに同副検事長の異議申立により、3回目の監督審が同最高裁幹部会で行われたが、やはり異議は棄却された。そこで今度はソ連邦検事次長が同最高裁総会に異議を申し立て、後者により4回目の監督審が行われた。しかし結果は同じで、やはり原判決が承認された。そこで最後に、ソ連邦最高裁長官がソ連邦最高裁総会に異議を申し立てた。後者は、5回目の監督審を行い、その結果それまでの全判決を破棄し、交通警官Hの追跡命令と損害との因果関係の解明が不十分であるとし、第一審で審理をやり直すように命じた（『ソ連邦最高裁通報』1983年1号）。
- (2) ロシアの「法律新聞」紙は、次のように述べている—西欧の人達はロシアの審級の多さに驚き、そこに裁判不信の証拠を見る。クルスク州の場合、第一審民事判決の50%近くが破棄審で破棄されている。裁判官の質の低さと時間の不足がこのような結果を招いている（『法律新聞』98年52号3頁）。
- (3) ソ連邦時代の1989年の、それも検察官が異議申立した場合のみの統計であるが、検察機関は、全民事事件約221万件のうち14万2千件の判決、全刑事事件約68万件のうち13万1千件の判決を監督手続で点検し、前者のうち1万件、後者のうち1万8千件を監督手続で異議申立を行っている（監督審裁判所による異議申立の認容率は、前者が94.9%、後者が85.9%である）。検察官の異議申立による監督審だけでも、これだけ行われているのである。これに加えて、裁判所の長などの異議申立に基づく監督審があるわけである（拙稿「ゴルバチョフ政権下の刑事裁判」、「神戸法学雑誌」第41巻第4号、1992年、1059、1061頁参照）。

連邦検事次長およびロシア共和国検事長は、ロシア共和国最高裁幹部会の判決を除くすべての裁判所の判決について異議申立権を有する。州レベルの検事長は、地区（市）人民裁判所の第一審判決、州レベルの裁判所の民事・刑事合議部の破棄審判決について異議申立権を有する。ソ連邦最高裁判所長官は、ロシア共和国最高裁の幹部会判決、同民事・刑事合議部の第一審判決について、異議申立権を有する。ソ連邦最高裁判所副長官は、ロシア共和国最高裁の民事・刑事合議部の第一審判決について、異議申立権を有する。ロシア共和国最高裁長官・副長官は、ロシア共和国最高裁幹部会の判決を除く、ロシア共和国のすべての裁判所の判決について異議申立権を有する。州レベルの裁判所長は、地区（市）人民裁判所の第一審判決、州レベルの裁判所の民事・刑事合議部の破棄審判決について異議申立権を有する（刑事訴訟法典第371条、民事訴訟法典第320条）。

監督審を行う裁判所は、次のようである（刑事訴訟法典第374条、民事訴訟法典第321条）。まず州レベルの裁判所の幹部会は、州レベルの裁判所の民事・刑事合議部が破棄審として下した判決や、地区（市）人民裁判所の第一審判決（当事者が破棄申立・異議申立を行わず、確定した場合）について監督審を行う。次にロシア共和国最高裁の民事・刑事合議部は、州レベルの裁判所幹部会の判決（監督審判決）、州レベルの裁判所の民事・刑事合議部の判決（破棄審判決、破棄申立されなかった第一審判決）を、監督審として審理する。ロシア共和国最高裁幹部会は、ロシア共和国最高裁の民事・刑事合議部の判決（第一審判決、破棄審判決、監督審判決）を監督審として審理する。既述のとおり、ロシア共和国最高裁総会は、監督審を含め、具体的事件の審理は行わない。

ソ連邦が存在した時代は、さらにソ連邦最高裁判所による監督審が行われた（1979年ソ連邦最高裁判所法第18条、第26条）。ソ連邦最高裁総会は、加盟共和国（例えばロシア共和国）最高裁の総会・幹部会の判決（監督審判決）について、監督審を行う（異議申立権者は、ソ連邦最高裁長官、ソ連邦検事総長）。

さらにソ連邦最高裁総会は、ソ連邦最高裁民事・刑事・軍事合議部の判決についても、監督審を行う（異議申立権者は、ソ連邦最高裁長官、ソ連邦検事総長）。またソ連邦最高裁の民事・刑事合議部は、加盟共和国最高裁の民事・刑事合議部の第一審判決についても、監督審を行う（異議申立権者は、ソ連邦最高裁長官・副長官、ソ連邦検事総長・検事次長）。

なお同一裁判官が、同じ事件の審理に二度関与することは許されない。例えば、ロシア共和国最高裁の民事合議部の判事が、同時にロシア共和国最高裁幹部会のメンバーである場合、民事合議部で関与した事件（例えば第一審として）について、再度幹部会で関与する（例えば監督審として）ことはできない。また既述のように、刑事事件の確定判決を監督審で審理する場合、無罪判決を覆したり、刑を重くし、またはより重い犯罪に関する条項を適用する方向でそれを行うのは、1年以内に限られる（刑事訴訟法典第373条）。監督審は、3人以上の職業裁判官によって審理される（刑事訴訟法典第15条、民事訴訟法典第6条）。監督審の審理の対象は、異議申立の範囲に限定されず、判決の内容全体に及ぶ。この点にも監督審の職権主義的特徴が窺える（刑事訴訟法典第380条、民事訴訟法典第327条）。

以上のような裁判の流れを整理すれば、次のようになる（ソ連邦最高裁も含めているが、それを除けば、基本的には現在も同じ。ただし現在は、後述のように、治安判事が付け加わる。資料②も参照）。

①地区（市）人民裁判所（第一審）→州裁判所民事・刑事合議部（破棄審）→州裁判所幹部会（監督審）→ロシア共和国最高裁民事・刑事部（監督審）→ロシア共和国最高裁幹部会（監督審）→ソ連邦最高裁総会（監督審）

②州裁判所民事・刑事合議部（第一審）→ロシア共和国最高裁民事・刑事部（破棄審）→ロシア共和国最高裁幹部会（監督審）→ソ連邦最高裁総会（監督審）

③ロシア共和国最高裁民事・刑事部（第一審）→ロシア共和国最高裁幹部

会（監督審）→ソ連邦最高裁総会（監督審）

④ロシア共和国最高裁民事・刑事部（第一審）→ソ連邦最高裁民事・刑事部（監督審）

⑤ソ連邦最高裁民事・刑事・軍事合議部（第一審）→ソ連邦最高裁総会（監督審）

上の①と②については、当事者が第一審判決に満足し、第二審が行われない場合もありうる。その場合は、第一審からいきなり監督審に移行することになる。①の場合、ロシア共和国では、最大で4回の監督審が行われていたことになる。ロシア以外の他の加盟共和国では、加盟共和国最高裁総会も監督審を行っていたので、最大で五回行われていたわけである。ソ連邦の崩壊で、ロシアにおける監督審は、最大で三回に減った。しかし監督審は、しばしば第一審から審理のやり直しを命じるので、裁判が何回も反復されるケースも多い。さらにこれに治安判事が加わるのである。

この独特の監督審は、何か補足的な制度といったものではなく、ソ連・ロシアの裁判において、まさに中核的な制度となっている。従来の二審制の下では、最高裁が第一審、第二審として具体的な事件を審理することは、例外的にしか生じなかった。では最高裁は、まれにしか裁判を行わなかったのかというと、そうではない。頻繁に監督審を行っているのである。最高裁は主として監督審裁判所として機能しており、公表され、われわれが知ることのできる判例のほとんども、この監督審の判決なのである。

さて1998年の治安判事法の制定で審級制度に変化が生じ、2000年8月、民事訴訟法典および刑事訴訟法典が改正された（『ロシア連邦法令集』20年33号3345、3346番）。治安判事の管轄事項については既に触れたので、ここでは審級上の問題のみ取り上げる。治安判事制度の導入により、控訴審という概念が復活した（既述のように、既に仲裁裁判所ではこの概念は復活していた）。

治安判事が関与する刑事事件については、治安判事による第一審、控訴審、

破棄審の三審制になった。しかし民事事件については、治安判事による第一審と控訴審で通常の裁判は終了する。刑事事件の方が、より慎重な審理が求められるからであろうか。いずれにしろ、その後監督審が行われることはあり得る。より詳しく見れば、次のようである。

民事事件の場合、治安判事の判決に不服の当事者およびその他の裁判参加者は、地区裁判所に控訴することができる（民事訴訟法典第318の1）。地区裁判所による控訴審は、一人の裁判官により、地区裁判所による第一審と同じ手続で行われる。地区裁判所は、控訴を棄却して治安判事の前判決を維持するか、前判決を変更するか、前判決を破棄して自判するか、前判決を破棄して事件を終了するか、審理なしで控訴を却下する（第318条の9）。つまり前判決を破棄して差し戻すということはない。この控訴審判決は、破棄審を求めて上訴することはできず、その言い渡しと同時に発効する（第318条の10）。

刑事事件の場合、治安判事の判決に対して控訴権を有するのは、判決を受けた者、その弁護人および法律上の代理人、特別告訴人（被害者およびその法律上の代理人、被害者が死亡している場合のその近親者が、特別告訴人となりうる）、およびその代理人、ならびに被害者およびその代理人である。検察官は、治安判事の違法または根拠のない判決について、控訴審に異議申立する義務を負う（刑事訴訟法典第478条）。控訴審を行うのは、地区裁判所であり、一人の裁判官が、地区裁判所による第一審手続と同じ手続で審理する（第488条、第491条）。事実審理も行われる（第487条）。控訴審判決には次のような種類があり、破棄・差し戻しはない。①治安判事の前判決を維持する、②有罪判決を破棄し、無罪判決を行うかまたは事件を終了させる、③有罪判決を破棄し、新しい判決を下す、④無罪判決を破棄し、有罪判決を下す、⑤前判決を変更する（第494条）。地区裁判所の控訴審判決は、破棄審を求めて、上級裁判所に破棄申立、異議申立することができる（第503条）。この点で、民事事件の審級制度とは区別されている。

治安判事による裁判の後、控訴審判決、破棄審判決（刑事事件の場合）と続いた後で、監督審が行われることは当然ある。これは従来の手続で可能である。しかし治安判事の判決が控訴・異議申立なしに確定した場合の監督審の手続は、新たに設ける必要がある。それは、2000年8月の民事・刑事訴訟法典の改正によってなされた。このばあい監督審を行うのは、州レベルの裁判所の幹部会である（民事訴訟法典第321条第2項、刑事訴訟法典第374条）。監督審を求めて異議申立しうるのは、ロシア連邦最高裁長官・副長官、州レベルの裁判所長、ロシア連邦検事総長・次長、州レベルの検事長である（民事訴訟法典第320条、刑事訴訟法典第371条）。

第四節 法ヒエラルヒーの保障システム

社会主義の時代には、法のヒエラルヒーという観念が明確でなく、それを保証する制度も存在しなかった。憲法統制権を有するソ連邦最高会議幹部会が、連邦の憲法・法律に違反する加盟共和国の憲法・法律をコントロールできるだけであった。裁判所は、法律解釈権を有さず（これも最高会議幹部会、1990年の改憲以後は最高会議が有する）、法律を適用するだけとされていた。裁判所は、下位法が上位法に違反していても、下位法を違法と認定することはできなかった。一般には下位の法令ほど具体的な内容をもっているから、その下位法（特に省庁の訓令）を適用せざるを得なかった。上位法よりも下位法が事実上優先するという逆転現象が生じていたのである。

現代のロシアでは、憲法裁判所が違憲審査権を行使している。しかし憲法と他の法令の関係ではなく、法律と下位法令の関係についての合法性審査権はどのようなか。また普通裁判所は、違憲審査・合法性審査はできるのであろうか。

この点について憲法や基本的法律の規定は必ずしも明確ではない。憲法第120

(1) 社会主義時代のこの点についての是正の試みについて、拙稿「社会主義的法治国家論の検討（下）」（『神戸法学雑誌』第38巻第4号、1989年）692、699～701頁参照。

条第2項は、「裁判所は、事件の審理に際して、国家機関またはその他の機関の法令が法律に適合しないことを確認したときは、法律に従って判決を下す」と規定している。これはロシア法の歴史において初めての規定である。下位法令が法律に違反する場合、裁判所（普通および仲裁裁判所）は、違法な下位法令を適用しなくてもよいという当然のことが、やっと認められたわけである。レベジェフ最高裁長官が言うように、このような「規範統制の実現は、〔ロシアでは〕裁判権の原則的に新しい権限」であった（『ロシア司法』2001年1号5頁）。この下位法令には、当然大統領令や政府決定も含まれるはずである。この場合裁判所は、違法な下位法令を発した機関に適切な処置をとるよう注意を喚起するが、違法な法令を破棄することはできず、したがって違法な法令は直ちに無効となるわけではない（ミロシニコワ『ロシア連邦憲法コメンタール』1998年、144頁）。

1996年の裁判システム法は、憲法の規定をさらに詳しく規定し直している。その第5条第3項は、次のように定めている。「裁判所は、事件の審理に際して、国家機関もしくはその他の機関の法令、または役職者の法令が、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律、国際法の一般に承認された諸原則もしくは諸規範、ロシア連邦の締結した条約、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）、またはロシア連邦構成主体の法律に適合しないことを確認したときは、最大の法的効力を有する法的規定に従って判決を下す」。この規定は、法規範のヒエラルヒーを前提にして、下位法が上位法に違反する場合一般について、上位法を適用すべきと定めているのである。この規定からすると、普通裁判所（仲裁

- (2) ところが憲法の注釈書があげる事例を見ると、いずれも省庁の訓令ばかりである（オクニコフ編『ロシア連邦憲法コメンタール』1996年、523頁参照）。つまり憲法第120条第2項のいう「国家機関またはその他の機関の法令」とは、省庁以下の法令に限定して解釈されており、法律より下位にある大統領令、政府決定は含まれていないかのようなのである。ロシアでは伝統的に、訓令等の下位法令の合法性はしばしば問題にされてきたが、他方で大統領令や政府決定は不可侵であるかのようにみなされてきた。そのような思考は、現在も続いているのである。

裁判所)も違憲審査権を有するように解せられる。

この点についてロシア連邦最高裁総会は、1995年10月31日「裁判権限の行使に際しての裁判所によるロシア連邦憲法の適用の若干の諸問題について」の決定を採択している(『ロシア連邦最高裁通報』1996年1号)。それによれば、裁判所は、法律が憲法に違反していると確信したときは、その法律を適用せず、憲法を直接適用する。法律が憲法に違反しているか否か不明確な場合は、憲法裁判所法の定める手続に従い、裁判所は憲法裁判所に質問することになる。また大統領令が憲法・法律に違反していると判断したときは、裁判所はその大統領令は適用しない。

このように、最高裁判所の判断によれば、普通裁判所も法のヒエラルヒーに従って、合憲性・合法性の判断をなし得ることになる。そしてその判断ができない場合は、憲法裁判所にその判断を仰ぐのである⁽³⁾。ただ普通裁判所は、上位法に違反する下位法を適用しないことができるだけで、当該下位法を無効と宣言し、その効力を失わせるということとはできない(一般にロシアでは判例は先例としての拘束力を有しない)。その点では憲法裁判所の権限とは区別されるのである。

最高裁判所はこのような解釈を示したわけであるが、普通裁判所のこのような法令審査権は、法律によって明記されているわけではない。そこで下院は、1999年に「ロシア連邦憲法・連邦の法律およびその他の規範的法令に対する規範的法令の適合性を審査する一般管轄裁判所の権限について」の法律案を可決したが、上院が否決したため不成立となった。したがってこの点は、立法的には空白のままということになる⁽⁴⁾。

(3) この問題については、小森田秋夫氏の御教示によるところが大きい。同氏の研究が現時点では未発表なので、ここでも詳論は避ける。

(4) この問題について、『イズベスチャ』紙の記事は、次のように論じている。「裁判官は、事件の審理に際して、具体的レベルの法規範にのみ指導される権利はない。裁判官は実証主義的アプローチを避け、当該分野の法関係を規制する法令の総体に基づ

さてここで、現代ロシア法のヒエラルヒーを示しておこう。

①憲法第1章（総則）— 憲法の他の規定は、第1章に違反してはならない。

②憲法の他の章

③憲法的法律— 一般の法律は憲法的法律に違反してはならない。

④〔民法典〕— 民事法の中で、他の法律に対して優越的効力を有する。

⑤連邦の法律

⑥大統領令

⑦政府決定

⑧省庁の訓令— 司法省に届け出て登録を受け（司法省がその合法性をチェックする）、公表しなければならない。

ラッチェンコ最高裁第一副長官によれば、過去数年間に、最高裁は、27の政府決定、123の連邦省庁（財政省、国防省、検察庁を含む）の決定を違法と認定したという（『議會新聞』2001年5月31日）。

おわりに

本稿では、社会主義崩壊後の裁判所制度の転換過程と、その現状を明らかにしてきた。現状の問題点と現在進行中の新改革の動向については、触れることができなかった。ともあれこの間の改革を通して、一応「司法権の独立」の原則は確立し、司法制度の近代化の出発点はできあがったと言える。しばしば言及してきた2000年10月の第5回全ロシア裁判官大会において、バグライ憲法裁判所長官は、1990年代、特にその後半の司法システムの刷新・民主化により、立法・行政・司法の三権の対等な関係が形成されたと語っている（『ロシア司法』2001年1号9頁）。同じ大会で、レベジェフ最高裁長官も、裁判所が規範統制権

き、法令の所定のヒエラルヒーに依拠して判決を採択すべきである。裁判所は、適用すべき法律がより大きな法的効力を与えられているロシア憲法または法律に一致しない場合は、判決の言い渡しに際して、法令のヒエラルヒーの視点から優越性をもつ法令に指導されるべきである」（『イズベスチャ』2000年10月5日）。

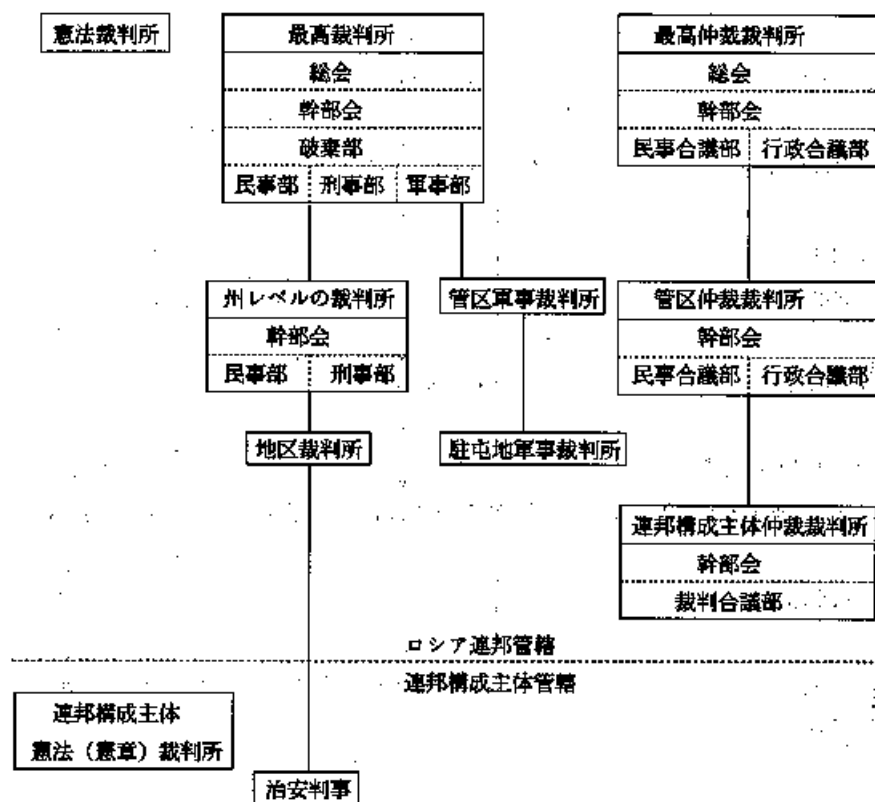
(下位法令の上位法令に対する適合性を審査する権利)を獲得したことによって、裁判権は立法・執行権と均衡が保たれるようになったと述べ、「今日、裁判所で自分の権利を主張する可能性に、事実上いかなる制限もない」と誇らしげに語っている。(同5頁)。

ただ、制度的には司法権の独立を保証する体制が整備されてきたとはいえ、ロシアの法文化水準は依然として低い。1999年11月には、司法権の独立を脅かすような二つの類似の事件が発生した。一つは、11月16日、サンクト・ペテルブルク市の地区裁判所のある法廷において、裁判官が被疑者の勾留を解く決定を言い渡した瞬間、銃を持ち覆面した特殊部隊が法廷に乱入し、何の文書も示さないまま被疑者を連行して行ったという事件である。法廷の混乱で負傷者や財産の損害が生じた。もう一つは、11月26日、モスクワ市の駐屯地軍事裁判所の法廷において、裁判長が2人の元連邦保安局員(旧KGB要員)に無罪判決を言い渡したところ、私服の連邦保安局員が法廷に侵入し、在廷者に平静を保つように言うとともに、無罪になった2人の逮捕を宣言したという事件である。この事件は、裁判長が、まだ裁判は終わっていないと一喝したため、事件は収まったという。全ロシア裁判官評議会幹部会は事件に抗議し、検察庁と内務省に訴えたが、何も問題はないという回答だったという(『ロシア司法』2000年2号2～4頁、同2001年1号10頁、『イズベスチャ』99年12月16日)。

(本稿校正中の2001年12月、ロシア連邦の裁判システム法、裁判官地位法が改正され、新刑事訴訟法典が制定された。本稿は、それ以前の段階のものである。)

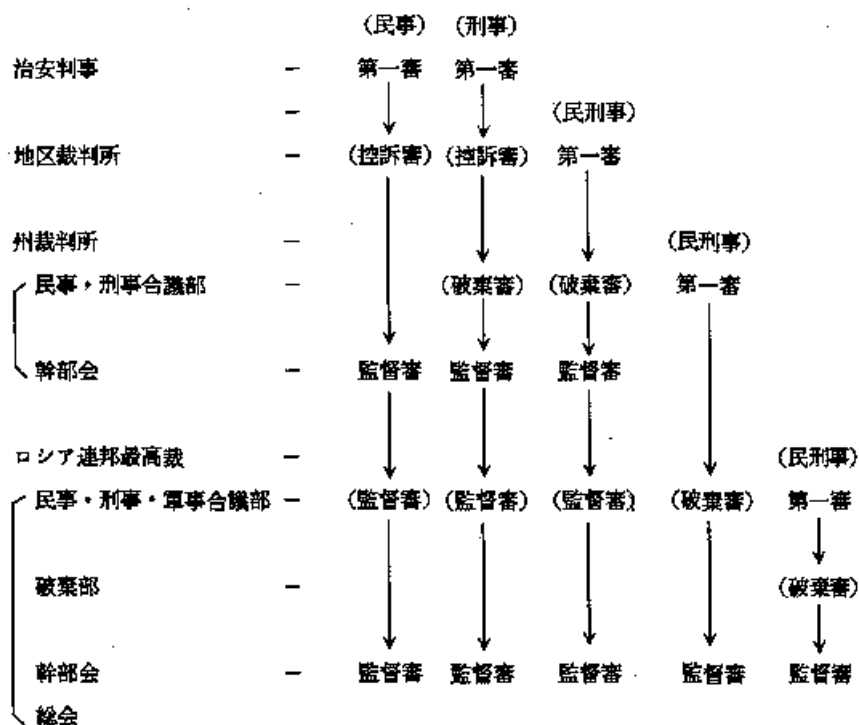
資料①

裁判所の組織図



資料②

審級制度



() 内はとび越される場合もある。

資料③

ロシアの司法制度関係法令リスト

ソ連邦

- 1977年 憲法
- 1979年11月 最高裁判所法
- 11月 仲裁委員会法
- 11月 弁護士法
- 1980年 6月 裁判所構成基本法（58年法の全面改正）
- 9月 軍法会議規程
- 1987年 6月 公務員による市民の権利侵害行為提訴手続法
- 1988年12月 憲法改正
- 1989年 8月 裁判官地位法
- 11月 公務員による市民の権利侵害行為提訴手続法改正
- 裁判所不敬責任法
- 裁判所構成基本法
- 裁判官資格協議会規程
- 裁判官資格評価規程
- 裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満了前解任規程
- 1989年12月 憲法改正
- 憲法監督法
- 1990年12月 憲法改正
- 1991年 5月 最高仲裁裁判所法
- 5月 最高仲裁裁判所経済紛争解決手続法

ロシア

- 1976年5月 ロシア共和国裁判所裁判官規律責任規程
- 1978年 憲法
- 1981年7月 裁判所構成法
- 1981年7月 地区(市)人民裁判所選挙法
- 1981年7月 地区(市)人民裁判所人民裁判官・人民参審員リコール
手続法
- 1989年10月 憲法改正
- 12月 裁判官資格協議会選挙・活動組織化手続規程
裁判官代表者会議招集・実施手続規程
- 1990年 2月 裁判官規律責任、裁判官・人民参審員リコール・任期満
了前解任規程
- 12月 憲法改正
- 1991年 5月 憲法改正
- 7月 仲裁裁判所法
憲法裁判所法
- 11月 憲法改正
- 1992年 3月 仲裁訴訟法典
- 4月 憲法改正
- 5月 裁判所構成法改正
- 6月 裁判官地位法
- 6月 仲裁裁判所法改正
- 7月 裁判所構成法改正
- 1993年 4月 市民の権利・自由侵害行為等提訴法
裁判官地位法改正

- 5月 裁判官資格協議会規程
裁判官資格評価規程
- 12月 憲法
- 1994年 7月 憲法裁判所法
- 11月 裁判所構成法改正
- 12月 軍事裁判所・軍事法務機関の組織・活動の諸問題について
の法律
- 1995年 4月 仲裁裁判所法
裁判官、法維持機関・統制機関役職者国家保護法
- 5月 仲裁訴訟法典
裁判権力機関勤務員社会的保護追加保証（大統領令）
- 6月 裁判官地位法改正
- 1996年 1月 裁判官・裁判所事務職員社会的保護追加保証法
- 3月 裁判所活動保証追加措置（大統領令）
- 8月 最高裁判所・最高仲裁裁判所の活動保証について（大統領令）
- 12月 裁判システム法
- 1997年 1月 裁判所裁判官職務給増額について（大統領令）
- 7月 裁判執行官法
執行手続法
- 1998年 1月 最高裁判所付属裁判事務局法
- 12月 治安判事法
- 1999年 2月 裁判所財政法
- 12月 治安判事定員法
- 2000年 1月 人民参審員法

資料④

1996 年ロシア連邦裁判システム法

(『ロシア連邦法令集』1997年1号1番)

第1章 総則

第1条 裁判権

1. ロシア連邦における裁判権は、裁判所によってのみ、すなわち裁判官ならびに法律の定める手続によって裁判権限の行使に参加する陪審員、人民参審員および仲裁参審員にによってのみ行使される。他のいかなる機関および人も、裁判権限の行使を引き受ける権利を有しない。
2. 裁判権は自主的であり、立法権および執行権から独立に作用する。
3. 裁判権は、憲法訴訟、民事訴訟、行政訴訟および刑事訴訟手続をとおして行使される。

第2条 裁判システムに関する法令

ロシア連邦における裁判システムは、ロシア連邦憲法および連邦のこの憲法的法律によって定められる。

第3条 裁判システムの統一性

ロシア連邦の裁判システムの統一性は、次の方法によって保証される。

ロシア連邦憲法および連邦のこの憲法的法律による裁判システムの確定
すべての連邦裁判所および治安判事による連邦の法律の定める訴訟規則の遵守

すべての裁判所によるロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律、一般に承認された国際法上の諸原則および諸規範、ロシア連邦の締結した国際条約、ならびにロシア連邦構成主体の憲法（憲章）およびその他の法律の適用

発効した裁判所の諸決定（判決を含む）をロシア連邦全領土において執行する義務の承認

裁判官の地位の統一性の立法的確定

連邦裁判所および治安判事の経費の連邦予算からの支出

第4条 ロシア連邦における裁判所

1. ロシア連邦における裁判権限は、ロシア連邦憲法および連邦のこの憲法的法律に従って設置された裁判所によってのみ行使される。非常裁判所および連邦のこの憲法的法律に規定されていない裁判所の創設は許されない。
2. ロシア連邦においては、連邦裁判所、ならびにロシア連邦構成主体の憲法（憲章）裁判所および治安判事が活動し、それらはロシア連邦裁判システムを構成する。
3. 連邦裁判所には、以下のものがある。

ロシア連邦憲法裁判所

一般管轄の連邦裁判所システムを構成するロシア連邦最高裁判所、共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所、地区裁判所、軍事裁判所および特別裁判所

連邦仲裁裁判所システムを構成するロシア連邦最高仲裁裁判所、連邦管区仲裁裁判所、ロシア連邦構成主体の仲裁裁判所

4. ロシア連邦構成主体の裁判所には、以下のものがある。

ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）裁判所およびロシア連邦構成主体の一般管轄の裁判官である治安判事

第5条 裁判所の自主性と裁判官の独立性

1. 裁判所は、ロシア連邦憲法および法律にのみ従い、いかなる者の意思からも独立に、自主的に裁判権を行使する。
2. 裁判官ならびに裁判権限の行使に参加する陪審員、人民参審員および仲裁参審員は独立であり、ロシア連邦憲法および法律にのみ従う。その独立

性の保証は、ロシア連邦憲法および連邦の法律によって定められる。

3. 裁判所は、事件の審理に際して、国家機関もしくはその他の機関、または役職者の法令が、ロシア連邦憲法、連邦の憲法的法律、連邦の法律、一般的に認められた国際法上の諸原則もしくは諸規範、ロシア連邦の締結した国際条約、またはロシア連邦構成主体の憲法（憲章）もしくはロシア連邦構成主体の法律に適合しないことを確認したときは、最大の法的効力を有する法的規定に従って判決を下す。
4. ロシア連邦において、裁判所の自主性および裁判官の独立性を否定し、または制限するような法律およびその他の規範的法令を発することはできない。
5. 裁判官ならびに裁判権限の行使に参加する陪審員、人民参審員および仲裁参審員に不法な影響を与え、または裁判所の活動へのその他の介入を行ったことに有責の者は、連邦の法律の定める責任を負う。裁判所の権力的機能を奪った者は、刑法に従って罰せられる。

第6条 裁判所の判決の強制力

1. 連邦裁判所、ならびにロシア連邦構成主体の治安判事および裁判所の発効した判決・決定、ならびにそれらの合法的命令、要求、依頼、呼びかけおよびその他の訴えは、例外なしにすべての国家権力諸機関、地方自治諸機関、社会団体、役職者、ならびにその他の人および法人にとって強制力を有し、ロシア連邦全領土で確実に執行されなければならない。
2. 裁判所の判決・決定の不履行、および裁判所に対するその他の不敬の現象は、連邦の法律の定める責任を問われる。
3. 外国の裁判所、ならびに国際的な裁判所および仲裁機関の判決・決定のロシア連邦領土上における強制力は、ロシア連邦の条約によって定められる。

第7条 法律および裁判所の下における万人の平等

1. すべての者は、法律および裁判所の下において平等である。
2. 裁判所は、国家的・社会的・性的・人種的・民族的・言語的もしくは政治的帰属を指標として、またはその出身、財産状態、職務状態、居住地、出生地、宗教への態度、信条、もしくは社会団体への加入を理由として、その他連邦の法律の定めていない根拠に基づいて何らかの機関、人、または訴訟参加の当事者に優先権を認めることはできない。

第8条 裁判権行使への市民の参加

1. ロシア連邦市民は、連邦の法律の定める手続において、裁判権限の行使に参加する権利を有する。
2. 陪審員、人民参審員および仲裁参審員の裁判権限行使への参加は、市民の義務である。
3. 裁判権限行使へ参加する市民の必要条件是、連邦の法律によって定められる。
4. 陪審員、人民参審員および仲裁参審員には、その裁判権限行使への参加の時間に応じて、連邦予算から報酬が支払われる。

第9条 裁判所の活動の公開性

すべての裁判所において、事件の審理は公開である。非公開による事件の審理は、連邦の法律の定める場合に許される。

第10条 裁判所における訴訟手続および事務手続の言語

1. ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、その他の仲裁裁判所および軍事裁判所における訴訟手続および事務手続は、ロシア連邦の国語であるロシア語で行われる。その他の連邦の普通裁判所における訴訟手続および事務手続は、その裁判所が存在する共和国の国語を用いることもできる。
2. 治安判事および連邦構成主体その他の裁判所における訴訟手続および事

務手続は、ロシア語またはその裁判所が存在する共和国の国語で行われる。

3. 裁判手続で用いられる言語を修得していない事件の参加者には、母語またはその自由に選択した任意の交流語で発言し、説明を行う権利、および通訳サービスを利用する権利が保障される。

第2章 ロシア連邦における裁判官の地位の基本原則

第11条 裁判官

1. 裁判官とは、ロシア連邦憲法および連邦のこの憲法的法律によって、裁判権限を行使する権限を与えられ、専門職として自らの職務を遂行する者のことをいう。
2. 10年以上の裁判官としての職務経歴を有し、辞職した者は、名誉裁判官とみなす。名誉裁判官は、連邦の法律の定める手続により、裁判官として裁判権限の行使に復帰させることができる。
3. 裁判官には、国家の負担により、その高い地位にふさわしい物質的保証および社会生活上の保証が与えられる。裁判官の賃金（金銭報酬）は、その職務にある全期間にわたって減じることはできない。

第12条 裁判官の地位の統一性

ロシア連邦における全裁判官は同一の地位を有し、権限および権能においてのみ区別される。個々のカテゴリーの裁判官の法的地位の相違点は、連邦の法律によって、また連邦の法律がそのように規定している場合はロシア連邦構成主体の法律によっても定められる。

第13条 裁判官の権限の付与手続

1. ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の権限の付与手続は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法的法律によって定められる。
2. ロシア連邦最高裁判所長官、およびロシア連邦最高仲裁裁判所長官は、これら裁判所の裁判官資格協議会の結論に基づいたロシア連邦大統領の提

案により、ロシア連邦議会連邦院によって職務に任命される。

3. ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の副長官およびその他の裁判官は、それぞれロシア連邦最高裁判所長官またはロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案およびこれら裁判所の裁判官資格協議会の結論に基づいたロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦議会連邦院によって職務に任命される。
4. 軍事裁判所裁判官は、当該裁判所の裁判官資格協議会の結論に基づいたロシア連邦最高裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。軍事裁判所所長および副所長は、ロシア連邦最高裁判官資格協議会の結論に基づいたロシア連邦最高裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。
5. 連邦管区仲裁裁判所裁判官は、対応する連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の提案を考慮に入れ、かつこれら裁判所の裁判官資格協議会の結論に基づいたロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。連邦管区仲裁裁判所の長官および副長官は、対応するロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の提案を考慮に入れ、かつロシア連邦最高裁判官資格協議会の結論に基づいたロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。
6. 共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市の裁判所、および自治州・自治区の裁判所の裁判官、ならびに地区裁判所の裁判官（その所長および副所長を含む）は、これら裁判所の裁判官資格協議会の結論に基づき、かつ対応するロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の合意を得たロシア連邦最高裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市の裁判所、および自治州・自治区の裁判所の所長および副所長は、ロシア連邦最高裁

判官資格協議会の結論に基づき、かつ対応するロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の合意を得たロシア連邦最高裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。

7. ロシア連邦構成主体の仲裁裁判所の裁判官は、当該裁判所の裁判官資格協議会の結論に基づき、かつ対応するロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の合意を得たロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。ロシア連邦構成主体の仲裁裁判所の所長および副所長は、ロシア連邦最高裁判官資格協議会の結論に基づき、かつ対応するロシア連邦構成主体の立法（代表）国家権力機関の合意を得たロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案により、ロシア連邦大統領によって職務に任命される。
8. 治安判事ならびにロシア連邦構成主体の憲法（憲章）裁判所の裁判官、同長官および副長官は、ロシア連邦構成主体の法律の定める手続により、職務に任命（選出）される。
9. 裁判官の職務への候補者の選抜は、競争原理に基づいて行われる。

第14条 連邦裁判所裁判官の任期

連邦裁判所の裁判官の権限は、ロシア連邦憲法または連邦の憲法的法律によって別段の定めがない限り、一定の期間によって制限されることはない。

第15条 裁判官の身分保障

1. 裁判官は更迭されることはない。裁判官を、その同意なしに他の職務または他の裁判所の職務に任命（選出）することはできない。
2. 裁判官の権限は、対応する裁判官資格協議会の決定によってのみ、終了または停止させることができる。裁判官が、一定の期限付きで、または一定の年齢に達するまでという条件で任命（選出）されている場合は、その権限は、それぞれこの期間の満了またはこの年齢への到達によって終了したとみなされる。

第16条 裁判官の不可侵性

裁判官は不可侵である。裁判官の不可侵性の保障は、連邦の法律によって定められる。

第3章 裁判所

第17条 裁判所の創設および廃止手続

1. ロシア連邦憲法に従って創設されたロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、およびロシア連邦最高仲裁裁判所は、ロシア連邦憲法の改正の方法によってのみ廃止することができる。他の連邦裁判所は、連邦の法律によってのみ創設され、廃止される。
2. ロシア連邦構成主体の治安判事の職務および憲法（憲章）裁判所は、ロシア連邦構成主体の法律によって創設され、廃止される。
3. いかなる裁判所も、その管轄に服する裁判権限の行使の諸問題が、同時に他の裁判所の管轄に委ねられない限り、廃止することはできない。

第18条 ロシア連邦憲法裁判所

1. ロシア連邦憲法裁判所は、憲法訴訟手続をとおして、自主的かつ独立に司法権を行使する憲法統制裁判機関である。
2. ロシア連邦憲法裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第19条 ロシア連邦最高裁判所

1. ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、刑事事件、行政事件および一般管轄の裁判所の審理に服するその他の事件についての最高裁判機関である。
2. ロシア連邦最高裁判所は、軍事裁判所および連邦特別裁判所を含め、一般管轄の裁判所の活動に対する裁判監督を、連邦の法律の定める訴訟形態において実施する。
3. ロシア連邦最高裁判所は、その権限の範囲内で、第二審裁判所として、

監督手続によって、新たに明らかになって事情に基づく再審において、さらに連邦の法律の定める場合には第一審の裁判所としても、事件を審理する。

4. ロシア連邦最高裁判所は、共和国最高裁判所、道（州）裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所、ならびに軍管区、艦隊、軍部隊および軍隊集団の軍事裁判所との関係において、直接の上級審となる。
5. ロシア連邦最高裁判所は、裁判実務の諸問題について、解説を与える。
6. ロシア連邦最高裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第20条 共和国最高裁判所、道（州）裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、および自治区裁判所

1. 共和国最高裁判所、道（州）裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、および自治区裁判所は、その権限の範囲内で、第一審裁判所として、第二審裁判所として、監督手続によって、および新たに明らかになって事情に基づく再審において、事件を審理する。
2. 本条第1項に列举された裁判所は、対応するロシア連邦構成主体の領土上で機能している地区裁判所との関係において、直接の上級審となる。
3. 本条第1項に列举された裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第21条 地区裁判所

1. 地区裁判所は、その権限の範囲内で、第一審裁判所および第二審裁判所として事件を審理し、連邦の憲法的法律の定めるその他の権限を行使する。
2. 地区裁判所は、対応する裁判地区の領土上で機能している治安判事との関係において、直接の上級審となる。
3. 地区裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第22条 軍事裁判所

1. 軍事裁判所は、部隊および艦隊の配属地に、地域原則に基づいて設置され、連邦の法律によって軍務が定められている部隊、機関および施設において裁判権を行使する。
2. 軍事裁判所は、その権限の範囲内で、第一審裁判所として、第二審裁判所として、監督手続によって、および新たに発見された事情による再審において、事件を審理する。
3. 軍事裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第23条 ロシア連邦最高仲裁裁判所

1. ロシア連邦最高仲裁裁判所は、仲裁裁判所によって審理される経済紛争およびその他の事件の解決のための最上級裁判機関である。
2. ロシア連邦最高仲裁裁判所は、連邦管区仲裁裁判所およびロシア連邦構成主体仲裁裁判所との関係において上級審である。
3. ロシア連邦最高仲裁裁判所は、連邦の法律の定める訴訟形態において、仲裁裁判所の活動に対する裁判監督を行う。
4. ロシア連邦最高仲裁裁判所は、連邦の法律に従い、第一審裁判所として、監督手続によって、および新たに発見された事情による再審において、事件を審理する。
5. ロシア連邦最高仲裁裁判所は、裁判実務の諸問題について、解説を与える。
6. ロシア連邦最高仲裁裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第24条 連邦管区仲裁裁判所

1. 連邦管区仲裁裁判所は、その権限の範囲内で、破棄審裁判所として、および新たに発見された事情に基づいて、事件を審理する。

2. 連邦管区仲裁裁判所は、対応する裁判管区の領土上で活動しているロシア連邦構成主体仲裁裁判所との関係において、上級審となる。
3. 連邦管区仲裁裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第25条 ロシア連邦構成主体仲裁裁判所

1. ロシア連邦構成主体仲裁裁判所は、その権限の範囲内で、第一審裁判所として、控訴審裁判所として、および新たに発見された事情に基づく再審において、事件を審理する。
2. ロシア連邦構成主体仲裁裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第26条 連邦特別裁判所

1. 民事および行政事件の審理のための連邦特別裁判所は、連邦のこの憲法的法律の改正・補足の方法で設置される。
2. 連邦特別裁判所の権限、形成手続および活動手続は、連邦の憲法的法律によって定められる。

第27条 ロシア連邦構成主体憲法（憲章）裁判所

1. ロシア連邦構成主体は、ロシア連邦構成主体の法律、ロシア連邦構成主体の国家権力諸機関の規範的法令、およびロシア連邦構成主体の地方自治諸機関の規範的法令の、ロシア連邦構成主体の憲法（憲章）への適合性の問題の審理のために、ならびにロシア連邦構成主体の憲法（憲章）の解釈のために、ロシア連邦構成主体憲法（憲章）裁判所を設置することができる。
2. ロシア連邦構成主体憲法（憲章）裁判所の費用は、当該ロシア連邦構成主体の予算からの支出によって賄われる。
3. ロシア連邦構成主体憲法（憲章）裁判所は、ロシア連邦構成主体の法律の定める手続に従い、その権限に関わる諸問題を審理する。

4. その権限の範囲内で採択されたロシア連邦構成主体憲法（憲章）裁判所の判決を、他の裁判所が審理し直すことはできない。

第28条 治安判事

1. 治安判事は、その権限の範囲内で、民事、行政および刑事事件を、第一審裁判所として審理する。
2. 治安判事の権限および活動手続は、連邦の法律およびロシア連邦構成主体の法律によって定められる。

第4章 結びの諸規定

第29条 裁判官団体の諸機関

1. 裁判権の担い手としての裁判官の利益を表現するために、連邦の法律の定める手続により、裁判官団体の諸機関が形成される。
2. 裁判官団体の最高機関は、全ロシア裁判官大会であり、それはロシア連邦裁判官評議会およびロシア連邦最高裁判官資格協議会を形成する。
3. 裁判官団体の諸機関の権限および構成手続は、連邦の法律によって定められる。

第30条 裁判所の活動の保証

1. ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、およびロシア連邦最高仲裁裁判所の活動の保証は、これら裁判所の事務機構によってなされる。
2. 一般管轄のその他の裁判所の活動の保証は、ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局によって保証される。
3. その他の仲裁裁判所の活動の保証は、ロシア連邦最高仲裁裁判所によってなされる。

第31条 ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局

1. ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局、およびそのシステムに入っている諸機関は、一般管轄の裁判所および裁判官団体の諸機関の活動を組織的

に保証し、必要な諸資源をその処置に委ねる。

2. ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局長は、ロシア連邦裁判官評議会の同意を得て、ロシア連邦最高裁判所長官によってその職務に任命され、その職務から解任される。
3. ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局の勤務員は、国家公務員である。それには官位その他の特別称号が与えられる。
4. ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局は、法人である。
5. ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局およびそのシステムに入っている諸機関の構造、権限および活動手続は、連邦の法律によって定められる。

第32条 裁判所の事務機構

1. 裁判所の事務機構は、裁判所の仕事を保証し、当該裁判所の長に従う。
2. 裁判所の事務機構の勤務員は国家公務員であり、官位その他の特別称号が与えられ、軍事裁判所の場合は、軍事称号も与えることができる。

第33条 裁判所の財政

1. 裁判所の財政は、連邦の法律に従い、裁判権限の完全かつ独立の行使の可能性を保証しなければならない。
2. ロシア連邦憲法裁判所、一般管轄の裁判所、仲裁裁判所および治安判事の財政は、連邦の法律によって承認された基準に基づいて実現され、連邦予算の中で独立した項目として記載される。
3. ロシア連邦政府は、連邦予算案の裁判所財政の部分の策定に当たっては、ロシア連邦憲法裁判所長官、ロシア連邦最高裁判所長官、ロシア連邦最高仲裁裁判所長官、ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局長、およびロシア連邦裁判官評議会と相互に調整する。ロシア連邦政府は、不一致が存在する場合は、当該裁判所、ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局、およびロシア連邦裁判官評議会の提案を、自らの意見を付して、連邦予算案に添付する。

4. ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、およびロシア連邦裁判官評議会の代表、ならびにロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局長は、ロシア連邦連邦議会の予算案の審議に、参加する権利を有する。
5. 裁判所の財政のために分与された当該財政年度の予算額、または分与すべき次期財政年度の予算額は、全ロシア裁判官大会またはロシア連邦裁判官評議会の同意を得てのみ、減額することができる。

第34条 裁判所における国家権力の象徴

1. 裁判所の建物にはロシア連邦国旗が掲揚され、法廷にはロシア連邦国旗およびロシア連邦国章のマークが設置される。裁判所の建物には、ロシア連邦構成主体の旗も掲げることができ、法廷にはロシア連邦構成主体の旗およびロシア連邦構成主体の国章のマークを設置することができる。
2. 裁判官は、裁判権限の行使に際して、マントを着用するか、またはその職務を表すその他の表象を示すものとする。

第6章 連邦のこの憲法的法律の施行手続

第35条 連邦のこの憲法的法律の施行期日

1. 連邦のこの憲法的法律は、1997年1月1日より施行される。
2. 1981年7月8日の「ロシア共和国裁判所構成法」およびその後のその改正・追加（ロシア共和国最高裁通報1981年28号976番、ロシア連邦人民代議員大会・最高会議通報1992年27号1560番、30号1794番、1993年33号1313番、ロシア連邦立法集1994年32号3300番）のうち、連邦のこの憲法的法律に違反しない部分は、なおも適用される。
3. 1980年6月25日版のソ連邦の軍法会議規程（ソ連邦最高裁通報1980年27号546番）のうち、連邦のこの憲法的法律に違反しない部分は、なおも適用される。

4. 連邦のこの憲法的法律の第33条第2項の、基準に基づく裁判所の財政の部分は、しかるべき連邦の法律の施行の日に施行される。
5. 軍事裁判所に関する連邦の憲法的法律が施行されるまで、軍事裁判所の財政および物質的・技術的保証は、「軍事裁判所および軍事裁判所の諸機関の組織化および活動の若干の諸問題について」の連邦の法律の定める手続に従って実現される。

第36条 連邦のこの憲法的法律の施行後の一般管轄裁判所の訴訟手続の特殊性

1. 連邦のこの憲法的法律の施行以前に形成された地区（市）裁判所は、地区裁判所とみなされる。
2. 控訴手続または破棄手続で事件を審理する裁判所は、第一審裁判所との関係において上級審とみなされる。監督手続で事件を審理する裁判所は、その事件の判決を以前採択した裁判所との関係において、上級審とみなされる。
3. 連邦のこの憲法的法律の施行は、既に審理が開始されていた事件の裁判所の構成には、変更をもたらさない。

第37条 裁判官、人民参審員および仲裁参審員の任期

連邦のこの憲法的法律の施行以後、ロシア連邦のすべての裁判所の裁判官、人民参審員および仲裁参審員は、これらの者が選出（任命）された際の任期が満了するまで、その権限を維持する。

第38条 裁判システムの改革措置の財政形成手続

1. 裁判システムの改革と関連した措置の財政支出は、連邦予算の独立した項目で定められる。
2. 1997年1月1日以降、ロシア連邦司法省の部局の定員は、軍事裁判所を除いて、裁判所の財政および活動保証と結びついたその仕事の分量に比例して、ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局に引き渡され、同じ期間に、ロシア連邦司法省の対応する部局の定員の削減の結果自由になった資金の

範囲内で、連邦予算を元に直接にロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局の財政が開設される。

ロシア連邦大統領 ベ・エリツィン

モスクワ、クレムリン

1996年12月31日

資料⑤

1992年ロシア連邦裁判官地位法

(1993年、1995年に改正。『ロシア連邦法令集』1992年30号1792番、1993年17号606番、1995年26号2399番)

第1条 裁判権の担い手としての裁判官

1. ロシア連邦における裁判権は、裁判所、すなわち裁判官および法律の定める場合に裁判権限の行使に参加する人民の代表に帰属する。
2. 裁判権は自主的であり、立法権および執行権から独立に作用する。
3. 本法律でいう裁判官とは、憲法の定める手続で裁判権を行使する権限を与えられ、専門職としてその職務を遂行する者のことである。
4. 裁判官は独立であり、ロシア連邦憲法および法律にのみ従う。裁判官は、裁判権限の行使に関するその活動について、いかなる者へも報告義務を負わない。
5. 裁判所および裁判官に対する不敬な態度は、法律の定める責任を問われる。

6. 裁判権限の行使に際しての裁判官の要求および指示は、例外なくすべての国家諸機関、社会団体、役職者、ならびにその他の法人および人にとって強制力を有する。裁判権限の行使に必要な情報、文書、およびそれらの複写物は、裁判官の要求により無料で提供されなければならない。裁判官の要求および指示の不履行は、法律の定める責任を問われる。

第2条 裁判官の地位の統一性

1. ロシア連邦におけるすべての裁判官は、同一の地位を有する。軍事裁判所の裁判官を含む一部の種類の裁判官の法的地位の特殊性は、連邦の法律によって定められ、連邦の法律が規定する場合はロシア連邦構成主体の法律によっても定められる。

ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の法的地位の特殊性は、連邦の憲法的法律によって定められる。

2. 裁判官には、その従事している職務、裁判官としての職務経歴、および法律の定めるその他の事由に依存して、資格等級が授与される。裁判官への資格等級の授与は、ロシア連邦における他の裁判官との関係において、その地位の変更を意味しない。

第3条 裁判官に提示される要求

1. 裁判官は、ロシア連邦憲法およびその他の法律を不屈に遵守する義務を負う。
2. 裁判官は、その権限の行使に際して、また職務外の諸関係においても、裁判権の権威または裁判官の品性を損ない、その客観性、正義、または不偏性を疑われかねないようなことはすべて、避けなければならない。
3. 裁判官は代議員になることができず、政党および運動体に加盟することができず、企業活動を行うことができず、学術・教育・文学およびその他の創作活動を除き、他の有償労働と裁判官の職務を兼任することができない。離職中の裁判官は、裁判の分野で働く権利を有する。

第4条 裁判官の職務の候補者に提示される要求

1. 裁判官となりうるのは、25歳に達し、最高法律教育を受け、5年以上の法律専門職の経歴があり、その地位を汚すような非行を行ったことがなく、資格試験に合格し、裁判官資格協議会の推薦を受けたロシア連邦市民である。

この場合、上級裁判所の裁判官になりうるのは30歳、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官となりうるのは35歳に達し、いずれも10年以上の法律専門職の経歴を有するロシア連邦市民である。

2. 連邦の法律によって、ロシア連邦の裁判所の裁判官の候補者への追加的要求を定めることができる。

第5条 裁判官の職務の候補者の選抜

1. 裁判官の職務の候補者の選抜は、競争原理に基づいて行われる。
2. 最高法律教育を受け、25歳に達したすべてのロシア連邦市民は、裁判官の職務の資格試験を受験する権利を有する。
3. 裁判官の職務の資格試験は、法務機関に付属して設置される試験委員会によって行われるが、その構成員は裁判官資格協議会によって承認される。
4. 資格試験を受験するのは、現在裁判官ではない者である。資格試験の結果は、その合格の時から3年間、裁判官の職務に就いている場合はその全期間において有効である。
5. 対応する裁判所の裁判官の職務の候補者に提示されている要求を満たしているロシア連邦の各市民は、裁判官資格協議会に、この職務への推薦状を申請する権利を有する。
6. 裁判官資格協議会は、その権限の範囲内で、対応する裁判官の職務に就くことを求めている者の申請書を審査し、資格試験の結果を考慮に入れて、その者の推薦またはその拒否の結論を与える。裁判官資格協議会への再度の申請は、先の結論を得てから1年以上経って許される。

7. 裁判官資格協議会は、推薦した各候補者についての結論を、対応する裁判所の長に提出する。裁判所の長がこの結論に不同意のときは、再度の審理を求めて同じ裁判官資格協議会にそれを差し戻す。裁判官資格協議会が再度肯定的結論を下した場合は、候補者は、所定の手続でさらに審理を行うため、対応する裁判所の長によって受理される。

第6条 裁判官への権限分与手続

1. ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、それぞれロシア連邦最高裁判所長官およびロシア連邦最高仲裁裁判所長官の意見を考慮に入れたロシア連邦大統領の提案に基づき、ロシア連邦議会連邦院によって任命される。
2. 連邦管区仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦最高仲裁裁判所長官の提案に基づき、ロシア連邦大統領によって任命される。
3. その他の一般管轄の連邦裁判所および仲裁裁判所の裁判官は、それぞれロシア連邦最高裁判所長官およびロシア連邦最高仲裁裁判所長官の、対応する連邦構成主体の立法機関（代表機関）の意見を考慮に入れた提案に基づき、ロシア連邦大統領によって任命される。
4. 軍事裁判所の裁判官は、ロシア連邦最高裁判所長官の提案に基づき、ロシア連邦大統領によって任命される。
5. ロシア連邦大統領は、必要な資料を受理した日から1ヶ月以内に連邦裁判所裁判官を任命し、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の候補者をロシア連邦議会連邦院に任命するよう提案し、または提案された候補者を拒否してそのことを対応する裁判所の長に通知する。
6. 裁判官の職務への候補者の任命は、対応する裁判官資格協議会の肯定的結論がある場合にのみ行うことができる。
7. 一般管轄の連邦裁判所および仲裁裁判所の裁判官の職務に提案された候

補者が拒否された場合、対応する裁判官資格協議会は、候補者の再度の申請があるときは、拒否の理由を審査し、再度裁判官の職務に候補者を任命するよう肯定的結論を与える権利を有する。

第7条 削除〔仲裁裁判所裁判官の候補者選抜に関する規定—法改正で前条に統合〕

第7条の1 裁判官の職務の遂行

1. 裁判官の職務に空席がある場合、裁判所の仕事量が一時的に著しく増大した場合、または裁判官が欠け、もしくはその権限が停止された場合、ロシア連邦憲法裁判所裁判官の職務の遂行を除き、離職中の裁判官に、その同意を得て、1年以下の期間、裁判官として裁判権限の行使を委ねることができる。
2. 離職中の裁判官に裁判官の職務の遂行を委ねることは、裁判官資格協議会の肯定的結論がある場合に、上級裁判所の長によってなされる。

第8条 裁判官の宣誓

1. 初めてその職務に選ばれた裁判官は、厳粛な雰囲気のもとで、次のような内容の宣誓を行うものとする。
「自らの職務を誠実かつ良心的に遂行し、法律にのみ従って裁判権限を行使し、裁判官の職務と自らの良心が命じるところに従って、公正かつ正義を貫くことを厳粛に宣誓する」。
2. ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、これら裁判所の裁判官集会で宣誓を行う。その他の裁判所の裁判官は、大会（協議会）または裁判官集会において宣誓を行う。
3. 宣誓は、ロシア連邦国旗の前で、またロシア連邦を構成する共和国の場合には、その共和国の国旗も合わせて、その前で行われる。

第9条 裁判官の独立の保証

1. 裁判官の独立は、次のことにより保証される。

法律の定める裁判権限の行使手続によって、裁判権限の行使活動へのいかなる者の介入であれ責任追及の威嚇により禁止することによって、

裁判官の権限の停止および終了の所定の手続によって、

裁判官の離職権によって、

裁判官の不可侵権によって、

裁判官団体の諸機関のシステムによって、

その高い地位にふさわしい物質的・社会的保障が国家の負担によって裁判官に提供されることによって、

2. 裁判官、その家族構成員およびそれらの財産は、国家の特別の保護の下におかれる。内務機関は、裁判官からしかるべき要請があった場合は、裁判官およびその家族構成員の安全、ならびにそれらに属する財産の保全の保証のために必要な措置をとる義務を負う。

裁判官は、職務用の火器を保管および所持する権利を有する。それはロシア連邦の「武器法」の定める手続に従い、当該裁判官の申請により、内務機関によって交付される。

3. ロシア連邦法務省、ロシア連邦を構成する共和国の法務省、およびその他の法務機関は、裁判活動のために必要な諸条件の創造、ならびにその人的・組織的および資源的保証のための措置をとる。ロシア連邦最高仲裁裁判所は、仲裁裁判所の活動のために必要な諸条件の創造のための措置をとる。軍事裁判所の活動は、軍事裁判所に関する連邦の法律の定める手続によって保証される。

4. 裁判官の独立の保証は、本法律の定めるその法的保護、および物質的・社会的保障を含め、ロシア連邦の全裁判官に及び、ロシア連邦およびロシア連邦構成主体の他の規範的法令によって、廃止したり、制限したりする

ことはできない。

第10条 裁判官の活動への介入の禁止

1. 裁判権限の行使に関する裁判官の活動へのいかなる介入も、法律によってその責任を追及される。
2. 裁判官は、審理中または訴訟手続中の事件の内容についていかなる説明も与える義務はなく、それらを訴訟法の定めるケースおよび手続以外に、いかなる者へも通知する義務を負わない。

第11条 裁判官の任期

1. ロシア連邦における裁判官の権限は、本条第2項および第3項に定める場合を除いて、一定の期間で制限されない。
2. 治安判事は、その管轄が及ぶ裁判区の住民によって、5年の任期で選挙される。
3. 地区（市）人民裁判所の裁判官、および部隊（陸軍、艦隊、統合軍）の軍事裁判所の裁判官は、最初3年の任期で任命し、その期間経過後はその権限の期間の制限なしに任命することができる。

第12条 裁判官の身分保障

裁判官は更迭されない。裁判官は、本人の同意なしに他の職務または他の裁判所に移動させられない。裁判官の権限を、この法律の定める理由および手続によることなしに、終了させたり、停止させることはできない。

第13条 裁判官の権限の停止

1. 裁判官の権限は、次の事由の中の一つが存在する場合に、裁判官資格協議会の決定によって停止される。
 - ① 裁判所の判決による失踪宣告の発効
 - ② 裁判官に対する刑事告発または勾留に対する裁判官資格協議会の同意
 - ③ ロシア連邦の立法（代表）権力機関、またはロシア連邦構成主体の立法（代表）権力機関の構成員の候補者としての裁判官の選挙運動への参

加

- ④ ロシア連邦の立法(代表)権力機関、またはロシア連邦構成主体の立法(代表)権力機関の構成員への裁判官の選出

2. 本条第1項第2号および第3号により権限を停止された裁判官、または権限停止を拒否された裁判官は、その決定のコピーを受け取った日から10日以内に、最高裁判官資格協議会に、不服を申し立てることができる。最高裁判官資格協議会の決定は、同じ期間内に、ロシア連邦最高裁判所に提訴することができる。

3. 裁判官の権限の停止は、身柄確保措置として勾留が選択された場合を除き、裁判官の給与の停止をもたらさない。失踪宣告を受けた場合はその家族に、給与全額または減額した給与が支払われる。裁判官の権限の停止は、身柄確保措置として勾留が選択された場合を除き、裁判官のその他の種類の物質的・社会的保障の水準の低下をもたらさず、また本法律の定める不可侵性の保障を奪うものでもない。

4. 裁判官の権限の回復の決定は、その権限の停止を決定した裁判官資格協議会がこれを行う。

第14条 裁判官の権限の終了

1. 裁判官の権限は、次の事由が存在する場合に終了する。

- ① 裁判官の文書による辞職申請

② 健康状態またはその他の尊重すべき理由により、裁判官の職務を遂行することが長期にわたって不可能であること。裁判官資格協議会は、この事由が存在する場合、裁判官の権限を終了させることができる。ただし、裁判官が自らの職務の遂行に戻った場合は、この決定を行うことはできない。

③ 他の仕事への移動またはその他の理由と関連して、その権限を終了させるようにという裁判官自身の文書による申請

- ④ 任期が一定の期間に限られている場合について、裁判官の任期の満了
 - ⑤ 軍役定年への到達による軍事裁判所裁判官の軍務からの解職
 - ⑥ ロシア連邦国籍の喪失
 - ⑦ 裁判官の職務と両立しない職務への従事
 - ⑧ 裁判官に対する有罪判決、または裁判官に強制的医療処分を適用するという裁判所の決定の発効
 - ⑨ 裁判官の名誉および尊厳を傷つけるような、または裁判権の権威を損なうような非行の実行
 - ⑩ 裁判官の行為能力の制限、または裁判官の行為無能力の認定についての裁判所の判決の発効
 - ⑪ 裁判官の死亡、または裁判所の判決による死亡宣告の発効
 - ⑫ 裁判所の廃止または改組と関連した他の裁判所への配置転換の裁判官による拒否
2. 裁判官の権限は、対応する裁判官資格協議会の決定によって終了する。当該裁判官は、この決定について、そのコピーを受け取った日から10日以内に、最高裁判官資格協議会に、不服を申し立てることができる。最高裁判官資格協議会の決定は、同じ期間内に、ロシア連邦最高裁判所に提訴することができる。
3. 裁判官の権限の終了に関する裁判官資格協議会の決定が破棄された場合、またはその前提となった裁判所の有罪判決、もしくは本条第1項第8号の定める裁判所の決定が破棄された場合は、裁判官は前職に復帰し、所定の給与が支払われるものとする。

第15条 裁判官の離職

1. 本条において裁判官の離職とは、裁判官の職務からの名誉ある辞職または名誉ある退職を意味する。離職中の者は、裁判官の称号、人身の不可侵性および裁判官団体への帰属を維持する。

2. 各裁判官は、年令に関わりなく自らの希望で、離職する権利を有する。裁判官は、その権限が、本法律第14条第1項第1、第2、第4、第5、第10、および第12号の定める事由で終了した場合は、離職したものとみなされる。

極北地域およびそれに匹敵する地域における裁判官としての勤務期間は、他の地域の裁判官の職務経歴の1.5倍として計算される。

3. 離職した裁判官には、裁判官としての勤務丸1年につき最後の職務の1ヶ月分の賃金という計算で、ただし辞めた職務の賃金月額6倍以上の離職金が支払われる。この場合、以前離職したことのある裁判官については、最後の復職時からの勤務期間のみが計算に入れられる。

4. 離職後の裁判官は、公共輸送機関の無料利用権、およびこの種の裁判官のためにロシア連邦の現行法が定めるその他の諸権利を維持する。

5. 離職中の裁判官には、一般原則に従って年金が支給される。20年以上の裁判官としての職務経歴を有する離職裁判官には、一般原則に基づく年金、または対応する裁判官職務の賃金の80パーセントの月額の非課税の終身扶養金のいずれかが、本人の選択に基づいて支給される。裁判官の職務経歴が20年未満であるが、55歳（女性は50歳）に達した離職裁判官には、毎月の終身扶養金額は、裁判官として働いた満年数に比例して計算される。

その職務において20年を超える労働経歴を有する離職中の裁判官については、毎月の終身扶養金は、次のように増額される。20年を超える労働経歴1年毎に、上記扶養金の1パーセント増とするが、ただし全部で対応する裁判官の職務の賃金の85パーセントを超えないものとする。

離職中の裁判官で、軍事上の事故のために障害者となった者は、毎月の終身扶養金および障害者年金を受給する権利を有する。

6. 裁判官は、本法律の第3条第3項の定める要件を遵守し、ロシア連邦国籍を維持し、その名誉を傷つけ、そのことによって裁判権の權威を損なう

ような非行を行わない限り、離職中とみなされる。

7. 離職中の裁判官の前任地または定住地の裁判官資格協議会は、本法律が裁判官に提示している要件に、当該離職裁判官がもはや応えていないことを確認したときは、裁判官の離職を終了させる。離職状態を終了させられた裁判官は、本法律第14条第2項の定める手続に従い、その決定に対して不服を申し立てる権利を有する。
8. 裁判官の離職は、裁判官の職務に再度選任された場合にも終了する。
9. 離職状態の終了した裁判官は、ロシア連邦の法令に従い、年金保障の権利を有する。

第16条 裁判官の不可侵性

1. 裁判官の人身は不可侵である。裁判官の不可侵性は、その住居、その勤務部屋、その利用している輸送機関および通信手段、その通信文、ならびに裁判官に属する財産および文書に及ぶ。
2. 裁判官の行政責任および規律責任を問うことはできない。裁判権限の行使に際して表明した意見および採択した判決に対して、その職権濫用の犯罪について有責性が裁判所の判決によって確認され、それが発効しない限り、裁判官のいかなる責任も問うことはできない。
3. 裁判官に対する刑事事件は、対応する裁判官資格協議会の同意がある場合に、ロシア連邦検事総長またはその職務を代行する者によってのみ開始することができる。
4. 裁判官は、対応する裁判官資格協議会の同意なしに、それを刑事告発し、勾留し、拘引することはできない。裁判官の勾留は、ロシア連邦検事総長もしくはその職務を代行する者の裁可による以外に、または裁判所の決定による以外には許されない。
5. 裁判官は、いかなる場合にも逮捕することはできず、いかなる国家机关にも行政的違法反事件の手続で強制的に拘引することはできない。犯罪実

行の嫌疑で逮捕された裁判官、行政的法違反事件の手続で内務機関またはその他の国家機関によって逮捕または拘引された裁判官は、その身元が判明した後は直ちに釈放しなければならない。

6. 裁判官の住居もしくは勤務部屋、または個人の、もしくはその利用している輸送機関への侵入、そこでの検査、搜索または押収の実施、その電話による会話の盗聴、裁判官の身体の検査および搜索、その郵便物ならびに裁判官に属する財産および文書の搜索、没収および押収は、ロシア連邦憲法および連邦の法律を遵守し、当該裁判官に対する刑事訴訟手続の遂行に関連してのみ行われる。

7. 裁判官に対する刑事事件は、裁判所による審理の開始前に表明された当該裁判官の要求がある場合は、ロシア連邦最高裁判所によってのみ審理されなければならない。

第17条 裁判官団体の諸機関

1. 裁判権の担い手としての裁判官の利益の表明のために、裁判官によって裁判官団体の諸機関が形成される。

2. 裁判官団体の諸機関とは、以下のものである。

全ロシア裁判官大会、大会と大会の間の期間は全ロシア裁判官大会によって選出されるロシア連邦裁判官評議会

ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官集会
ロシア連邦を構成する共和国、道、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルク市、自治州および自治区、軍管区、部隊・艦隊集団ならびに仲裁裁判所の裁判官大会（協議会）、大会（協議会）と大会（協議会）の間の期間は、大会（協議会）によって選出された裁判官評議会

3. 裁判官団体の諸機関は、次のことを行う。

① 裁判実務および立法の整備の諸問題を検討する。

② 裁判所の活動および裁判官の地位に関する法律およびその他の規範的

法令の草案の社会的審査を行う。

- ③ 裁判所の活動、その人的・組織的・資源的保证、および裁判官の法的・社会的地位について直面する諸問題を審理する。
 - ④ 国家諸機関および社会諸団体において、裁判官の利益を代表する。
 - ⑤ 対応する裁判官資格協議会を選出する（普通裁判所、軍事裁判所、仲裁裁判所それぞれ別に）。
4. 裁判官団体の機関の諸問題を審議して決定を採択し、国家諸機関、社会諸団体、および役職者に対して、1ヶ月以内に審理すべき訴えを採択する。
 5. 裁判官団体の諸機関は、裁判官の独立および裁判活動への不介入の原則を確実に遵守してその活動を行う。
 6. 裁判官団体の諸機関の形成および活動手続は、全ロシア裁判官大会によって定められる。

第18条 裁判官資格協議会

1. 以下の諸問題の審理のために、最高裁判官資格協議会、ならびにロシア連邦最高裁判所裁判官、ならびにロシア連邦を構成する共和国、道、州、モスクワ市、サンクト・ペテルブルク市、自治州および自治区の裁判官、ならびに軍管区、部隊・艦隊集団の裁判官、ならびにロシア連邦最高仲裁裁判所およびその他の仲裁裁判所の裁判官の資格協議会が創設される。

裁判官の職務への候補者の選抜

裁判官の職務の停止または終了

裁判官の離職状態の終了

裁判官の不可侵性の保証

裁判官の資格試験の実施、および裁判官の資格等級の授与

2. 最高裁判官資格協議会およびその他の裁判官資格協議会の組織手続、活動手続および権限は、ロシア連邦議会国家院の承認する裁判官資格協議会規程によって定められる。

第19条 裁判官の物質的保証

1. 裁判官の賃金(軍事裁判所裁判官の金銭的扶養)は、職務給、一軍事裁判官の場合は、軍事称号給も一、ならびに資格等級および勤続年数による追加給、ならびに特別の労働条件による職務給の50パーセントの追加給から成り、減額することはできない。裁判官には、法律およびその他の規範的法令の定めるその他の支払いを行うことができる。裁判官への資格等級および勤続年数による追加給の額は、連邦の法律によって定められる。裁判官の職務給の額は、その職務に応じて、連邦の法律の定めるロシア連邦最高裁判所長官およびロシア連邦最高仲裁裁判所の職務給に対する一定比率によって定められるが、その50パーセントを下回ることはできない。裁判官の職務給は、対応する裁判所の長の職務給の80パーセントを下回ることとはできない。

60歳(女性は55歳)に達し、10年以上の裁判官の職歴を含む法律職の勤労経歴が25年以上の裁判官は、離職し、月払いの終身扶養料を満額受け取る権利を有する。毎月の終身扶養料額の計算に際して考慮すべき勤労経歴のなかに、裁判官の職務の労働期間だけでなく、その就任に最高法律教育を必要としている国家組織の法律専門職の労働期間、および裁判官に任命される前の弁護士労働期間も含まれる。

極北地域およびそれに比肩する地域で、それぞれ15暦年または20暦年働き、離職した裁判官には、毎月の終身扶養料が定められ、その居住地および上記扶養料の請求時期に関わりなく、賃金に対する地域指数を計算に入れて、支払われる。

法学博士候補の学位または助教授の資格を有する裁判官は、職務給の5パーセントの額の追加給を受け取り、法学博士の学位または教授の資格を有する裁判官は、職務給の10パーセントの額の追加給を受け取る。「ロシア連邦功労法律家」の名誉称号を有する裁判官は、職務給の10パーセント

の額の追加給を受け取る。離職中の裁判官および官位を有する裁判所の勤務員も、これら追加給を受給する権利を有する。この場合、上記の追加給および本法律第15条第5項第2号の定める追加給を計算に入れた毎月の終身扶養料額は、当該職務に従事している裁判官の賃金の85パーセントを超えることはできない。

2. 裁判官には、30労働日継続するの年次有給休暇が与えられる。

極北地域で勤務する裁判官には、51労働日継続する年次有給休暇が、極北地域に匹敵する諸地域、および賃金への追加の指数が定められているような厳しく困難な気候条件の諸地域の場合は、45労働日継続する年次有給休暇が与えられる。

法律専門職の職歴を考慮に入れて、裁判官に次のような追加年次有給休暇が与えられる。

5年以上10年未満－5労働日

10年以上15年未満－10労働日

15年以上－15労働日

裁判官が休息地へ向かう時間および帰りの時間は、休暇期間に算入されない。休息地への往復の交通費も、支払われなければならない。

追加年次有給休暇提供のための労働経歴の確定手続は、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、およびロシア連邦司法省によって定められる。

3. 地方行政府は、裁判官にその権限が付与されてから6ヶ月以内に、および（または）その住宅条件を改善する必要がある場合に、裁判所の所在地で、20平方メートル以上の追加居住面積を受ける裁判官の権利を考慮に入れた独立のアパートもしくは家、または独立した部屋のかたちで設備の整った住居を順番外で提供しなければならない。

上記の住居は、地方財政の資金の負担によって裁判官に提供された後6

ヶ月の期間内に連邦予算によって補償されるか、またはこの目的のために交付された連邦予算の負担によって裁判所により取得される。この場合、ロシア共和国住宅法典および本法律の定める社会的基準による居住面積を保証されていないか、または雑居部屋に居住している裁判官は、住宅条件の改善を要するものとみなされる。住居は無償で裁判官に譲渡され、その所有となる。

裁判官の同意を得て、裁判官への住居の提供の代わりに、住宅の取得または建設のための無利子の貸付金が、連邦財政の資金から交付され、それは裁判官の職務に10年間勤務することによって償還される。

地方財政の負担による家庭用電話の設置、および学齢前児童施設の籍の提供の諸問題も、順番外で3ヶ月以内に解決しなければならない。

4. 裁判官としての20年以上の職務経歴を有し、離職中の裁判官、または勤務中に障害者になり、他の地域の定住地に移転することを希望している裁判官は、連邦財政の負担により、独立したアパートまたは家のかたちで、設備のよい住居を、順番外で地方行政政府によって保証される。この裁判官には、住宅建設協同組合のメンバーに順番外で加入する可能性が与えられ、個人住宅建設への協力が提供される。

離職中の裁判官は、当人に提供されている本条第3項に定められた追加居住面積を維持する。

5. 裁判官およびその家族構成員は、医薬品の保証を含む医療サービスを受ける権利を有し、それは連邦財政資金の負担によって支払われる。裁判官およびその家族構成員は、保養・休息治療を受ける権利を有し、それは、裁判官、その配偶者およびその未成年の子に、連邦財政の資金の負担によって提供される。これらの諸権利は、離職後または年金生活入りの裁判官にも維持される。この場合、離職中または年金生活中の裁判官およびその家族構成員の医療サービスは、当人が登録されている治療設備において、連

邦財政資金の負担によって行われる。

6. 本法律第14条第1項第11号の定める事由に基づく裁判官の権限の終了の場合、その家族には、最後の職務の月額賃金相当額に、裁判官の職務の満年数を乗じた額が、一時金として支払われる。ただしそれが年間賃金額より少ない場合は、年間賃金額が支払われる。

裁判所の廃止または改組の場合、裁判官をその同意を得て他の裁判所に配置転換することができる。配置転換の手続が完了するまでの間、裁判官の賃金は維持される。裁判官は、配置転換を拒否する場合、一般原則に基づいて離職する権利を有する。この場合、最後の職務の年間賃金額に相当する補償金が支払われる。

7. 裁判官は、ロシア連邦上の領土上で、市内、郊外および地方交通のすべての種類の公共交通機関（タクシーを除く）を、職務証明書に基づいて無料で利用する権利を有する。裁判官は、ホテルの部屋を順番外で予約・利用する権利、およびあらゆる種類の交通機関の利用許可証を取得する権利も有する。

8. 裁判官および官位を有する裁判所の勤務員は、ロシア連邦政府の定める基準に基づき、無償で制服を保証される。

第20条 裁判官およびその家族構成員の社会的保護措置

1. 裁判官の生命、健康および財産は、連邦財政資金の負担により、強制国家保険をかけなければならない。その場合、裁判官の生命および健康は、その15年の賃金額が、保険されなければならない。
2. 国家保険機関は、次の場合に保険金を支払う。

在職中または職務から離れた後の裁判官が、身体の負傷またはその他の健康障害の結果、破局（死亡）を迎えたときは、その相続人に、裁判官の賃金の15年分の額を支払う。

その後の専門的活動への従事を不可能にする負傷またはその他の健康障

害が裁判官に生じた場合、裁判官の賃金の3年分の額を支払う。

労働能力の継続的喪失には至らず、その後の専門的活動への従事の可能性が排除されない身体の負傷またはその他の健康障害の場合は、裁判官の1年間の賃金額を支払う。

3. その後の専門的活動への従事を不可能にする負傷またはその他の健康障害が裁判官に生じた場合、当人には当該職務に従事する裁判官の賃金のかたちで毎月補償金が支払われる。

この場合、負傷との関係で裁判官に定められている障害者年金、および負傷の前または後で定められるその他の種類の年金は、損害補償の計算に入れられない。被害を被った裁判官が負傷後に受け取る賃金、および強制国家保険によって受け取る保険金も、損害補償の計算に入れられない。

4. 裁判官の破滅（死亡）の場合、その扶養の下にあった労働無能力の家族構成員には、当該職務に従事している裁判官の賃金額の補償金が、裁判官自身の取り分相当額を控除し、強制国家保険金、扶養者喪失年金、およびその他の年金、ならびに賃金、奨学金およびその他の収入は控除せず、毎月支払われる。

上記の支払い手続は、離職中の裁判官の破滅（死亡）の場合にも適用され、その扶養の下にあった家族構成員には、裁判官に定められていた終身扶養料額に基づき、毎月補償金が支払われる。

5. 裁判官またはその家族構成員に属する財産の滅失または損壊によって生じた損害は、裁判官またはその家族構成員に対して、満額賠償されなければならない。
6. 本条第3項、第4項および第5項の定める損害賠償の支払いは、連邦財政の負担によって行われる。
7. 本条第2項、第3項、第4項および第5項に含まれる規則は、裁判官およびその家族構成員の損害発生が、裁判官の勤務活動と関連していないこ

とが法律の定める手続によって確認された場合には、適用されない。

第21条 裁判権のシンボル

1. 裁判所の建物には、ロシア連邦国旗が掲揚され、裁判所の法廷には、ロシア連邦国章およびロシア連邦国旗が設置される。
2. 裁判権限を行使する際、裁判官はマントを着用する。
3. 裁判官には、離職中の者を含め、対応する国家機関またはそれを任命した者によって証明書が交付される。

ロシア連邦大統領 ベ・エリツィン

モスクワ、ロシア会議の家

1992年6月26日

資料④

1998年ロシア連邦治安判事法

(『ロシア新聞』1998年12月22日)

第1条 ロシア連邦における治安判事

1. ロシア連邦における治安判事（以下治安判事と略す）は、ロシア連邦構成主体の一般管轄の裁判官であり、ロシア連邦の統一裁判システムに入る。治安判事の権限、活動手続、および治安判事の職務の創設手続は、ロシア連邦憲法、「ロシア連邦の裁判システムについて」の連邦の憲法的法律、その他の連邦の憲法的法律、および本法律によって定められ、治安判事の任命（選出）および活動手続は、ロシア連邦構成主体の法律によっても定

められる。

2. 治安判事は、ロシア連邦の名において裁判権限を行使する。治安判事による裁判権限の行使手続は、連邦の法律によって定められるが、行政的法違反事件についての裁判権限の行使に関わる部分については、ロシア連邦構成主体の法律によっても定めることができる。
3. 治安判事の発効済みの判決・決定、ならびにその合法的な命令、要求、委任、召喚およびその他の指示は、例外なくすべての連邦国家権力諸機関、ロシア連邦構成主体の国家権力諸機関、地方自治の諸機関、社会団体、役職者ならびにその他の人および法人にとって拘束力を有し、ロシア連邦の全領土で確実に執行されなければならない。

第2条 治安判事の地位の保障

1. 治安判事およびその家族構成員には、「ロシア連邦裁判官地位法」およびその他の連邦の法律によって定められた裁判官の独立性およびその不可侵性の保障、ならびに物質的・社会的保障が及ぶ。
2. ロシア連邦構成主体の法律は、物質的保障および社会的保護について、追加的な保障を定めることができる。

第3条 治安判事の権限

1. 治安判事は、次の事件を第一審として審理する。
 - ① その実行に対して最大で2年以下の懲役刑しか科すことができない犯罪についての刑事事件
 - ② 裁判命令書の交付に関する事件
 - ③ 子をめぐる紛争を伴わない場合の離婚事件
 - ④ 夫婦が共同で築いた財産の分割をめぐる事件
 - ⑤ 家族法関係から発生するその他の事件。ただし父性（母性）の否認事件、認知事件、親権剥奪事件、および養子（養女）事件を除く。
 - ⑥ 訴額が提訴時の法律の定める最低労働報酬の500倍以下の財産紛争事

件

- ⑦ 労働関係から生じた事件。ただし職場復帰をめぐる事件を除く。
- ⑧ 土地区画、建物およびその他の不動産の利用手続の確定に関する事件
- ⑨ ロシア連邦行政的違法法典によって、治安判事の権限とされている行政的違法反事件

- 2. 治安判事は、治安判事が第一審として採択し発効した判決について、新たに発見された事情に基づいて事件を審理する。
- 3. 治安判事は、連邦の憲法的法律によってその管轄とされている事件を、単独で審理する。

第4条 裁判区

- 1. 治安判事は、その裁判区の範囲内で自らの活動を行う。
- 2. ロシア連邦構成主体の治安判事の総数、および裁判区の数は、ロシア連邦最高裁判所との合意を得たロシア連邦の当該構成主体の立法発議により、またはロシア連邦の当該構成主体との合意を得たロシア連邦最高裁判所の発議により、連邦の法律によって定められる。
- 3. 裁判区および治安判事の職務は、ロシア連邦構成主体の法律によって創設され、廃止される。
- 4. 住民人口1万5千人から3万人につき、一つの裁判区が創設される。人口が1万5千人未満の行政地域単位の場合は、一つの裁判区が創設される。
- 5. 裁判区または治安判事の職務は、当該治安判事の権限に関わる事件が、同時に他の裁判官または裁判所の管轄に移されない限り、廃止することはできない。

第5条 治安判事に提示される要件

- 1. 治安判事になることができるのは、25歳に達し、最高法律教育を受け、5年以上の法律専門職の職歴を有し、自らを貶めるような非行を行ったことがなく、資格試験に合格し、対応するロシア連邦構成主体の裁判官資格

協議会の推薦を受けたロシア連邦市民である。

5年以上の連邦裁判所裁判官の職務経歴を有する者は、資格試験の合格および対応するロシア連邦構成主体の裁判官資格協議会の推薦状の提出を免除される。

2. 治安判事は、国家権力の代表機関または地方自治機関の代議員になることができず、政党および政治運動に参加することができず、企業活動を行うことができず、また治安判事の職務と、科学、教育、文芸およびその他の創作活動除き、他の有償の労働を兼職することができない。
3. ロシア連邦構成主体の法律により、治安判事の職務の候補者に対する追加的要件を定めることができる。

第6条 治安判事の職務への任命（選出）手続

治安判事は、ロシア連邦構成主体の国家権力の立法（代表）機関によって任命（選出）され、またはロシア連邦構成主体の法律の定める手続により、当該裁判区の住民によって選挙される。

第7条 治安判事の任期

1. 治安判事は、ロシア連邦の当該構成主体の法律の定める任期で、職務に任命（選出）される。ただし5年以下の任期とする。治安判事の職務に就いている者は、上記の期間が経過したときは、当該職務の任命（選出）について、改めて立候補することができる。
2. 治安判事の職務への二度目、およびそれ以上の任命（選出）の場合、治安判事は、ロシア連邦の当該構成主体の法律の定める任期で、任命（選出）される。ただし5年以上とする。

第8条 治安判事の権限の終了および停止

1. 治安判事の権限は、その任命（選出）された任期が満了したときに、または「ロシア連邦裁判官地位法」の定める場合に、その手続に従って終了する。

2. 治安判事の権限は、「ロシア連邦裁判官地位法」の定める場合に、その手続に従い、ロシア連邦構成主体の裁判官資格協議会の決定によって停止させることができる。

第9条 治安判事事務局

1. 治安判事事務局は、治安判事の仕事を保証する。治安判事事務局の構造および定員表は、ロシア連邦構成主体の法律の定める手続に従って定められる。
2. 治安判事事務局の勤務員は、ロシア連邦の当該構成主体の国家公務員である。

第10条 治安判事の財政およびその活動の物質的・技術的保証

1. 治安判事の賃金、および連邦の法律によって裁判官のために定められた社会的支払いのための費用の支出は、ロシア連邦最高裁判所付属裁判事務局の機関を通して、連邦予算によって賄われる。
2. 治安判事の職務給は、ロシア連邦最高裁判所長官の職務給の60%の額と定める。連邦構成市で活動する治安判事の職務給は、ロシア連邦最高裁判所長官の職務給の64%の額と定める。
3. 治安判事の活動の物質的・技術的保証は、ロシア連邦の当該構成主体の法律の定める手続により、ロシア連邦の当該構成主体の法務機関または執行権力機関によって実現される。

第11条 治安判事の法廷における国家権力の象徴

1. 治安判事の法廷には、ロシア連邦国旗およびロシア連邦国章のマークが掲げられ、またロシア連邦の当該構成主体の旗および国章のマークを掲げることができる。
2. 治安判事は、裁判権限の行使に際して、マントを着用し、および（または）ロシア連邦の当該構成主体の法律の定める自らの職務を明示するための他の標章を身につける。

第12条 結びの諸規定

1. この連邦の法律は、その公布の日から施行される。
2. 治安判事の職務への任命（選出）が終わるまでは、治安判事の管轄に関わる事件は、地区裁判所によって審理される。

ロシア連邦大統領 ベ・エリツィン

モスクワ、クレムリン

1998年12月17日

資料⑦

ロシア連邦一般管轄連邦裁判所人民参審員法

（『ロシア新聞』2000年1月6日）

第1条 裁判権限の行使に参加するロシア連邦市民の権利

1. ロシア連邦市民（以下市民と略す）は、一般管轄連邦裁判所人民参審員（以下人民参審員と略す）として、裁判権限の行使に参加する権利を有する。
2. 人民参審員は、この連邦法および連邦の訴訟に関する法律の定める手続により、裁判所の構成員として民事および刑事事件に関する裁判権の行使の権限を与えられ、非専門家として裁判官の職務を遂行する。
3. 性、人種、民族、出生、財産状態、宗教に対する態度、信条および社会団体への所属によって、人民参審員として裁判権限の行使に参加する市民の権利を制限することは許されない。この権利の制限は、この連邦の法律

によってのみ定められる。

4. 市民が人民参審員として裁判権限の行使に参加することは、市民の義務である。

第2条 人民参審員名簿の作成手続

1. 地区裁判所人民参審員一般名簿（以下一般名簿と略す）は、当該地区裁判所の管轄が及ぶ範囲の地区有権者名簿に基づいて、対応する地方自治代表機関によって作成される。その場合人民参審員の総数は、地区裁判所の1人の裁判官あたり156人の人民参審員という計算で定められる。
2. 一般名簿は、ロシア連邦構成主体の立法（代表）機関によって承認され、後者によって、以前の一般名簿に記載された人民参審員の任期が満了する時より1ヶ月以上前に、対応する地区裁判所に提示される。
3. 一般名簿に記載された人民参審員の任期は5年である。
4. 必要な場合は、本条の定める手続により、地区裁判所人民参審員の追加名簿を作成することができる。
5. 追加名簿に記載された地区裁判所人民参審員の権限は、一般名簿に記載された人民参審員の権限と同時に終了する。

第3条 人民参審員に提示される要件

1. 25歳に達した市民は、人民参審員になることができる。
2. 次の者は、人民参審員になることができない。
 - ① 法律の定める手続で取り消され、または消去されていない前科を有する者
 - ② 裁判所によって行為無能力者または制限能力者と認められた者
 - ③ 「ロシア連邦国家公務基本法」の定めるA種国家公務に従事している者、および地方自治機関の被選挙職務に従事している者
 - ④ 検察官、予審官、捜査官
 - ⑤ 麻薬療養所または精神病療養所に登録されている者

第4条 連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体執行権力機関、地方自治執行機関、およびそれらの役職者の、人民参審員名簿作成のための情報提供義務

連邦執行権力機関、ロシア連邦構成主体執行権力機関、地方自治執行機関、およびそれらの役職者は、人民参審員の名簿の作成のために必要な情報を、地方自治代表機関に提供する義務を負う。

第5条 地区裁判所および駐屯地軍事裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜

1. 地区裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜は、当該地区裁判所の人民参審員の一般名簿に基づいて行われる。
2. 地区裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜は、ロシア連邦最高裁判所の定める手続により、当該裁判所所長により、対応する地区裁判所の人民参審員の一般名簿から、偶然的選抜の方法で行われる。この場合、地区裁判所の各裁判官のために、連邦の対応する訴訟法の定める人数の3倍の数の人民参審員が決定される。
3. 地区裁判所における具体的事件についての裁判官の職務の遂行のための人民参審員の選抜は、当該事件を審理する裁判官により、本条第2項の定める人民参審員の中から、抽選の方法によってなされる。
4. 駐屯地軍事裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜は、本条第2項の定める手続により、対応する駐屯地軍事裁判所の裁判官の要請により、事件が審理される地区の人民参審員の一般名簿に基づいてなされる。
5. 駐屯地軍事裁判所における具体的事件についての裁判官の職務の遂行のための人民参審員の選抜は、当該事件を審理する裁判官により、本条第2項の定める人民参審員の中から、抽選の方法によってなされる。

第6条 共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所および管区（艦隊）軍事裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜

1. 共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、および自治区裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜は、本連邦法第5条第2項の定める手続により、ロシア連邦の対応する構成主体の領土上に配置されている地区裁判所の人民参審員の一般名簿に基づいて、当該裁判所の長によってなされる。
2. 本条第1項の定める裁判所における具体的事件についての裁判官の職務の遂行のための人民参審員の選抜は、当該事件を審理する裁判官により、本連邦法第5条第3項の定める手続によってなされる。
3. 管区（艦隊）軍事裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜は、本連邦法第5条第4項の定める手続によってなされる。
4. 管区（艦隊）軍事裁判所における具体的事件についての裁判官の職務の遂行のための人民参審員の選抜は、当該管区（艦隊）軍事裁判所の裁判官により、本連邦法第5条第5項の定める手続によってなされる。

第7条 ロシア連邦最高裁判所の人民参審員の選抜

1. ロシア連邦最高裁判所の人民参審員名簿は、ロシア連邦構成主体の領土上に配置されている地区裁判所の人民参審員の名簿に基づいて、ロシア連邦の当該構成主体の立法（代表）機関によって承認される。ロシア連邦最高裁判所の人民参審員の数は、ロシア連邦最高裁判所によって定められる。
2. ロシア連邦最高裁判所における事件の審理に参加するための人民参審員の選抜は、本連邦法第5条第2項の定める手続により、ロシア連邦最高裁判所の裁判合議部の部長によってなされる。
3. ロシア連邦最高裁判所における具体的事件についての裁判官の職務の遂行のための人民参審員の選抜は、本連邦法第5条第3項の定める手続によ

て、ロシア連邦最高裁判所裁判官によってなされる。

第8条 人民参審員による具体的事件についての裁判官の職務の遂行の免除

1. 裁判官は、次の場合に、人民参審員の文書による申請に基づいて、人民参審員による具体的事件についての裁判官の職務の遂行を免除することができる。

- ① 70歳に達したこと
- ② 3歳未満の年齢の子を1人または2人以上持ち、子の世話のために休職中の者
- ③ 聖職者である者、または自らの信条もしくは信仰のため自らの裁判権限の行使への参加を不可能とみなす者
- ④ 第1級、第2級または第3級の障害者
- ⑤ 本職から離れることが社会的または国家的利益に本質的損害を及ぼす可能性があるような職務を遂行している者
- ⑥ ロシア連邦軍、その他の軍隊、軍事組織、およびロシア連邦の法令により軍務が規定されている機関の軍事勤務員である者
- ⑦ その地域の裁判手続で用いられる言語を理解しない者
- ⑧ その他尊重すべき理由をもつ者

2. 本条第1項第1号、第4号および第7号に該当する場合、裁判官は、自らのイニシアティブで、人民参審員による具体的事件についての裁判官の職務の遂行を免除することができる。

3. 人民参審員は、本条第1項に該当する場合、人民参審員を含めた裁判所構成の形成に関する裁判官の決定がなされる前であれば、具体的事件についての裁判官の職務の遂行を免除される。

第9条 人民参審員の職務遂行期間

1. 人民参審員は、地区裁判所における自らの職務の遂行に、14日間従事する。ただし具体的事件の審理の期間が上記の期間を超える場合は、当該事

件の審理の期間中従事する。

2. 人民参審員は、駐屯地軍事裁判所、共和国最高裁判所、道・州裁判所、連邦構成市裁判所、自治州裁判所、自治区裁判所、管区（艦隊）軍事裁判所およびロシア連邦最高裁判所における自らの職務の遂行に、具体的事件の審理の期間中従事する。

3. 人民参審員は、自らの職務の遂行に、1年間に1回だけ従事する。

第10条 人民参審員の権限の停止および任期満了前の終了

1. 人民参審員に対して刑事事件の告発が提起された場合、その権限は、当該刑事事件の捜査が終了するまで、対応する裁判所の長によって停止される。
2. ロシア連邦構成主体の立法（代表）機関は、本連邦法第3条第2項に該当する場合、人民参審員の権限を終了させる。

第11条 人民参審員の物質的保証

1. 裁判権限の行使に人民参審員が参加した時間に対して、対応する裁判所は、当該裁判所の裁判官の職務給の4分の1の額の補償的報酬を、連邦予算の負担で人民参審員へ支払う。この補償的報酬に対しては、所得税は課せられない。
2. 裁判権限の行使についての自らの職務を遂行中の人民参審員に対して、本来の職務地での平均賃金、ならびに法令の定める保証および特典は維持される。
3. 対応する裁判所は、人民参審員に対して、裁判官のために定められている手続により、裁判官のために定められているのと同額の出張費を補償する。
4. 人民参審員による裁判権限の行使についての自らの職務の遂行の期間は、あらゆる種類の労働経歴の計算に際して、参入される。

第12条 人民参審員の独立性および不可侵性の保障

1. 人民参審員およびその家族構成員に対して、その裁判権限の行使期間中、ロシア連邦憲法、「ロシア連邦の裁判システムについて」の連邦の憲法的法律、「ロシア連邦の裁判官の地位について」の法律第9条第2項、第10条第2項、第16条第1項、第2項、第5項、第6項、および第7項、ならびに本連邦法の定める裁判官およびその家族構成員の独立性および不可侵性の保障が適用される。
2. 裁判権限の行使期間中、人民参審員に対する刑事事件は、ロシア連邦検事総長またはその職務の代行者のみが開始することができる。人民参審員は、その裁判権限の行使期間中、ロシア連邦検事総長もしくはその職務の代行者の裁可、または裁判所の決定によってのみこれを勾留することができる。
3. 人民参審員は、その裁判権限の行使期間中、これをその本職から解雇したり、本人の同意なしに配置転換することはできない。

第13条 本連邦法の採択によるロシア連邦の若干の法令の失効

〔失効した11の法令またはその一部の条項のリストが掲げられているが、省略する〕

第14条 本連邦法の発効

本連邦法は、その公布の日に発効する。

ロシア連邦大統領代行

ヴェ・プーチン

モスクワ、クレムリン

2000年1月2日